

吹田市商工振興ビジョン 2025

Suita Commerce and Industry Vision in 2025



吹田市

はじめに

産業は、雇用や定住、地域活力等を生み出し、まちを活性化するうえで非常に重要な要素であり、その振興が自治体にとって大きな課題であることは言うまでもありません。とりわけ、全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少による産業の衰退が懸念されている今、各自治体には地域の実情に応じた、より主体的な産業振興の取組が求められているものと存じます。

本市は、質の高い住環境、完備された道路や鉄道網、万博記念公園に代表される豊かなみどり、全国有数の大学・高度研究施設・医療機関の集積などによる複合的な機能を併せ持ち、北大阪を代表する自治体として発展を遂げてまいりました。昨年には、万博記念公園内に市立吹田サッカースタジアムと大型複合施設が相次いで完成したほか、「北大阪健康医療都市（旧吹田操車場跡地。愛称：健都）」や南部地域での新駅開設に向けた取組など、まちづくり史に残るような大きなプロジェクトも進行しています。

こうした吹田の強みや特性、また近年の社会情勢の変化等も踏まえ、平成21年（2009年）に制定した吹田市産業振興条例の目的、理念のさらなる具体化に向け、「吹田市商工振興ビジョン2025」を策定いたしました。本ビジョンは、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間を計画期間とし、「地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造」を基本理念として五つの基本方針・施策を掲げるとともに、それを推し進めていくためのアクションプランを定めたものです。

今後は、本ビジョンを新たな指針に、市民、商工業者、関係機関・団体等の皆様のお力をお借りしながら、商工振興施策のさらなる推進に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本ビジョンの策定にあたりご尽力を賜りました吹田市商工業振興対策協議会、吹田市商工振興ビジョン策定専門部会の皆様をはじめ、多くの関係者の方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成28年（2016年）3月

目 次

第1章 ビジョンの策定にあたって	1
第1節 ビジョン策定の目的	2
第2節 ビジョンの位置付け及び計画期間	3
(1) ビジョンの位置付け.....	3
(2) ビジョンの計画期間.....	4

第2章 「吹田市新商工振興ビジョン」の検証及び総括	5
第1節 旧ビジョン策定以降の商工振興施策の実施状況	8
(1) 商業施策.....	8
(2) 企業振興施策	12
(3) 融資及びその他の施策	16
第2節 旧ビジョンの進捗状況に対する検証.....	18
(1) 「Ⅵ 商工業の振興方向」.....	18
(2) 「Ⅶ 地域別振興方向」.....	23
(3) 「Ⅷ ビジョン実現に向けて」.....	26
(4) 「Ⅴ 基本理念・基本方向」.....	27
第3節 旧ビジョンに対する総括.....	28
(1) 旧ビジョンの検証結果	28
(2) 旧ビジョンの効果及び課題を踏まえた本ビジョンの策定方針.....	30

第3章 社会経済動向及び本市産業の現状	31
第1節 社会経済動向の変化と国及び大阪府における産業政策の動向	32
(1) 近年の社会経済動向	32
(2) 国及び大阪府における産業政策の動向	38
第2節 本市の産業の現状、特徴及び課題	43
(1) 国の統計調査結果に基づく本市産業の現状と特徴	43
(2) 吹田市事業所実態調査結果に基づく市内事業所の現状と課題	54
第3節 事例紹介.....	82

第4章 ビジョンにおいて目指すべき方向性……………91

第1節 基本理念及び基本方針……………	92
(1) 基本理念……………	93
(2) 基本方針……………	94
第2節 基本方針に基づく商工振興施策……………	96

第5章 施策推進のためのアクションプラン……………97

第1節 事業別アクションプラン……………	99
【施策Ⅰ】……………	99
【施策Ⅱ】……………	104
【施策Ⅲ】……………	108
【施策Ⅳ】……………	113
【施策Ⅴ】……………	117
第2節 施策別成果指標、現状値及び目標値……………	121

第6章 ビジョンの実現に向けて……………123

第1節 ビジョンの推進体制の構築……………	124
第2節 アクションプランの進捗管理とビジョンの中間見直し……………	125
(1) アクションプランの進捗管理……………	125
(2) ビジョンの中間見直し及び後期アクションプランの策定……………	126

参考資料……………127

資料1 ビジョンの策定経過……………	128
(1) ビジョン策定に係る会議開催状況等……………	128
(2) 委員名簿……………	129
資料2 吹田市産業振興条例……………	130

第1章

ビジョンの策定にあたって

第1章 ビジョンの策定にあたって

第1節 ビジョン策定の目的

本市においては、平成21年（2009年）4月に、産業振興に関する基本理念や施策の方針を定めた「吹田市産業振興条例」（以下「産業振興条例」という。）が施行された。産業振興条例は、商工業の振興を含めた全ての産業振興施策を推進するうえでの指針となり、産業振興条例の施行以降、本市においては、その理念について、市内外への周知を図るとともに、行政、市民、事業者及び経済団体等が連携して商工振興施策に具体化していくための活動が進められてきた。

その一方で、総合計画に基づく商工振興施策を推進するための個別計画として、平成7年（1995年）3月に策定された「吹田市商工振興ビジョン」の改訂版である、「吹田市新商工振興ビジョン」（以下「旧ビジョン」という。）が、平成18年（2006年）3月に策定されている。この旧ビジョンは、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間を計画期間として、吹田市第3次総合計画の下、策定当時の本市の商工業を取り巻く環境を踏まえ、市民、商工業者及び行政が協働して推進する「まちづくり」のため、本市の商工業の目指すべき方向を示すものであった。

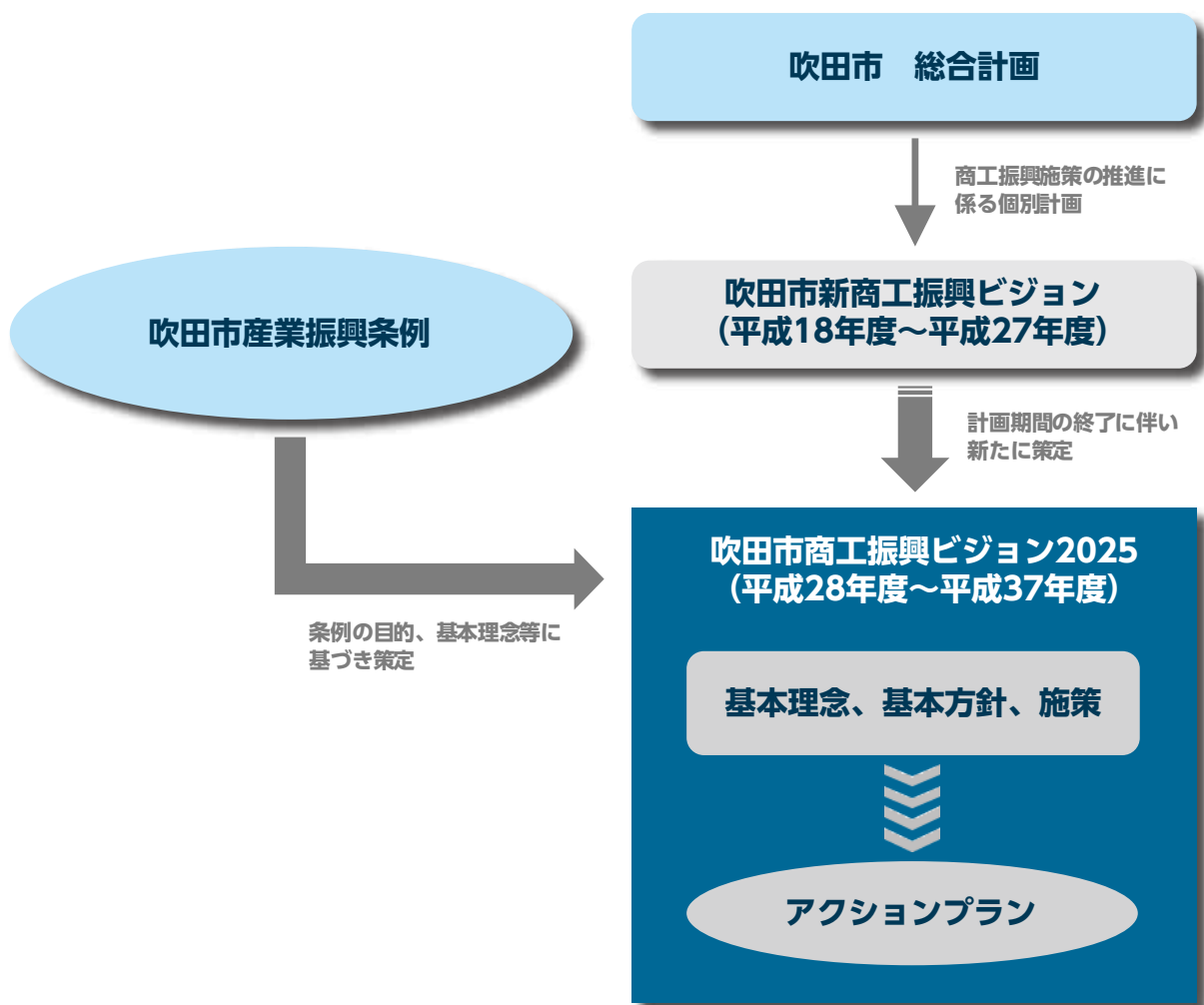
旧ビジョンの策定後、本市においてはこれまでに様々な商工振興施策が実施されており、それぞれの施策において一定の成果を上げてきたことは事実である。しかし、産業振興条例の制定後は、旧ビジョンと産業振興条例との関係性やそれぞれの位置付けが整理されず、商工振興施策における指針が必ずしも明確でないまま個々の施策が進められてきた状況があり、特に旧ビジョンについては、実務において十分に活用されてきたとは言い難い。そういった背景を踏まえ、旧ビジョンの計画期間が終了し、産業振興条例の施行から7年が経過した現在、改めて本市の商工振興施策を推進するための指針を明確化することが求められている。

以上のことから、産業振興条例の目的及び基本理念の更なる具体化を進めるため、本市における経済状況や事業所実態等の現状を踏まえ、平成37年度（2025年度）までの今後10年間における本市の商工振興施策の方向性と推進のあり方を示すことを目的として、ここに「吹田市商工振興ビジョン2025」を策定するものである。

第2節 ビジョンの位置付け及び計画期間

(1) ビジョンの位置付け

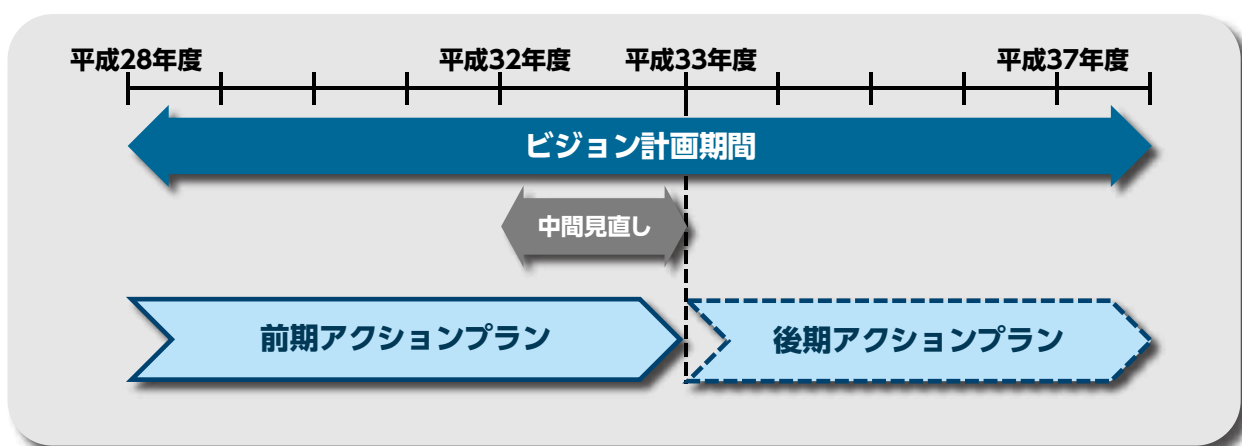
本ビジョンは、旧ビジョンと同様に、本市の最上位計画である「総合計画」の下に位置付けられるものであり、本市の産業振興に関する目的や基本理念等を定めた産業振興条例の考え方に基づき、基本理念、基本方針、施策及びアクションプランを定めることにより、本市の商工振興施策を推進するための、より実効性のある個別計画として活用を行うものである。



(2) ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とし、5年目の平成32年度（2020年度）に中間見直しを実施する。

また、第5章で示すアクションプランについては、今回、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間を計画期間とする前期アクションプランを策定し、本ビジョンの中間見直しを行う平成32年度（2020年度）に改めて、平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）までの5年間を計画期間とする後期アクションプランの策定を行う。



第2章

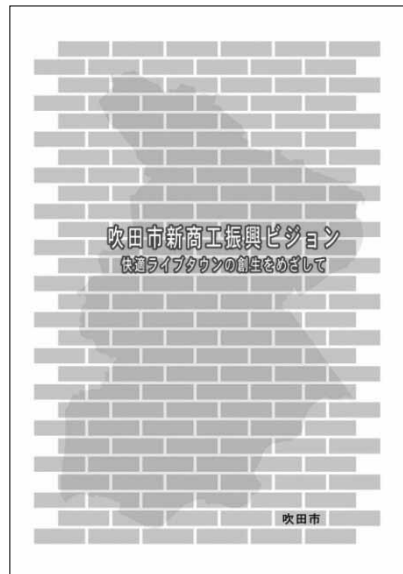
「吹田市新商工振興ビジョン」の 検証及び総括

第2章 「吹田市新商工振興ビジョン」の 検証及び総括

本章では、平成18年(2006年)3月に策定された「吹田市新商工振興ビジョン」(旧ビジョン)について、その検証及び総括を行う。

まず、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの期間における本市の商工振興施策について、分野ごとに各施策に基づく事業の実施状況を示す。そして、その実施状況を踏まえ、次頁に示す旧ビジョンの構成内容のうち、「Ⅵ 商工業の振興方向」、「Ⅶ 地域別振興方向」、「Ⅷ ビジョン実現に向けて」及び「Ⅴ 基本理念・基本方向」の各記載項目に対する進捗状況について検証を行う。最後に、その検証結果に基づき、当該期間における旧ビジョンの活用状況、効果及び課題について分析を行うことで旧ビジョンを総括する。

◆ 旧ビジョンの構成内容

**序** 商工振興ビジョン改訂にあたって

- 序-1 新商工振興ビジョン改訂の目的
- 序-2 新商工振興ビジョンの位置付け
- 序-3 新商工振興ビジョンの計画期間

I 吹田市を取り巻く社会経済的動向

- 1-1 産業を取り巻く社会経済的動向
- 1-2 国の産業政策の動向
- 1-3 大阪府の産業政策の動向

II 吹田市の商工業を取り巻く環境

- 2-1 吹田市の現状と課題
- 2-2 商工業を取り巻く環境の現況と課題

III 商工業の現況

- 3-1 商業
- 3-2 サービス業
- 3-3 製造業（工業）
- 3-4 建設業
- 3-5 商工業における問題点

IV 商工業振興における課題

- 4-1 商工業振興における問題
- 4-2 商工業振興の課題

V 基本理念・基本方向

- 5-1 基本理念
- 5-2 基本方向

VI 商工業の振興方向

- 6-1 商工業の活性化
- 6-2 商工業における新たな展開
- 6-3 商工業を支える基盤づくり

VII 地域別振興方向

- 7-1 J R以南地域
- 7-2 片山・岸部地域
- 7-3 豊津・江坂・南吹田地域
- 7-4 千里山・佐井寺地域
- 7-5 山田・千里丘地域
- 7-6 千里ニュータウンを中心とするエリア

VIII ビジョン実現に向けて

- 8-1 実現に向けての考え方と推進のあり方
- 8-2 商工業者・行政・市民の役割

第1節 旧ビジョン策定以降の商工振興施策の実施状況

本節では、商工振興施策を「商業施策」、「企業振興施策」、「融資及びその他の施策」の三つの分野に分類し、各施策に基づく事業について、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの期間における実施状況を示す。

(1) 商業施策

No.	事業名称	実施年度	事業概要
①	商業相談	平成18年度（2006年度）以前 ） 現在	市内商店又は商業団体等の経営体質の強化や経営近代化の促進を図ることなどを目的として、中小企業診断士の資格を持つ商業相談員による庁内相談及び庁外相談を実施する。
②	商業活性化コンサルタント派遣事業補助金	平成18年度（2006年度）以前 ） 現在	吹田商工会議所に対して、市内商業団体へのコンサルタント派遣に要した費用の一部を補助する。
③	商工ニュース発行事業	平成18年度（2006年度）以前 ） 現在	市内商工業者に対して、行政による産業振興施策等の情報発信を行うことを目的として、年4回、商工ニュースを発行する。
④	商工施策ガイドブック発行事業	平成18年度（2006年度）以前 ） 現在	市内商工業者に対して、行政による産業振興施策等の情報発信を行うことを目的として、隔年で商工施策ガイドブックを発行する。
⑤	FAX商業情報事業	平成18年度（2006年度）以前 ） 現在	市内商業団体に対して、行政による産業振興施策等の情報発信を行うことを目的として、月1回以上、FAXによる情報提供を行う。
⑥	商工業団体事業活動促進補助金交付事業	平成18年度（2006年度）以前 ） 現在	調査、研修又は催物等の事業を行った市内商工業団体に対して、事業の実施に要した費用の一部を補助する。
⑦	商業団体連合会商業活性化事業補助金交付事業	平成18年度（2006年度）以前 ） 平成24年度（2012年度）	吹田市商業団体連合会に対して、市内商店等の活性化のための研修会などの開催に要した費用の一部を補助する。
⑧	商店街等設備近代化促進利子補助金交付事業	平成18年度（2006年度）以前 ） 平成24年度（2012年度）	設備の近代化を図るために事業資金の借入を行った市内商業団体に対して、借入に係る利子の一部を7年間補助する。
⑨	空き店舗等活用促進事業補助金交付事業	平成18年度（2006年度）以前 ） 平成21年度（2009年度）	商店街等の空き店舗を借り上げてチャレンジショップ等として活用する市内商業団体に対して、空き店舗の賃借料、改装費、広告宣伝費の一部を補助する。

No.	事業名称	実施年度	事業概要
⑩	商業団体情報化事業 補助金交付事業	平成18年度(2006年度)以前 } 平成18年度(2006年度)	消費者の利便性の向上を目的とした情報システムの構築等の事業を行った市内商業団体に対して、事業の実施に要した費用の一部を補助する。
⑪	商店街等商業共同施設 設置事業補助金交付事業	平成18年度(2006年度)以前 } 現 在	アーケード等の商業共同施設の設置や補修等の事業を行った市内商業団体に対して、事業の実施に要した費用の一部を補助する。
⑫	商業活性化 シンポジウム事業	平成18年度(2006年度)以前 } 平成20年度(2008年度)	市内商工業者に対して、各種関連情報を提供するためのシンポジウムを開催する。
⑬	商業振興施設整備基金	平成18年度(2006年度)以前 } 現 在	中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画等の認定を受け、商業基盤施設の整備を行う市内商業団体に対して交付する、商業基盤施設整備事業補助金の原資となる基金の積立を行う。
⑭	商店街等魅力向上促進事業 補助金交付事業	平成19年度(2007年度) } 現 在	まちづくりの視点から取り組む先導的事业又は空き店舗を借り上げてチャレンジショップ等として活用する事業を実施する市内商業団体等に対して、事業の実施に要した費用の一部を補助する。
⑮	駅周辺活性化事業	平成19年度(2007年度) } 現 在	市内各駅周辺地域における、商業者と地域住民等との協働による「活力あふれるにぎわいのあるまちづくり」の実現に向けた支援を行う。
⑯	商店街エコ化事業	平成21年度(2009年度) } 平成22年度(2010年度)	環境に優しい商業地づくりによる商店街等の活性化とにぎわいの創出を図ることを目的として、市内商店街等における省エネルギー設備の導入等の支援によるエコ化の推進を行う。
⑰	吹田市共通商品券事業	平成21年度(2009年度) } 平成22年度(2010年度)	地域経済の活性化と市民生活支援を目的としたプレミアム付き商品券の発行及び販売を行う。
⑱	商店街及び商店 ポータルサイト事業	平成21年度(2009年度) } 平成23年度(2011年度)	市内の各商店及び商店街等のデータベース化及び地域の総合的な情報発信等を行うことにより、市内商業の活性化を図ることを目的とするポータルサイトを構築する。(緊急雇用創出基金事業)
⑲	市役所本庁舎内 チャレンジャー育成事業	平成26年度(2014年度) } 現 在	市役所本庁舎内地下の喫茶室跡をチャレンジショップとして活用し、公募により決定された起業家に対して、1年間試験的に飲食店を運営するにあたって必要となる支援等を行う。

平成18年度(2006年度)～平成27年度(2015年度) 商業施策 事業実施経過

平成27年度(2015年度)	平成26年度(2014年度)	平成25年度(2013年度)	平成24年度(2012年度)	平成23年度(2011年度)
相談事業 (① 商業相談) (② 商業活性化コンサルタント派遣 事業補助金)	相談事業 (① 商業相談) (② 商業活性化コンサルタント派遣 事業補助金)	相談事業 (① 商業相談) (② 商業活性化コンサルタント派遣 事業補助金)	相談事業 (① 商業相談) (② 商業活性化コンサルタント派遣 事業補助金)	相談事業 (① 商業相談) (② 商業活性化コンサルタント派遣 事業補助金)
情報発信事業 (③ 商工ニュース発行事業) (④ 商工施策ガイドブック発行事業) (⑤ FAX商業情報事業)	情報発信事業 (③ 商工ニュース発行事業) (④ 商工施策ガイドブック発行事業) (⑤ FAX商業情報事業)	情報発信事業 (③ 商工ニュース発行事業) (④ 商工施策ガイドブック発行事業) (⑤ FAX商業情報事業)	情報発信事業 (③ 商工ニュース発行事業) (④ 商工施策ガイドブック発行事業) (⑤ FAX商業情報事業)	情報発信事業 (③ 商工ニュース発行事業) (④ 商工施策ガイドブック発行事業) (⑤ FAX商業情報事業)
⑥ 商工業団体事業活動促進 補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進 補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進 補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進 補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進 補助金交付事業
			⑦ 商業団体連合会商業活性化事業 補助金交付事業【次年度統合】	⑦ 商業団体連合会商業活性化 事業補助金交付事業
			⑧ 商店街等設備近代化促進利子 補助金交付事業【次年度廃止】	⑧ 商店街等設備近代化促進利子 補助金交付事業
⑭ 商店街等魅力向上促進事業 補助金交付事業	⑭ 商店街等魅力向上促進事業 補助金交付事業	⑭ 商店街等魅力向上促進事業 補助金交付事業	⑭ 商店街等魅力向上促進事業 補助金交付事業	⑭ 商店街等魅力向上促進事業 補助金交付事業
⑪ 商店街等商業共同施設設置 事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置 事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置 事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置 事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置 事業補助金交付事業
⑮ 駅周辺活性化事業	⑮ 駅周辺活性化事業	⑮ 駅周辺活性化事業	⑮ 駅周辺活性化事業	⑮ 駅周辺活性化事業
				⑱ 商店街及び商店ポータルサイト 事業【次年度廃止】
⑬ 商業振興施設整備基金(商業基 盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基 盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基 盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基 盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基 盤施設整備事業補助金交付事業)
⑲ 市役所本庁舎内チャレンジャー 育成事業	⑲ 市役所本庁舎内チャレンジャー 育成事業【新規】			

平成22年度(2010年度)	平成21年度(2009年度)	平成20年度(2008年度)	平成19年度(2007年度)	平成18年度(2006年度)
① 相談事業	① 相談事業	① 相談事業	① 相談事業	① 相談事業
② 商業活性化コンサルタント派遣事業補助金交付事業	② 商業活性化コンサルタント派遣事業補助金交付事業	② 商業活性化コンサルタント派遣事業補助金交付事業	② 商業活性化コンサルタント派遣事業補助金交付事業	② 商業活性化コンサルタント派遣事業補助金交付事業
情報発信事業 (③ 商工ニュース発行事業) (④ 商工施策ガイドブック発行事業) (⑤ FAX商業情報事業)	③ 商工ニュース発行事業 ④ 商工施策ガイドブック発行事業 ⑤ FAX商業情報事業	③ 商工ニュース発行事業 ④ 商工施策ガイドブック発行事業 ⑤ FAX商業情報事業	③ 商工ニュース発行事業 ④ 商工施策ガイドブック発行事業 ⑤ FAX商業情報事業	③ 商工ニュース発行事業 ④ 商工施策ガイドブック発行事業 ⑤ FAX商業情報事業
⑥ 商工業団体事業活動促進補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進補助金交付事業	⑥ 商工業団体事業活動促進補助金交付事業
⑦ 商業団体連合会商業活性化事業補助金交付事業	⑦ 商業団体連合会商業活性化事業補助金交付事業	⑦ 商業団体連合会商業活性化事業補助金交付事業	⑦ 商業団体連合会商業活性化事業補助金交付事業	⑦ 商業団体連合会商業活性化事業補助金交付事業
⑧ 商店街等設備近代化促進利子補助金交付事業	⑧ 商店街等設備近代化促進利子補助金交付事業 ⑨ 空き店舗等活用促進事業補助金交付事業【次年度統合】	⑧ 商店街等設備近代化促進利子補助金交付事業 ⑨ 空き店舗等活用促進事業補助金交付事業	⑧ 商店街等設備近代化促進利子補助金交付事業 ⑨ 空き店舗等活用促進事業補助金交付事業	⑧ 商店街等設備近代化促進利子補助金交付事業 ⑨ 空き店舗等活用促進事業補助金交付事業
⑭ 商店街等魅力向上促進事業補助金交付事業	⑭ 商店街等魅力向上促進事業補助金交付事業	⑭ 商店街等魅力向上促進事業補助金交付事業	⑭ 商店街等魅力向上促進事業補助金交付事業【新規】	⑩ 商業団体情報化事業補助金交付事業【次年度統合】
⑪ 商店街等商業共同施設設置事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置事業補助金交付事業	⑪ 商店街等商業共同施設設置事業補助金交付事業
⑮ 駅周辺活性化事業	⑮ 駅周辺活性化事業	⑮ 駅周辺活性化事業 ⑫ 商業活性化シンポジウム事業【次年度廃止】	⑮ 駅周辺活性化事業【新規】 ⑫ 商業活性化シンポジウム事業	⑫ 商業活性化シンポジウム事業
⑯ 商店街エコ化事業【次年度廃止】	⑯ 商店街エコ化事業【新規】			
⑰ 吹田市共通商品券事業【単年度事業】	⑰ 吹田市共通商品券事業【単年度事業】			
⑱ 商店街及び商店ポータルサイト事業	⑱ 商店街及び商店ポータルサイト事業【新規】			
⑬ 商業振興施設整備基金(商業基盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基盤施設整備事業補助金交付事業)	⑬ 商業振興施設整備基金(商業基盤施設整備事業補助金交付事業)

(2) 企業振興施策

No.	事業名称	実施年度	事業概要
①	物産品展示コーナー	平成18年度(2006年度)以前 } 現在	市役所1階ロビー及び西玄関入口に設置してある展示ケースにおいて、市内事業所による物産品の展示を行う。
②	商工業振興対策協議会	平成18年度(2006年度)以前 } 現在	商工業関係者等の外部委員により構成される商工業振興対策協議会を設置し、商工業振興に関する事項について必要な意見等を聴取するための会議を開催する。
③	ビジネスインキュベーション施設 入居企業ソフト支援事業	平成18年度(2006年度)以前 } 平成22年度(2010年度)	吹田市ビジネスインキュベーション施設であるEBIC吹田への入居企業に対して、中小企業診断士を派遣し、事業進捗状況等についての情報収集を行う。
④	ビジネスインキュベーション施設 支援事業補助金交付事業	平成18年度(2006年度)以前 } 平成22年度(2010年度)	創業者が入居可能なビルの運営を行う事業者に対して、創業者の入居にあたっての設備改修工事費、賃料等の一部を補助する。
⑤	創業・企業育成 ソフト支援事業	平成18年度(2006年度)以前 } 平成20年度(2008年度)	市内中小企業者や市内創業希望者を対象としたビジネスプランコンテストを実施し、受賞者に対して賞金の支給や専門家派遣等のサポートを行う。
⑥	中小企業セミナー	平成18年度(2006年度)以前 } 現在	市内中小企業者を対象に、事業活動に必要な様々な情報提供を行うためのセミナーを開催する。
⑦	中小企業大学校受講 補助金	平成18年度(2006年度)以前 } 現在	中小企業大学校の研修を修了した市内中小企業者に対して、受講に要した費用の一部を補助する。
⑧	商工振興施策検討事業	平成18年度(2006年度) } 平成21年度(2009年度)	商工業振興対策協議会の下部組織として検討部会を設置し、必要な意見等を聴取するための会議を開催する。
⑨	エコアクション21認証 取得事業補助金	平成19年度(2007年度) } 現在	エコアクション21の認証取得を行った市内中小企業者に対して、取得に要した費用の一部を補助する。
⑩	創業支援型事業所 賃借料補助金	平成21年度(2009年度) } 現在	市内において新たに事業所を賃借し、地域経済の循環及び活性化に資する創業計画を実施する者に対して、事業所賃借料の一部を補助する。
⑪	夏休み子ども体験 学習講座	平成21年度(2009年度) } 現在	市内在住の小学5年生児童に対して、市内産業の実態と産業振興の重要性を伝えるための講座や工場見学等を実施する。
⑫	ビジネスコーディネーター 派遣事業	平成21年度(2009年度) } 平成23年度(2011年度)	製造業を中心とする市内中小企業者に対して、ビジネスコーディネーターとして企業OBを派遣し、企業代表者等との面談を行う。(ふるさと雇用再生基金事業)

No.	事業名称	実施年度	事業概要
⑬	事業所実態調査事業	平成21年度(2009年度)	市内の全事業所を対象としたアンケート調査を実施し、回答内容のデータベース化を行う。(緊急雇用創出基金事業)
⑭	起業家支援相談	平成23年度(2011年度)	市内でこれから起業しようとする者や起業後間もない者に対して、円滑な事業立ち上げや事業継続支援を目的として、中小企業診断士等の専門家による庁内相談及び開業後の訪問相談を実施する。
⑮	知的財産権取得事業 補助金	平成24年度(2012年度) } 現 在	特許権又は実用新案権の取得を行った市内中小企業者に対して、取得に要した費用の一部を補助する。
⑯	展示会等出展事業 補助金	平成24年度(2012年度) } 現 在	販路開拓を目的とした展示会又は見本市等への出展を行った市内中小企業者に対して、出展に要した費用の一部を補助する。
⑰	企業情報収集・支援事業	平成24年度(2012年度) } 現 在	市内中小企業者を直接訪問し、企業代表者等との面談を行うことにより、行政による支援施策の周知及び活用促進と、当該事業者の事業実態、課題及び行政に対する施策ニーズ等の把握を行う。
⑱	起業家交流会	平成22年度(2010年度) } 現 在	起業家を中心とする市内事業者による情報交換、交流等を通じた学びの場を提供することを目的として、起業家交流会を開催する。 ※予算計上は平成25年度(2013年度)から
⑲	企業誘致推進事業	平成25年度(2013年度) } 現 在	市内において事業所の新規立地等を行う企業に対して、税制優遇措置や奨励金の交付を行うとともに、地域経済の循環及び活性化に資する様々な取組を行う企業に対する各種補助金の交付を行う。
⑳	商工振興ビジョン策定 専門部会	平成26年度(2014年度) } 平成27年度(2015年度)	商工業振興対策協議会委員等により構成される専門部会を設置し、商工振興施策の推進に係る新たなビジョンの策定に関する事項について必要な意見等を聴取するための会議を開催する。
㉑	中小企業ホームページ 作成事業補助金	平成26年度(2014年度) } 現 在	本市に登録されている市内業者に委託して、新規にホームページの作成を行った市内中小企業者に対して、委託に要した費用の一部を補助する。

平成18年度(2006年度)～平成27年度(2015年度) 企業振興施策 事業実施経過

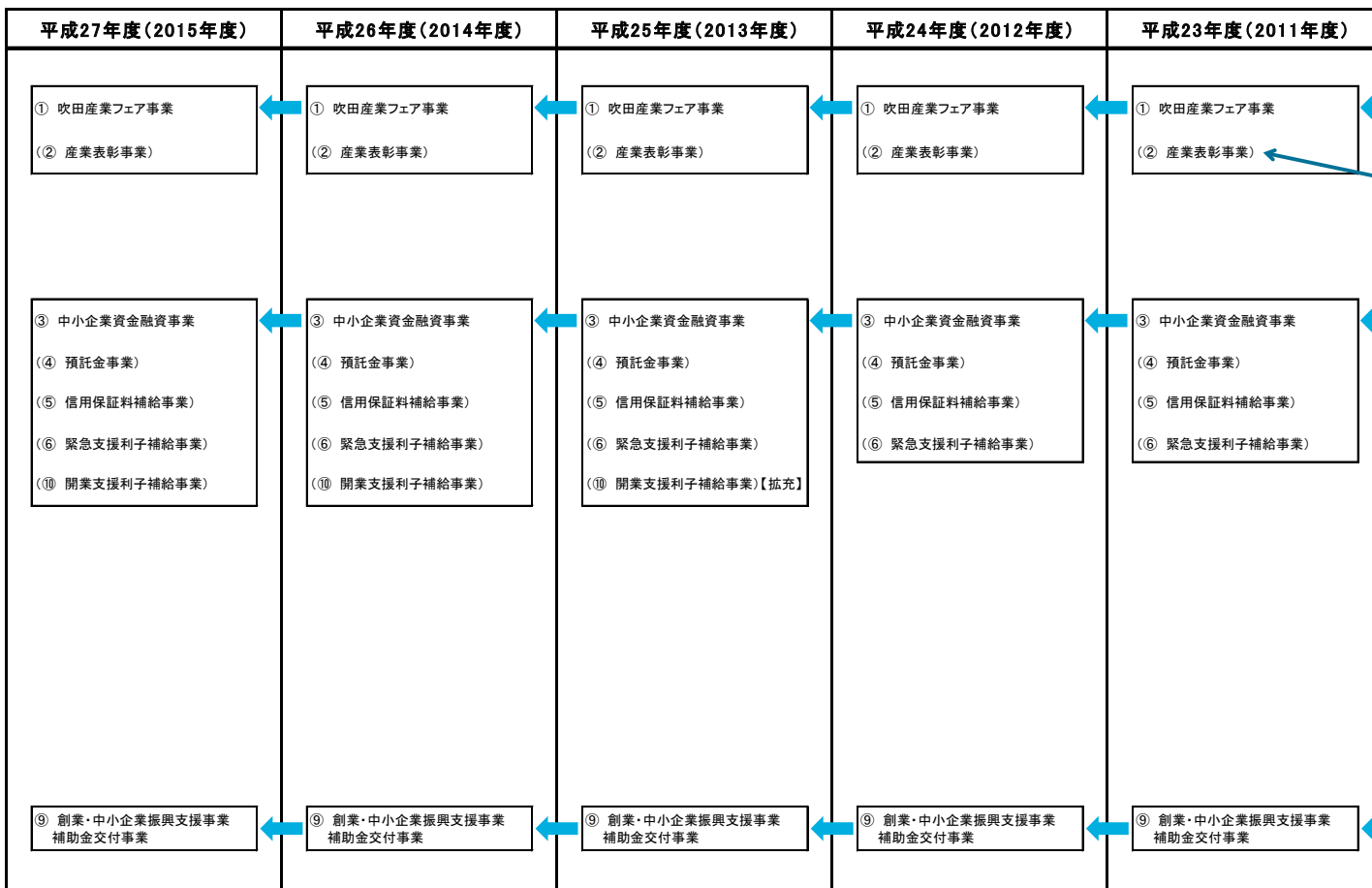
平成27年度(2015年度)	平成26年度(2014年度)	平成25年度(2013年度)	平成24年度(2012年度)	平成23年度(2011年度)
	<p>商工総務費一般事務事業</p> <p>(① 物産品展示コーナー)</p>	<p>商工総務費一般事務事業</p> <p>(① 物産品展示コーナー)</p>	<p>商工総務費一般事務事業</p> <p>(① 物産品展示コーナー)</p>	<p>商工総務費一般事務事業</p> <p>(① 物産品展示コーナー)</p>
<p>商工振興施策検討事業</p> <p>(② 商工業振興対策協議会)</p> <p>(⑳ 商工振興ビジョン策定専門部会)【次年度廃止】</p>	<p>商工振興施策検討事業</p> <p>(② 商工業振興対策協議会)</p> <p>(⑳ 商工振興ビジョン策定専門部会)【拡充】</p>	<p>商工振興費一般事務事業</p> <p>(② 商工業振興対策協議会)</p>	<p>商工振興費一般事務事業</p> <p>(② 商工業振興対策協議会)</p>	<p>商工振興費一般事務事業</p> <p>(② 商工業振興対策協議会)</p>
<p>新産業育成・創業起業支援事業</p> <p>(⑩ 創業支援型事業所賃借料補助金)</p> <p>(⑬ 起業家交流会)</p>	<p>新産業育成・創業起業支援事業</p> <p>(⑩ 創業支援型事業所賃借料補助金)</p> <p>(⑬ 起業家交流会)</p>	<p>新産業育成・創業起業支援事業</p> <p>(⑩ 優良ビジネスプラン実施事業所賃借料補助金)</p>	<p>新産業育成・創業起業支援事業</p> <p>(⑩ 優良ビジネスプラン実施事業所賃借料補助金)</p>	<p>新産業育成・創業起業支援事業</p> <p>(⑩ 優良ビジネスプラン実施事業所賃借料補助金)</p> <p>(⑭ 起業家支援相談)【拡充・次年度廃止】</p>
<p>中小企業活性化支援事業</p> <p>(⑨ エコアクション21認証取得事業補助金)</p> <p>(⑦ 中小企業大学校受講補助金)</p> <p>(⑮ 知的財産権取得事業補助金)</p> <p>(⑯ 展示会等出展事業補助金)</p> <p>(㉑ 中小企業ホームページ作成事業補助金)</p>	<p>中小企業活性化支援事業</p> <p>(⑨ エコアクション21認証取得事業補助金)</p> <p>(⑦ 中小企業大学校受講補助金)</p> <p>(⑮ 知的財産権取得事業補助金)</p> <p>(⑯ 展示会等出展事業補助金)</p> <p>(㉑ 中小企業ホームページ作成事業補助金)【拡充】</p>	<p>中小企業活性化支援事業</p> <p>(⑨ エコアクション21認証取得事業補助金)</p> <p>(⑦ 中小企業大学校受講補助金)</p> <p>(⑮ 知的財産権取得事業補助金)</p> <p>(⑯ 展示会等出展事業補助金)</p>	<p>中小企業活性化支援事業</p> <p>(⑨ エコアクション21認証取得事業補助金)</p> <p>(⑦ 中小企業大学校受講補助金)</p> <p>(⑮ 知的財産権取得事業補助金)【拡充】</p> <p>(⑯ 展示会等出展事業補助金)【拡充】</p>	<p>⑨ エコアクション21認証取得事業補助金交付事業</p>
<p>産業振興基盤づくり事業</p> <p>(⑥ 中小企業セミナー)</p> <p>(⑪ 夏休み子ども体験学習講座)</p> <p>(① 物産品展示コーナー)</p>	<p>産業振興基盤づくり事業</p> <p>(⑥ 中小企業セミナー)</p> <p>(⑪ 夏休み子ども体験学習講座)</p>	<p>産業振興基盤づくり事業</p> <p>(⑥ 中小企業セミナー)</p> <p>(⑪ 夏休み子ども体験学習講座)</p> <p>(⑬ 起業家交流会)【拡充】</p>	<p>産業振興基盤づくり事業</p> <p>(⑥ 中小企業セミナー)</p> <p>(⑪ 夏休み子ども体験学習講座)</p>	<p>産業振興基盤づくり事業</p> <p>(⑥ 中小企業セミナー)</p> <p>(⑪ 夏休み子ども体験学習講座)</p> <p>(⑦ 中小企業大学校受講補助金)</p>
<p>⑰ 企業情報収集・支援事業</p>	<p>⑰ 企業情報収集・支援事業</p>	<p>⑰ 企業情報収集・支援事業</p>	<p>⑰ 企業情報収集・支援事業【新規】</p>	
<p>⑲ 企業誘致推進事業</p> <p>(国際戦略総合特区優遇税制)</p> <p>(企業立地促進奨励金)</p> <p>(地元雇用促進補助金)</p> <p>(地元企業発注促進補助金)</p> <p>(企業定着型環境配慮事業補助金)</p> <p>(地元企業等共同研究開発事業補助金)</p>	<p>⑲ 企業誘致推進事業</p> <p>(国際戦略総合特区優遇税制)</p> <p>(企業立地促進奨励金)</p> <p>(地元雇用促進補助金)</p> <p>(地元企業発注促進補助金)</p> <p>(企業定着型環境配慮事業補助金)</p> <p>(地元企業等共同研究開発事業補助金)</p>	<p>⑲ 企業誘致推進事業【新規】</p> <p>(国際戦略総合特区優遇税制)</p> <p>(企業立地促進奨励金)</p> <p>(地元雇用促進補助金)</p> <p>(地元企業発注促進補助金)</p> <p>(企業定着型環境配慮事業補助金)</p> <p>(地元企業等共同研究開発事業補助金)</p>		<p>⑳ ビジネスコーディネーター派遣事業【次年度廃止】</p>

平成22年度(2010年度)	平成21年度(2009年度)	平成20年度(2008年度)	平成19年度(2007年度)	平成18年度(2006年度)
商工総務費一般事務事業 (① 物産品展示コーナー)	商工総務費一般事務事業 (① 物産品展示コーナー)	商工総務費一般事務事業 (① 物産品展示コーナー)	商工総務費一般事務事業 (① 物産品展示コーナー)	商工総務費一般事務事業 (① 物産品展示コーナー)
商工振興費一般事務事業 (② 商工業振興対策協議会)	商工振興費一般事務事業 (② 商工業振興対策協議会)	商工振興費一般事務事業 (② 商工業振興対策協議会)	商工振興費一般事務事業 (② 商工業振興対策協議会)	商工振興費一般事務事業 (② 商工業振興対策協議会)
新産業育成・創業起業支援事業 (⑩ 優良ビジネスプラン実施事業所賃借料補助金) (③ ビジネスインキュベーター施設入居企業ソフト支援事業)【次年度廃止】	⑩ 創業・起業支援費助成金交付事業【新規】 ③ ビジネスインキュベーター施設入居企業ソフト支援事業	③ ビジネスインキュベーター施設入居企業ソフト支援事業	③ ビジネスインキュベーター施設入居企業ソフト支援事業	③ ビジネスインキュベーター施設入居企業ソフト支援事業
④ ビジネスインキュベーター施設支援事業補助金交付事業【次年度廃止】	④ ビジネスインキュベーター施設支援事業補助金交付事業	④ ビジネスインキュベーター施設支援事業補助金交付事業	④ ビジネスインキュベーター施設支援事業補助金交付事業	④ ビジネスインキュベーター施設支援事業補助金交付事業
⑨ エコアクション21認証取得事業補助金交付事業	⑨ エコアクション21認証取得事業補助金交付事業	⑨ エコアクション21認証取得事業補助金交付事業	⑨ エコアクション21認証取得事業補助金交付事業【新規】	⑤ 創業・企業育成ソフト支援事業
産業振興基盤づくり事業 (⑥ 中小企業セミナー) (⑪ 夏休み子ども体験学習講座) (⑦ 中小企業大学校受講補助金)	産業振興人づくり組織づくり事業 (⑥ 中小企業セミナー) (⑪ 夏休み子ども体験学習講座)【拡充】 ⑦ 中小企業大学校受講補助金	⑥ 中小企業セミナー事業 ⑦ 中小企業大学校受講補助金	⑥ 中小企業セミナー事業 ⑦ 中小企業大学校受講補助金	⑥ 中小企業セミナー事業 ⑦ 中小企業大学校受講補助金
⑫ ビジネスコーディネーター派遣事業	⑧ 商工振興施策検討事業【次年度廃止】 ⑫ ビジネスコーディネーター派遣事業【新規】 ⑬ 事業所実態調査事業【単年度事業】	⑧ 商工振興施策検討事業 ⑦ 中小企業大学校受講補助金	⑧ 商工振興施策検討事業 ⑦ 中小企業大学校受講補助金	⑧ 商工振興施策検討事業【新規】 ⑦ 中小企業大学校受講補助金

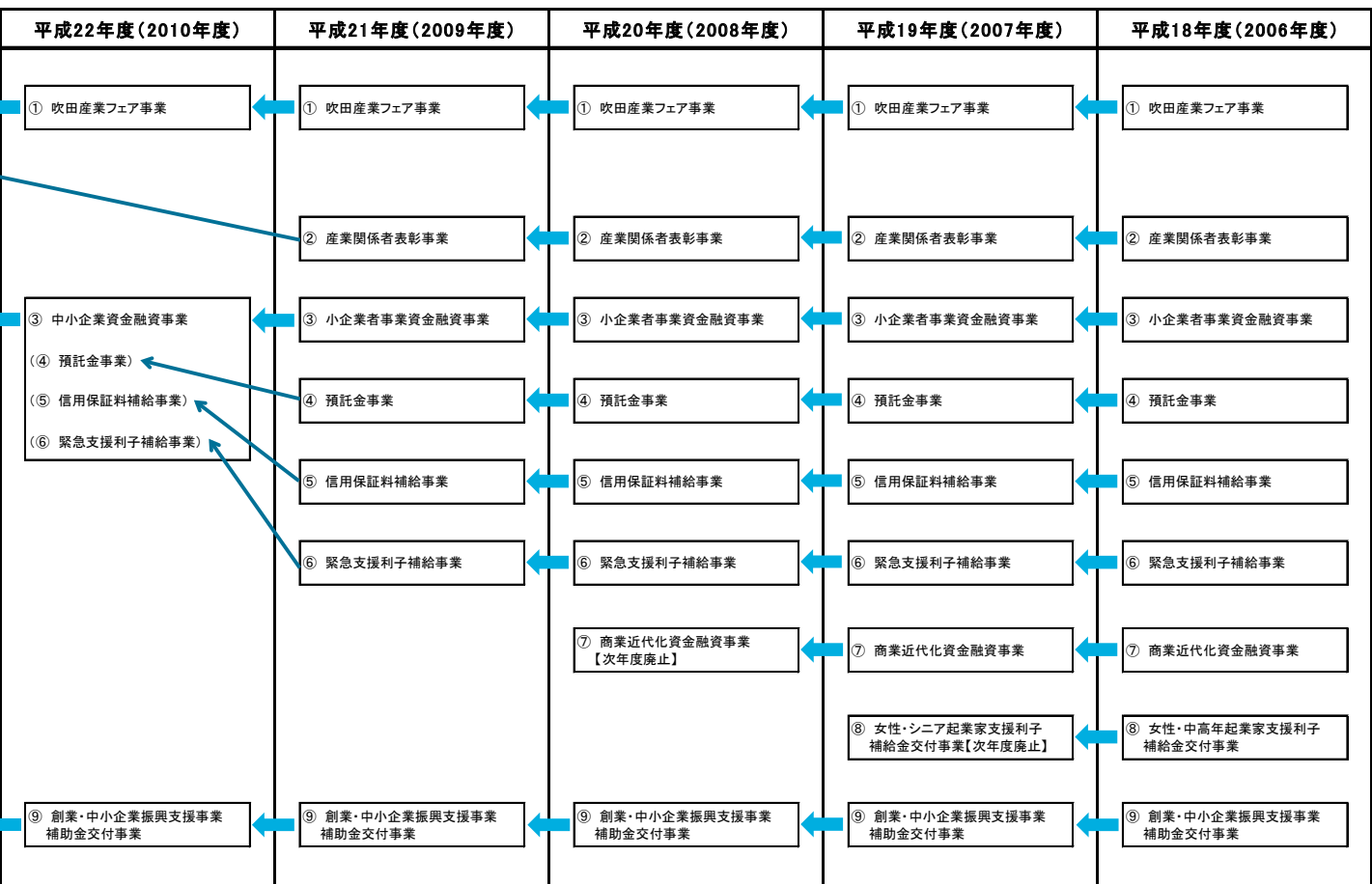
(3) 融資及びその他の施策

No.	事業名称	実施年度	事業概要
①	吹田産業フェア事業	平成18年度(2006年度)以前 ┆ 現 在	市内事業者による製品等の展示販売や、商業祭、農業祭等の各種イベントを通じた地元産業の紹介を目的として開催される、吹田産業フェアの開催に要した費用の一部を補助する。
②	産業表彰事業	平成18年度(2006年度)以前 ┆ 現 在	大阪府による「大阪ものづくり優良企業賞」や「なにわの名工」などの表彰を受けた市内事業者に対して、吹田産業フェアの開催に合わせて本市による表彰を行う。
③	中小企業資金融資事業	平成18年度(2006年度)以前 ┆ 現 在	市内中小企業者に対する事業資金融資の相談窓口として、各種融資制度の案内及び申込受付や、大阪府経営安定資金等の融資を受けるための認定書の発行を行う。
④	預託金事業	平成18年度(2006年度)以前 ┆ 現 在	市内小規模企業者が、本市の制度融資である吹田市小企業者事業資金融資を低利で受けることができるよう、融資取扱金融機関に対して本市が資金を預託する。
⑤	信用保証料補給事業	平成18年度(2006年度)以前 ┆ 現 在	吹田市小企業者事業資金融資の借入者に対して、大阪信用保証協会に払い込んだ保証料の一部を補給する。

平成18年度(2006年度)～平成27年度(2015年度) 融資及びその他の施策 事業実施経過



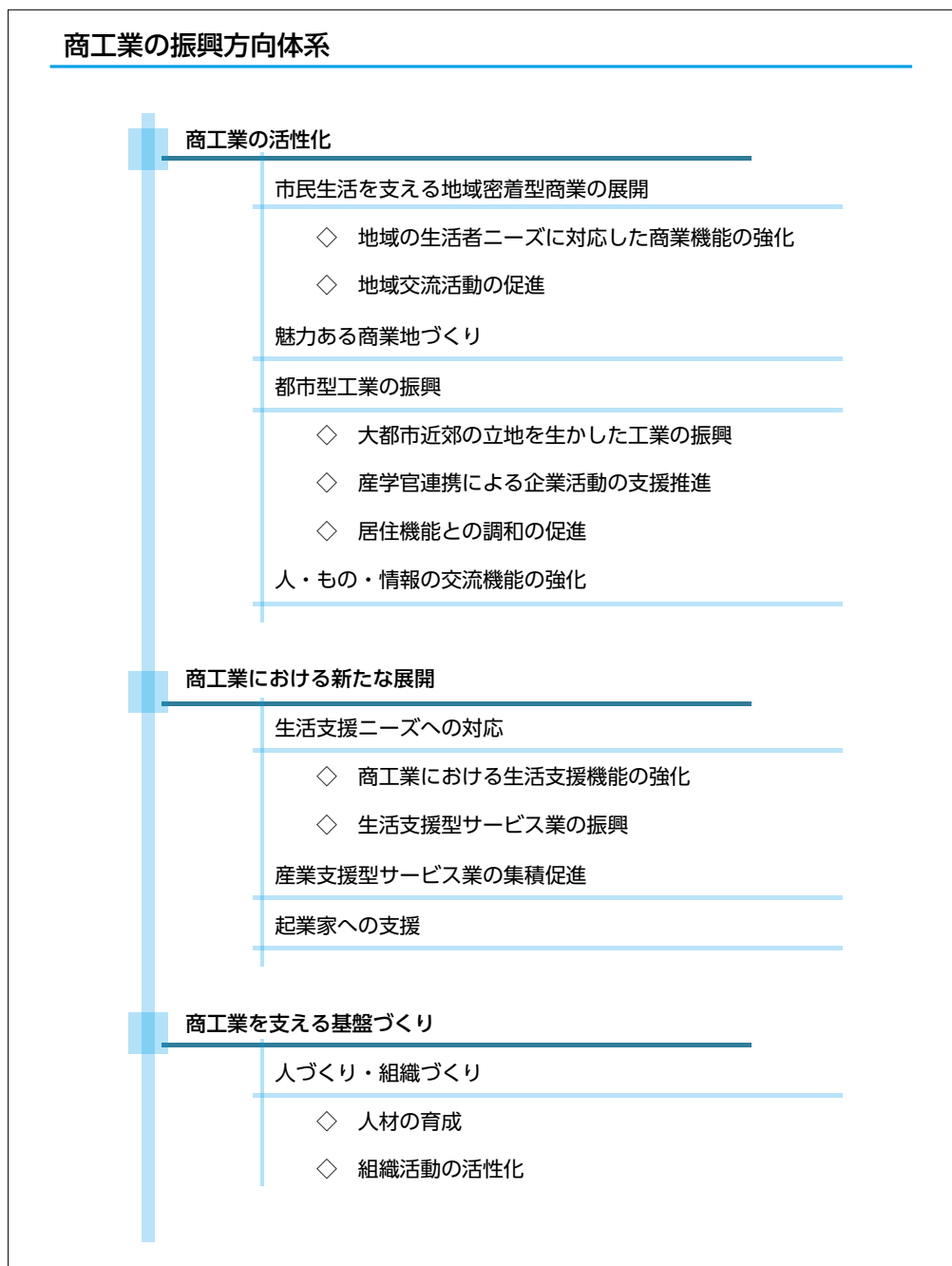
No.	事業名称	実施年度	事業概要
⑥	緊急支援利子補給事業	平成18年度(2006年度)以前 } 現在	吹田市小企業者事業資金融資の借入者に対して、不況時の緊急支援策として、取扱金融機関に支払った利子の一部を補給する。
⑦	商業近代化資金融資事業	平成18年度(2006年度)以前 } 平成20年度(2008年度)	市内商業者が、設備の近代化を図るために必要な資金の融資あっせんを円滑に受けられるよう、融資取扱金融機関に対して本市が資金を預託する。
⑧	女性・シニア起業家支援利子補給金交付事業	平成18年度(2006年度)以前 } 平成19年度(2007年度)	国民生活金融公庫又は中小企業金融公庫による、女性・若者・シニア起業家資金等の借入者に対して、支払った利子の一部を補給する。
⑨	創業・中小企業振興支援事業補助金交付事業	平成18年度(2006年度)以前 } 現在	吹田商工会議所に対して、創業塾や経営革新事業など、市内商工業者の振興を目的とした諸事業の実施に要した費用の一部を補助する。
⑩	開業支援利子補給事業	平成25年度(2013年度) } 現在	大阪府開業サポート資金又は日本政策金融公庫新創業融資の借入者に対して、取扱金融機関に支払った利子の一部を補給する。



第2節 旧ビジョンの進捗状況に対する検証

本節では、前節で示した商工振興施策の実施状況を踏まえて、旧ビジョンにおける「Ⅵ 商工業の振興方向」、「Ⅶ 地域別振興方向」、「Ⅷ ビジョン実現に向けて」及び「Ⅴ 基本理念・基本方向」の各章の進捗状況を検証する。

(1) 「Ⅵ 商工業の振興方向」



◆ 商工業の活性化

◇ 市民生活を支える地域密着型商業の展開

地域の生活者ニーズに対応した商業機能の強化

進捗状況及び現状

平成18年度（2006年度）以降、商工業団体事業活動促進補助金により、商工業団体が実施する調査研究、研修及び催物への補助を行うことで、商店街等においては、来街者との交流を通じた地域ニーズの把握やニーズに応じた店舗づくりなどに活かされている。また、平成19年度（2007年度）以降、商店街等魅力向上促進事業補助金により、商店街等や大学、NPO等の連合組織が実施するまちづくり等の視点から取り組む先導的な事業への補助を行うことで、商店街等においては、来街者だけでなくNPO等の地域住民からも地域ニーズを把握することができるようになり、商業機能の強化につながっている。

地域交流活動の促進

進捗状況及び現状

商工業団体事業活動促進補助金については、催物等の実施による事業者と地域住民との交流を支援しているとともに、商店街等魅力向上促進事業補助金については、事業者と大学やNPO等との連携による商業活性化事業を支援している。また、各駅周辺においては、駅周辺活性化事業として、事業者を中心とした地域の活性化に向けた会議等の設置を支援するなど、地域と事業者等との交流活動を促進している。

◇ 魅力ある商業地づくり

進捗状況及び現状

平成18年度（2006年度）以降、商業活性化コンサルタント派遣事業補助金の実施により、それぞれの商業地が目指す方向性を検討するにあたって、指導や助言を行う専門家を活用できるよう支援を行っている。また、商店街等が商工業団体事業活動促進補助金や商店街等魅力向上促進事業補助金を活用して実施する催物等を、市のホームページへの掲載や報道提供などにより広く周知するとともに、市内の商店街等の情報を発信するためのポータルサイトを創設することで、まちのにぎわいの創出を図ってきた（当該ポータルサイトについては運営事業者の撤退により平成27年（2015年）3月に閉鎖）。併せて、このような取組については、市内各駅周辺で行われている活性化に向けた協議等の場においても積極的に情報提供を行っている。

◇ 都市型工業の振興

大都市近郊の立地を生かした工業の振興

進捗状況及び現状

市内製造業者に対しては、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）まではビジネスコーディネーター派遣事業、平成24年度（2012年度）以降は企業情報収集・支援事業を実施し、企業訪問を行うことで、行政による情報発信と事業者の実態把握に努めてきた。そのことにより、本市における新たな補助金制度の創設や、大阪府による「なにわの名工」をはじめとする表彰制度の受賞者の輩出にもつながっている。

また、工業をはじめとする市内事業所の集積の維持及び拡大を図るために、平成25年度（2013年度）から企業誘致推進事業を実施しており、企業立地促進条例等による、市内における工業等の事業所の新規立地又は拡張に対する支援を行うとともに、産業振興条例に基づく補助金制度により、地域経済の循環及び活性化を推進している。これまでに、市内への具体的な事業所の誘致実績は上がっていないが、企業定着型環境配慮事業補助金を活用した工場の市内定着の促進や、地元企業等共同研究開発事業補助金を活用した市内企業の産学連携による技術開発力の向上につながっている。

産学官連携による企業活動の支援推進

進捗状況及び現状

平成25年度(2013年度)から実施している企業誘致推進事業においては、地元企業等共同研究開発事業補助金により、市内企業の企業間連携又は産学連携による新技術及び新製品等の研究開発を支援している。これまでに市内企業と大学等との共同研究開発事業に対して補助金を交付するなど、活用実績も上がっているが、今後は更に、起業家支援の分野においても、産学連携による新たな産業の創出を図っていくことが必要である。

居住機能との調和の促進

進捗状況及び現状

平成25年度(2013年度)から実施している企業誘致推進事業においては、企業定着型環境配慮事業補助金により、市内に製造拠点等を持つ企業の周辺住環境に対する騒音、振動及び悪臭対策を支援し、企業の操業環境の改善及び市内定着を促進しており、これまでに企業の騒音対策や臭気対策に対して補助金を交付するなど、活用実績も上がっている。また、江坂企業協議会や神崎川畔企業連絡会などの地元企業団体による、地域貢献活動に対する支援や連携を行うことにより、地元企業や住民との協働によるまちづくりにも取り組んでいる。

◇ 人・もの・情報の交流機能の強化

進捗状況及び現状

市内商工業者に対する商工振興施策の情報発信については、平成18年度(2006年度)以降、商工ニュース、商工施策ガイドブック及びFAX商業情報の発行による関連情報の周知に努めるとともに、シンポジウム、セミナー及び起業家交流会の開催による情報提供及び事業者間交流の促進を図ってきた。また、同様に平成18年度(2006年度)以降、吹田産業フェアの開催や物産品展示コーナーの設置を通して、市民への市内産業についての周知を図るとともに、産業表彰や優れたビジネスプランへの表彰を通して、市民に対して市内の優れた技能者や中小企業者を広く知らしめ、市内商工業者の資質の向上にも努めてきた。

平成21年度(2009年度)以降は、企業OBの能力を活用した企業訪問を積極的に推進することで、行政と市内事業者、また市内事業者間の交流を深めるとともに、平成25年度(2013年度)からは地元企業等共同研究開発事業補助金により、市内事業者による企業間連携及び産学連携の促進を図っている。

◆ 商工業における新たな展開

◇ 生活支援ニーズへの対応

商工業における生活支援機能の強化

進捗状況及び現状

平成18年度(2006年度)以降これまでに、商工業における生活支援機能の強化を主目的とした事業の実施は行っていないが、商店街等魅力向上促進事業補助金については、商店街等の空き店舗での介護事業所の出店に活用されるなど、商店街等における生活支援機能の強化に役立てられている側面もある。

生活支援型サービス業の振興

進捗状況及び現状

平成18年度(2006年度)以降これまでに、生活支援型サービス業の振興を主目的とした事業の実施は行っており、今後においても必要があれば既存事業により対応していく。

◇ 産業支援型サービス業の集積促進

進捗状況及び現状

平成18年度(2006年度)以降これまでに、産業支援型サービス業の集積を主目的とした事業の実施は行っていないが、中小企業セミナーや起業家交流会の実施などにより、企業及び起業家のネットワークづくりに対する支援は行ってきたところである。今後においては、江坂地域を中心として、産業支援型サービス業を含めた幅広い企業の集積及び企業間ネットワークづくりを促進することで、産業集積地としての更なる本市の魅力の向上を図っていくことが必要である。

◇ 起業家への支援

進捗状況及び現状

起業家支援については、平成14年度(2002年度)から平成22年度(2010年度)まで、吹田商工会議所と連携し、EBIC吹田を吹田市ビジネスインキュベーション施設として、創業者である入居企業に対する賃借料の支援と、中小企業診断士の派遣によるソフト支援を行ってきた。平成21年度(2009年度)以降は新たに、創業支援型事業所賃借料補助金により、市から認定を受けた優れた創業計画を実施する者に対する事業所の賃借料補助を行っている。また、平成22年度(2010年度)以降、市内において起業家交流会を定期的で開催しており、市内起業家による交流とネットワークづくりを支援することで、市内への更なる起業家の集積を図っている。

その他、創業・中小企業振興支援事業補助金の交付による、吹田商工会議所の創業塾等の取組の支援や、平成25年度(2013年度)から新たに大阪府開業サポート資金等による融資を活用した創業者に対する開業支援利子補給なども行っており、吹田市の強みである高い開業率を産業振興に活かしていくために、今後も起業家支援については重点施策として更なる取組を推進していく。

なお、平成18年度(2006年度)以降実施している空き店舗等活用促進事業補助金については、本来は商店街等の活性化のために空き店舗の効果的な活用を促進することを目的としたものであるが、商店街等において新規出店を行う起業家に活用されているという側面もある。

◆ 商工業を支える基盤づくり

◇ 人づくり・組織づくり

人材の育成

進捗状況及び現状

平成18年度(2006年度)以降、商工業団体事業活動促進補助金による、商業団体を中心とする市内商工業者の自主的な研修等の取組に対する支援や、中小企業大学校受講補助金による、市内企業の人材育成のための研修の受講に対する支援を行ってきたほか、中小企業セミナーにおいては、市内企業からの要望に基づき人材育成をテーマとしたセミナーの開催も行ってきた。また、平成21年度(2009年度)からは、市内小学生を対象とした夏休み子ども体験学習講座を実施することで、将来的な人材育成を図るとともに、平成22年度(2010年度)からは起業家交流会を実施することで、市内起業家の育成にも努めている。

その他、産業振興条例が施行された平成21年度(2009年度)以降、商工業振興対策協議会の下に三つの作業部会を設置し、行政と市内商工業者等による産業振興条例の理念の施策への具体化に向けた議論を重ねてきたことにより、市内産業の振興を担う人材の育成にもつながっている。

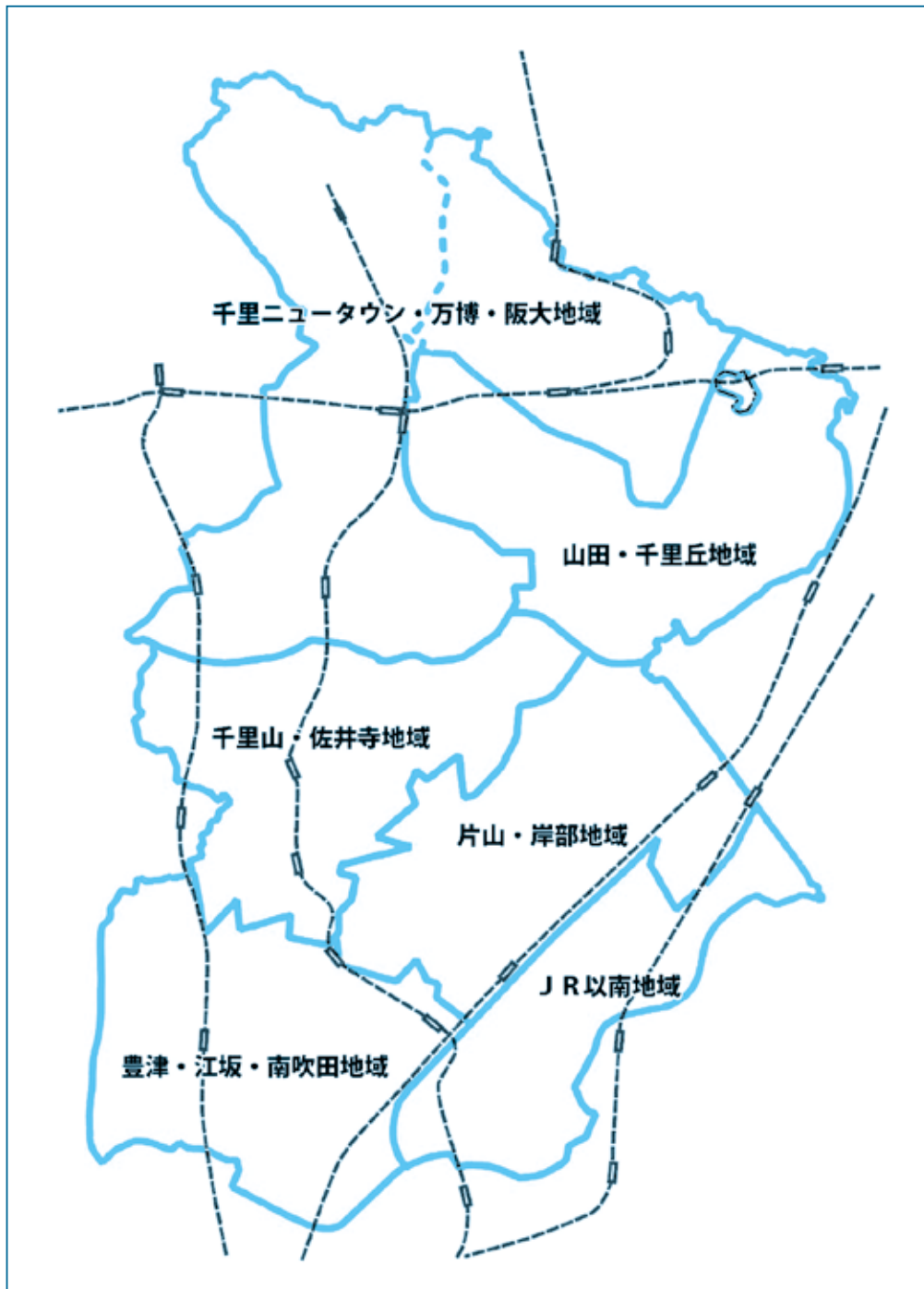
組織活動の活性化

進捗状況及び現状

平成18年度(2006年度)以降、商工業団体事業活動促進補助金により、商工業団体が実施する調査研究、研修及び催物への補助を行うことで、商店街等における来街者との交流を通じた組織活動の活性化につながっている。また、平成19年度(2007年度)以降、商店街等魅力向上促進事業補助金により、商店街等においては、NPO団体や学生などと連携したイベントの実施等を通じて、地域を巻き込んだ組織活動の活性化につながっていると同時に、同年度から実施している駅周辺活性化事業においては、地域課題の共有やにぎわい再生に向けた具体的な方策の検討を行い、新たなまちのリーダーを発掘することを目的としたまちづくりシンポジウムを開催するなど、交流促進の場づくりを行っている。

その他、江坂企業協議会や神崎川畔企業連絡会などの地元企業団体による、地域貢献活動に対する支援や連携を通じた、企業の組織活動の活性化にも取り組んでいる。

(2) 「Ⅶ 地域別振興方向」



◆ JR以南地域

進捗状況及び現状

JR吹田駅周辺地域においては、駅周辺の7商店街が連携し、アジアンフェアなど地域住民との交流を図る多数の事業による商業地の活性化に取り組んでいる。また、地域住民のニーズ把握のためアンケート調査の実施などにより、まちの将来像を見据えた活性化プランの策定を行い、当該プランに基づく空き店舗の活用研究や、インターネットなどを活用した情報発信に取り組み、地域商業の活性化を牽引しているほか、「NPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会」をはじめとする団体や企業、大学等と連携し、地域の活性化に努めている。

◆ 片山・岸部地域

進捗状況及び現状

片山地域では、近隣の4商店街等が連携し、平成24年度(2012年度)から地域住民を対象にした健康講座を開催するなど、地域の状況に応じた活性化に取り組んでいる。また、平成26年(2014年)4月には、片山地区に新たに大和大学が開校したことで、商店街との連携による地域活性化が期待されている。

JR岸辺駅北側の吹田操車場跡地においては、平成30年度(2018年度)に予定されている国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の移転に伴い、当該地区の名称を「北大阪健康医療都市(健都)」として、医療機関と医療関連企業などが集積した国際級の医療クラスターの形成を目指し、「健康・医療」のまちづくりが進められている。

◆ 豊津・江坂・南吹田地域

進捗状況及び現状

江坂駅周辺の商業地域及び神崎川周辺の準工業地域並びに工業地域においては、企業立地促進条例に基づく奨励金の交付対象地域として製造業や卸売業などの事業所の新規立地又は拡張を支援しており、現状においては未だ活用実績は上がっていないものの、今後も産業集積の維持及び拡大を図っていく。また、住工混在問題により操業環境が悪化している製造拠点等に対しては、企業定着型環境配慮事業補助金による防音、防振又は防臭対策を支援することで、事業所の定着支援を行っている。

江坂駅周辺のまちづくりについては、今後も江坂企業協議会等の地元企業団体との連携を進め、江坂のブランド化を推進するためのまちづくりを支援していく。

南吹田地域においては、平成30年度(2018年度)に向けて、JRおおさか東線の新設や新駅の設定、周辺の幹線道路の整備など、地域の新たな玄関口として駅前にふさわしい魅力的なまちづくりが進められている。

◆ 千里山・佐井寺地域

進捗状況及び現状

千里山地域では、現在も商店街やスーパー等の集積が見られる中で、千里山駅東側の再開発が行われており、公団住宅の建て替えが進むとともに、平成27年度(2015年度)には公共施設を含む大型商業施設が駅前に開設されるなど、まちが大きく変化している。

また、千里山駅周辺の商店などで組織される「千里山商栄会」は、元気なまち、楽しいまちづくりへ貢献するための催物などの実施や、地元自治会や地域住民とともに構成する「千里山まちづくり協議会」でのまちづくり活動に取り組んでいる。

◆ 山田・千里丘地域

進捗状況及び現状

山田・千里丘地域では、大型マンションの建設など新規住宅開発により人口が増加しており、地域に密着した商業施設においては経済的な発展が見込まれる。また、万博記念公園での市立吹田サッカースタジアムやエキスポランド跡地の大型複合施設の建設により、今後は更に大きな集客が見込まれるが、その一方で、当該地域の既存の小売店はもとより大型店についても競争の激化が懸念される。

◆ 千里ニュータウンを中心とするエリア

進捗状況及び現状

千里ニュータウン地域においては、従来から「千里ニュータウン商業祭」が継続して行われているほか、近隣センター間のネットワーク化に向けた新たな取組として、平成22年度（2010年度）から、千里ニュータウン吹田地区商業連合会が「千里ニュータウンリレー産直市」を継続して開催している。また、平成26年度（2014年度）から新たな取組として、店主が商品の魅力を地域住民に伝えるための「まちゼミ」を開催している。

各近隣センターにおいては、地域住民との交流を図るための夏祭り等の催物をそれぞれ開催しているほか、空き店舗を活用したチャレンジショップなどの出店により新たな集客を生み出すなど、商業機能の活性化が図られている。

北千里駅周辺については「ディオス北千里専門店会」が、地域の情報発信及び情報共有の強化を図っているほか、防災対策の視点からコミュニティFM局との連携により、移動式のサテライトスタジオを開局し、地域コミュニティの核となることで、地域になくてはならない商店街を目指している。

(3) 「Ⅷ ビジョン実現に向けて」

◆ 実現に向けての考え方と推進のあり方

進捗状況及び現状

旧ビジョンが策定された平成18年度(2006年度)以降、商工業振興対策協議会の下に商工振興施策検討部会が設置され、旧ビジョンの実現に向けた施策検討についての議論が行われてきたが、その後、産業振興に係る条例制定についての議論が活発化したことを受け、平成20年度(2008年度)の条例検討部会の設置を経て、平成21年度(2009年度)には産業振興条例が施行されている。また、産業振興条例が施行されて以降、その理念を施策へ具体化するため、商工業振興対策協議会及び各作業部会における議論が活発に行われ、これまでの様々な取組につながってきた側面がある。

そのような意味では、行政と商工業者、市民、関係団体、学識経験者等との間での商工振興施策の推進に向けた議論は、これまで様々な体制の中で継続して行われてきたところであるが、その間、産業振興条例に焦点を当てた議論が中心となり、旧ビジョンの実現に向けた議論が十分に行われてきたとは言い難い状況がある。従って、今後においては、産業振興条例に対する本ビジョンの位置付けを明確にしたうえで、その実現に向けた継続的な議論を行うことのできる仕組みづくりを進めていくことが必要である。

◆ 商工業者・行政・市民の役割

◇ 商工業者の役割

進捗状況及び現状

平成21年度(2009年度)に産業振興条例が施行されて以降、その理念の具体化にあたって、地域商業者等が主体となり、地域経済の循環及び活力ある地域社会の実現を図ることを目的として「地域における商業の活性化に関する要項」を制定し、地域の事業者等へ広く周知を図ってきた。また、併せて「商業者等に求められる具体的な地域貢献策の例」を示すことで、地域における商業者の役割を明確化してきた。

今後も、更なる地域経済の活性化に向け、引き続き商工業者による主体的な取組が行われるような仕組みづくりを進めていく必要がある

◇ 行政の役割

進捗状況及び現状

平成21年度(2009年度)に産業振興条例が施行されて以降、その目的、基本理念及び産業施策の方針等については、市内事業者及び市民に対して広く周知を行ってきたところである。また、商工振興施策の実施にあたっては、継続的に市内事業者の現状やニーズの把握を進めながら、限られた財源の中で新規施策の検討や既存施策の見直しを行い、より効果的な施策の推進に努めてきた。

商工振興施策については施策効果が短期的に表れるものではなく、また明確な効果測定が難しい分野ではあるが、行政においては今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、できる限り施策効果を見極め、より成果の見込まれる施策内容の検討及び施策の実施に努めていくことが必要である。

◇ 市民の役割

進捗状況及び現状

平成21年度(2009年度)に産業振興条例が施行されて以降、その理念の具体化にあたって、行政や商工業者だけでなく、市民も参加した議論の中で、地域経済の活性化に向けた様々な取組が実施されてきたことから、今後も引き続き、市民のより積極的な商工業の振興やまちづくりへの参加を促進していくことが必要である。

(4) 「V 基本理念・基本方向」

◆ 基本理念 (快適ライブタウンの創生をめざして)

基本理念に対する現状

旧ビジョンにおける基本理念は、「快適ライブタウンの創生をめざして」として、様々な人々が、それぞれのライフスタイルに応じて、いきいきと暮らし、働き、学び、遊ぶことができる魅力あるまちの実現を目指すものである。

商工振興施策の推進は、その結果として、事業者の発展を通じた市民のより快適な生活環境の実現につなげようとするものであるが、商工振興施策においてまず重視すべきは、施策の対象となる事業者の発展であり、市内事業者の発展による地域経済の活性化を通じて、市民の雇用や所得、そして新たな税収を生み出し、市民福祉の向上を目指していくことが重要である。

今後の商工振興施策の推進にあたっては、上記の視点を踏まえ、市民、事業者、行政の協働による、地域経済の循環と活性化に向けた更なる取組が必要であるとする。

◆ 基本方向

◇ 快適な市民生活を支える商工業の振興

進捗状況及び現状

本市の魅力を高め、より多くの市民や来訪者に対して快適な生活空間を提供することは重要であるが、平成18年度(2006年度)以降これまで実施してきた商工振興施策においては、事業者の事業活動の発展を推進することで雇用や所得を生み出し、市民の生活基盤を支えることを重視したものであるため、「快適な市民生活を支える」という方向性での施策実施には至っていない。

◇ 都市の活力を活かす商工業の振興

進捗状況及び現状

本市は全国的に見ても開業率が高く、江坂地域を中心に、多くの起業家が集積しているという特徴を持っており、これまでそういった特性を活かして、新規性や独自性のある新たな産業の創出を促進するための施策を実施してきた。今後も、起業家を含めた市内事業者の活発な事業活動を支援することで、地域経済の循環と活性化を実現させ、まちの活力を高めていくことが重要である。

◇ 環境にやさしい「まちづくり」を反映した商工業の振興

進捗状況及び現状

工業分野においては、平成19年度(2007年度)以降、市内事業者に対するエコアクション21の認証取得支援を行うとともに、商業分野においては、平成21年度(2009年度)から平成22年度(2010年度)にかけて、商店街エコ化事業により街路灯やアーケード照明のLED化などの取組が行われたほか、JR吹田駅前の商店街において太陽光パネルの設置やドライミストの稼働を支援するなど、環境にやさしいまちづくりを推進してきた。

しかしいずれも限られた施策の中での取組であり、今後の環境にやさしいまちづくりについては、基本方向という位置付けではなく、新たな施策体系の中で必要に応じて実施していく。

第3節 旧ビジョンに対する総括

本節では、前節で示した検証状況を踏まえて、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの期間における旧ビジョンの活用状況、効果及び課題について分析を行うことで旧ビジョンを総括し、それらを踏まえた本ビジョンの策定方針を示す。

(1) 旧ビジョンの検証結果

◆ 「Ⅵ 商工業の振興方向」

この章においては、「商工業の活性化」、「商工業における新たな展開」、「商工業を支える基盤づくり」という三つの分野における商工振興施策の方向性が示されており、各項目別にこれまでの実施事業及び進捗状況について検証を行った。

「商工業の活性化」においては、商業関連施策、情報提供関連施策、交流の促進を図る施策などについては継続的に実施されている一方で、工業関連施策については、平成25年度（2013年度）以前はほとんど実施されていない状況であった。

「商工業における新たな展開」においては、起業家支援施策については様々な事業が実施されているが、この項目の中で位置付けられている生活支援ニーズへの対応、産業支援型サービス業の集積促進については、該当する事業がこれまでに実施されておらず、これらの分野については、今後の施策実施の必要性も含めて方向性を再度検討する必要があると考える。

「商工業を支える基盤づくり」においては、人材育成関連施策は継続的に実施されており、組織活動の活性化についても、商業団体に対しては様々な施策が実施されている。

全体を通しては、各項目に対応する事業の実施状況について偏りが見られるとともに、特に、融資関連施策については、これまで継続的に実施され、また市内事業者からの施策ニーズも高い施策であるにもかかわらず、全く位置付けがされていない状況であった。また、平成24年度（2012年度）以降、重点的に施策展開を行っている、市内中小企業者に対する販路開拓等の支援施策についても位置付けがされていない状況であった。

従って、本ビジョンにおいては、現在実施している施策体系について整理を行ったうえで、改めて本市の商工振興施策が目指す振興方向を定めていく。

◆ 「Ⅶ 地域別振興方向」

この章においては、吹田市第3次総合計画における地域別計画に基づき、六つのブロックに区分した市域別に現状、課題及び振興方向が示されており、各市域別の現状について検証を行った。

JR以南地域や豊津・江坂・南吹田地域など、商店街や事業所が比較的集積している地域においては振興状況の検証はしやすいが、市内北部においては基本的には住宅地が多くを占めており、事業所の集積している区域が非常に限られているため、それらの市域別の振興状況を検証することは非常に困難である。

従って、本ビジョンにおいては、旧ビジョンのように6ブロックそれぞれの地域別振興方向を定めることはせず、平成26年度（2014年度）に実施した事業所実態調査結果に基づき、市内における事業所の立地状況に応じた振興方向を定めていく。

◆ 「Ⅷ ビジョン実現に向けて」

この章においては、旧ビジョンの実現に向けての推進体制と、そのための商工業者、行政及び市民の役割が示されており、各項目に対する現状について検証を行った。

旧ビジョンが策定された平成18年度（2006年度）においては、商工業者、行政及び市民が連携して旧ビジョンの進捗管理を行うとともに、それぞれの役割を果たしていくことで、旧ビジョンに掲げられている基本理念及び基本方向等の実現を目指していくことが想定されていたが、平成21年度（2009年度）に産業振興条例が施行されて以降、旧ビジョンの位置付けが整理されないまま、より上位に位置付けられる産業振興条例の具体化についての取組のみが推進されてきた傾向がある。

従って、本ビジョンにおいては、産業振興条例に対する本ビジョンの位置付けを明確にしたうえで、その実現に向けた継続的な議論を行うことのできる仕組みづくりを進めていく。

◆ 「Ⅴ 基本理念・基本方向」

この章においては、旧ビジョンにおいて最も重要となる基本理念及び三つの基本方向が示されており、各項目に対する現状について検証を行った。

基本理念である「快適ライブタウンの創生をめざして」や、それに基づくそれぞれの基本方向において掲げられている内容は、商工振興を通じた、市民のより快適な生活環境の実現を重視したものであるが、商工振興に係る個別計画であるビジョンにおいて、本来掲げるべき基本理念及び基本方向は、より商工業者の目線に立った内容にすべきであったと考える。実際に、現状実施している商工振興施策は、市内事業者の発展による地域経済の循環及び活性化と、それを通じた市内雇用の拡大を目的としたものであり、旧ビジョンにおいて掲げられている基本理念及び基本方向と、現状の実施事業との間には乖離があると言わざるを得ない。

従って、本ビジョンにおいては、行政の全庁的な取組の中での商工振興施策の役割を明確にし、その範疇の中で実現すべき基本理念及び基本方針を掲げていく。

(2) 旧ビジョンの効果及び課題を踏まえた本ビジョンの策定方針

本市の商工振興施策においては、平成21年（2009年）4月に施行された産業振興条例の位置付けが非常に重要であるが、平成18年（2006年）3月に旧ビジョンが策定されたことにより、その後の産業振興条例の制定に至る議論が活発化したという意味では、旧ビジョンが本市の商工振興施策の推進において果たした役割は大きいものであったと考える。

しかし一方で、産業振興条例の制定により、商工振興施策の指針としての旧ビジョンの本来の役割が薄れてしまった感は否めない。実際に、産業振興条例制定以降は、その理念を施策に具体化する取組が中心となり、また、既存事業の見直しや新規事業の立案についても、旧ビジョンに基づいて行われた部分は極めて少ない状況であった。検証結果において前述したとおり、産業振興条例が制定された後には、産業振興条例に対する旧ビジョンの位置付けを改めて整理するとともに、旧ビジョンに掲げられている基本理念等が、現状の施策実施の方向性に合致しているかどうかについての見直し作業を行うべきであったと考える。

以上の課題を踏まえ、本ビジョンの策定にあたっては、産業振興条例の基本理念の下、商工振興施策の実質的な指針となるべきものとして、基本理念、基本方針及び基本方針に基づく商工振興施策を掲げるとともに、各施策に基づく事業の実効性を高めるために、事業内容、事業実施の方向性、成果指標及び目標値等を明確化するアクションプランを示すこととする。

第3章

社会経済動向及び本市産業の現状

第3章 社会経済動向及び本市産業の現状

本ビジョンにおける基本理念、基本方針等を示すにあたって、本章では、その背景となる国内外における近年の社会経済動向や、国及び大阪府における産業政策の動向などを概観する。併せて、国の統計調査結果に基づく本市の産業の現状及び特徴の分析と、平成26年度（2014年度）に実施した吹田市事業所実態調査の調査結果に基づく、市内事業所の現状、課題及び必要となる支援施策の方向性などについての分析を行う。

また、市内事業者に対して平成27年度（2015年度）に実施したヒアリング調査に基づき、積極的に新たな取組を行うことなどにより、継続的に成長している市内の中小企業者や商店街などについて、その取組内容や成果に関する具体的な事例を紹介する。

第1節 社会経済動向の変化と国及び大阪府における産業政策の動向

本節ではまず、本ビジョン策定にあたっての背景となる、国内外における近年の社会経済動向と、国及び大阪府における産業政策の動向を概観する。

(1) 近年の社会経済動向

◆ 国内の動向

第二次世界大戦敗戦から70年、日本は世界的にも稀に見る経済成長を達成した。しかし「昭和」が終わり「平成」を迎えたころから日本経済は翳りを見せ始めた。いわゆる「失われた20年」である。阪神・淡路大震災、東日本大震災等の巨大災害は、多くの人命はもちろん、これまで築いてきた社会インフラなどの経済、社会、生活基盤を一瞬にして奪い去った。更に平成不況の最中、平成20年（2008年）に発生したリーマンショックは世界的な金融危機を引き起こし、景気の後退に大きな影響を与え、デフレ脱却を目標にしながらも未だにその成果が上がっていない状況である。

現在、日本において最も深刻な問題が少子高齢化による人口減少である。日本創生会議の増田レポートは、人口減少の結果、消滅する可能性の高い自治体が数多く存在することを指摘している。全国で523に及ぶ自治体が消滅の危機にあるとする増田レポートの数値を用いた推測による提唱は、世論に大きな衝撃を与えた。人口減少が将来の日本にとって大きな不安要素となっているのである。日本の人口の推移を見ても（【第1-(1)-1図】）、平成20年（2008年）をピークに減少局面に突入しており、少子高齢化、人口減少により、日本経済は今後30年ほどで大きくシュリンクしてしまうような危機的状況となっている。

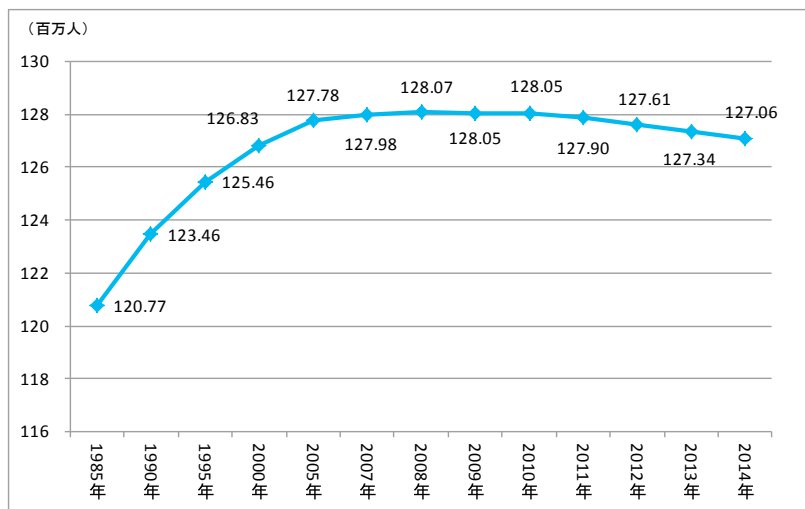
日本の人口が現状で約1億2,000万人として、今後約30年間で約9,000万人になるといわれているが、これは全国的に等しく減少するわけではない。近年では都市部に約6,000万人、その他の地方部に約6,000万人が暮らしており、人口減少現象は、都市部の人口は変化せず地方部の減少が極端に進行していくことを示している。予想通りに人口減少が続くと、経済が縮小することとなり、これに呼応して税収が減少し、あらゆる政策や社会保障が維持できない状況になる。

少子高齢化による生産年齢人口の減少は産業の衰退と消費の縮小を招くが、産業が衰退すると、雇

用そのものの維持及び確保ができなくなる。昭和60年（1985年）からの日本の失業率の推移を見ると（【第1-(1)-2図】）、平成2年（1990年）はバブルの最中であったが、それ以降は失業率が大きく悪化している。平成12年（2000年）以降は徐々に回復するかに思われたが、平成20年（2008年）のリーマンショックで再び悪化した。その後は緩やかではあるが順調に回復基調であることが分かる。

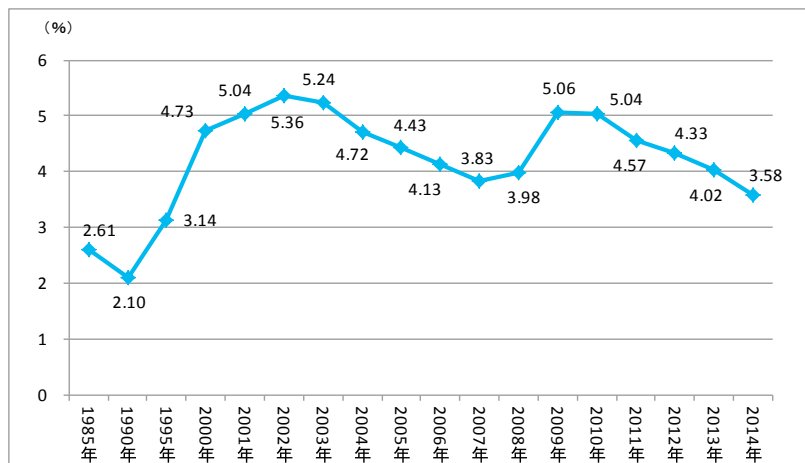
「人口減少局面で経済発展を実現した国や地域はない」といわれる中で、日本としては今後どのような政策、施策を講じていくべきであろうか。短期的には海外からの労働力や移民の受入等で対応することが議論されているが、諸外国の事例を見ても課題は多いようである。人口の維持に関しては、緩やかな経済発展の下、正規雇用の確保や女性の雇用環境、子育て支援などの経済的、社会的基盤が更に整備されることが必要であるが、超高齢化社会の到来が現実となる中で、高齢者に対する医療や福祉サービスの提供も、国を挙げた検討と対策が必要であることは周知のとおりである。

【第1-(1)-1図】日本の人口の推移



出典：総務省統計局 人口推移と将来人口データ

【第1-(1)-2図】日本の失業率の推移



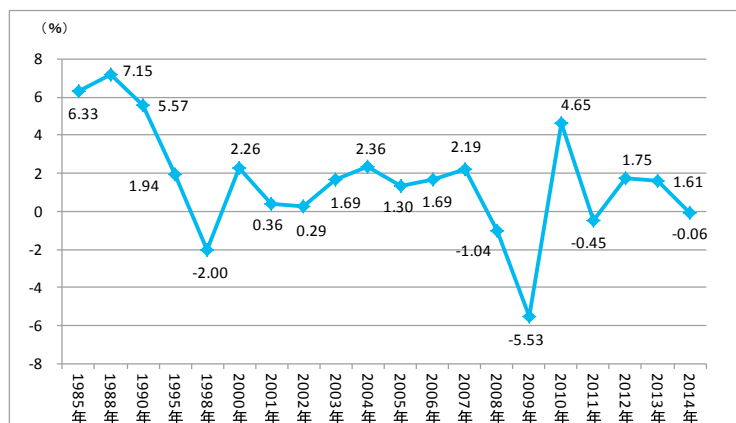
出典：IMF - World Economic Outlook Databases (2015年4月版)

次に、日本の経済成長率の推移について見てみることにする（【第1-(1)-3図】）。日本の経済成長率は、バブル経済の最高潮期である昭和63年（1988年）の7.15%をピークに、バブルの崩壊以降落ち込みを続け、阪神・淡路大震災が起きた平成7年（1995年）には1.94%、平成10年（1998年）には-2.00%を示した。その直後には「2000年問題」の特需があつてか、2.26%まで回復を見せたが、平成20年（2008年）に起こったリーマンショックにより大きく落ち込み、最低率である-5.53%を記録した。しかしその反動か、平成22年（2010年）には4.65%という驚異的な復活を果たすのである。平成23年（2011年）には東日本大震災が発生したことにより再びマイナス成長となるが、平成24年（2012年）には1.75%まで回復し、政権交代による景気の回復感が出たためか、平成25年（2013年）はほぼ横ばいの成長率を示した。しかし、当初の期待ほど景気回復が実現しなかったこと、原油価格の高騰による原材料費、燃料費等のコストが増加したこと、都市と地方との格差拡大傾向が表れたことなどが要因となり、平成26年（2014年）には再びマイナス成長となっている。

日本経済の回復に向けて、デフレからの脱却と富の拡大を目指すために、平成24年（2012年）以降いわゆるアベノミクスといわれる経済政策が実施され、その中では、三本の矢といわれる①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を柱として主要施策が行われてきた。この成果については様々な評価があるが、企業業績の改善が雇用の拡大や所得の上昇につながり、消費の増加をもたらすことが期待されている。

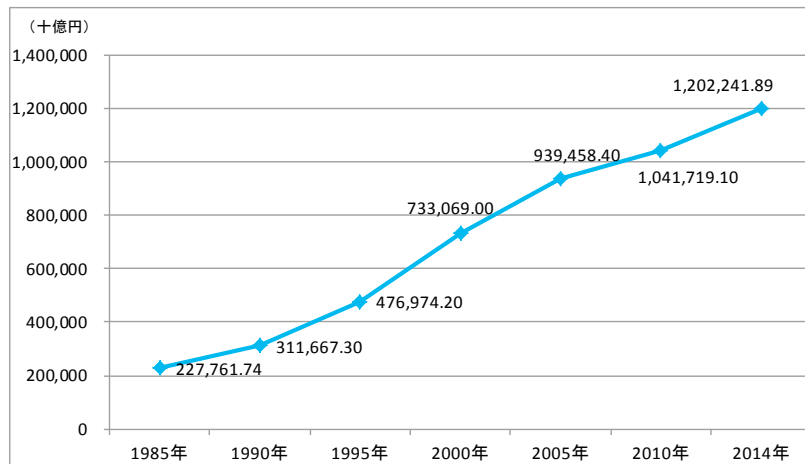
一方で、日本の財政状況は悪化の一途をたどっており、政府の総債務残高は平成22年（2010年）には1,000兆円を突破している（【第1-(1)-4図】）。近年では、国の財政は、歳出が歳入たる税収を上回っており、この差を公債の発行でまかなっている状況である。歳出の構造を見ると、社会保障と地方交付税、そして国債費が大部分を占めており、国の収入については約半分が税収であり、残りの約半分は国債の発行でまかなっている状況である。その要因としては、一点目は日本経済の伸び悩みのために税収が上がらないこと、二点目は社会保障関係費が国民負担と比較して大きいこと、三点目は収入の不足分を国債等の借金で負担し続けていることが挙げられる。こうした状況が続けば、国としての借金が増大し後世に大きなツケを残すことになる。この状況を打開するには人口減少への対策と、経済の回復による税収の増加を見込みながら、歳出そのものを見直すことに加え、社会保障のあり方や国民負担と税負担の割合を再考し、国債への依存度を下げる取組が必要である。そのために、持続的な社会・経済システムを早期に実現することが求められている。

【第1-(1)-3図】日本の経済成長率の推移



出典：IMF - World Economic Outlook Databases (2015年4月版)

【第1-(1)-4図】政府総債務残高の推移



出典：GFS (政府財政統計マニュアル)

◆ 国外の動向

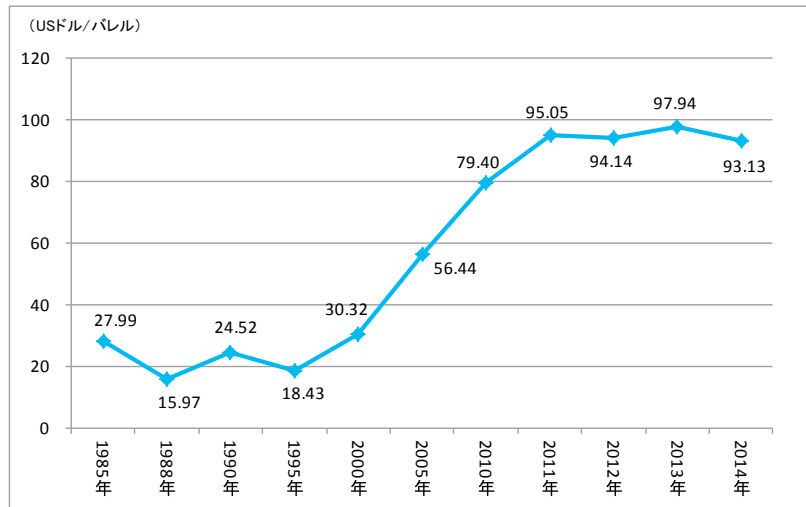
まず、グローバル化が進展する近年の国外の動向においては、原油価格の下落が世界経済に与える影響が大きいため、そのメリットとリスクの両面について注視することが必要である。

原油価格の下落についてはいくつかの要因が考えられるが、背景としては需給バランスの緩みがある。すなわち、供給面では代替エネルギーの生産が拡大し、需要面では新興国や先進国の需要が鈍化している状況があるが、アメリカが金融政策の正常化に向かう中で、原油市場における投機的な動きが弱まったことも原油価格の下落要因として挙げられる。

原油価格の下落がもたらす先進国への影響については、その多くは原油の準輸入国であるため、先進国全体には経済にプラスの効果を及ぼす。また、原油価格の下落は、ガソリン価格等の低下を通じて家計の実質所得を押し上げ、企業部門では企業収益に全体としてプラスの影響を及ぼすが、近年、産油国のアメリカ及びイギリスではエネルギー・セクターの大幅な減益が企業収益を減少させているため、英米では生産及び設備投資にマイナスの影響が見られる。

原油価格の下落がもたらす産油国への影響については、産油国の経済は原油輸出に大きく依存しているため、資源依存度の高い国では輸出が資源価格に左右され、経済が不安定となる傾向がある。そこで、持続的で安定した経済発展を実現するためには産業の多角化が不可欠となる。原油価格の推移を見てみると(【第1-(1)-5図】)、昭和63年(1988年)に1バレルあたり15.97USドルと、この30年で最低価格を示しているが、平成25年(2013年)の97.94 USドルと比較すると6倍以上の開きがあることが分かる。最近では、原油価格の下落を背景に利下げを行う国が増加しており、金利は低下する傾向があるが、その一方で、原油価格下落のプラスの影響はマイナスの影響よりも遅れて顕在化する可能性が高く、鉱業関連の生産や設備投資の景気下押し圧力が続くリスクも存在する。

【第1-(1)-5図】原油価格の推移



出典：IMF - Primary Commodity Prices

次に、「アジア経済」についてであるが、中国では構造改革を進め、成長の質を重視した政策運営が実施されており、これが成長率低下の要因の一つとなっている。経済の安定成長が必要とされる一方で、投資、輸出は減速し、景気の下振れ圧力が強まっており、また中国政府が目指す経済の安定成長の主目標である雇用を見ても弱い動きとなっている。中国政府は、平成27年（2015年）の目標である7%の成長率実現のために、財政・金融政策の活用による景気の安定化に努めているが、中国政府の景気下支え策の実効力については不確実性も高い。中国経済の安定成長は、中国だけでなく世界経済にも極めて重要であるため、引き続き中国政府の適切な政策運営が期待される。

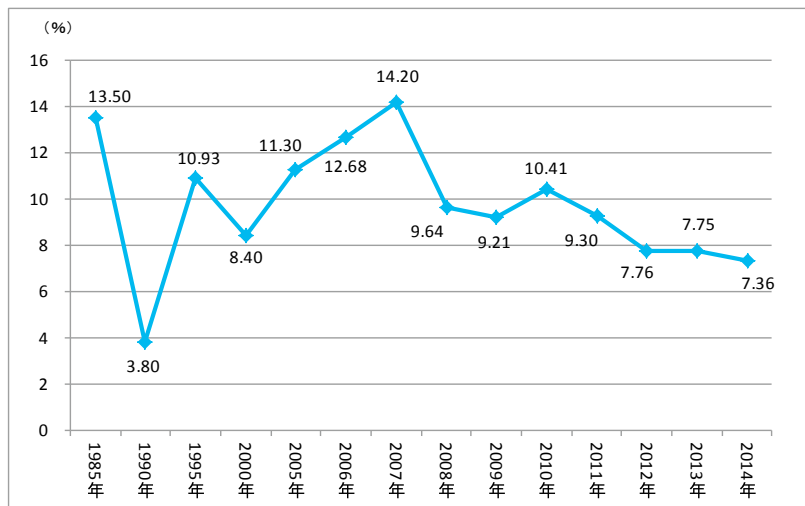
中国の経済成長率の推移を見てみると（【第1-(1)-6図】）、昭和60年（1985年）には13.50%であったが、平成元年（1989年）に発生した天安門事件の影響があつてか、平成2年（1990年）には3.80%と最低率を示している。その後は10%台になるなど驚異的な成長を見せたが、平成20年（2008年）に起こったリーマンショックの影響により再び平成21年（2009年）まで落ち込んでいる。その後、平成22年（2010年）に10%台の成長率を見せたが、以降平成26年（2014年）まで経済成長率は下降傾向である。中国経済の先行きについては成長が想定以上に減速しており、いわゆる中国バブルの崩壊が生じると、中国からの外需に依存する国々の輸出が減少していくことが懸念されるため、世界経済におよぼす影響は甚大である。

世界経済の今後は「緩やかな回復が続く」との見通しである。先行きのメインシナリオとしてはアメリカ経済の回復やユーロ圏の景気の持ち直しが続くことにより、緩やかな回復が続く可能性があり、国際機関の見通しでは平成27年（2015年）の実質経済成長率は概ね3%台前半となっている。

最後に、USドルと日本円の為替レートの推移を見てみると（【第1-(1)-7図】）、プラザ合意のあつた昭和60年（1985年）には1 USドルが238.54円であったが、当時の輸出拡大等が要因となった好景気もあつて平成7年（1995年）には94.06円まで円高傾向が進展している。その後「失われた10年」といわれる景気の後退、いわゆる「平成の大不況」が起こるが、為替レートは大きな影響を受けることがなかった。その後も経済の低迷が続く中、いざなぎ景気といわれた好景気の時期、またその後のリーマンショックによる世界的な金融危機も乗り越えて、円の価値は維持されてきたが、近年は円安の傾向

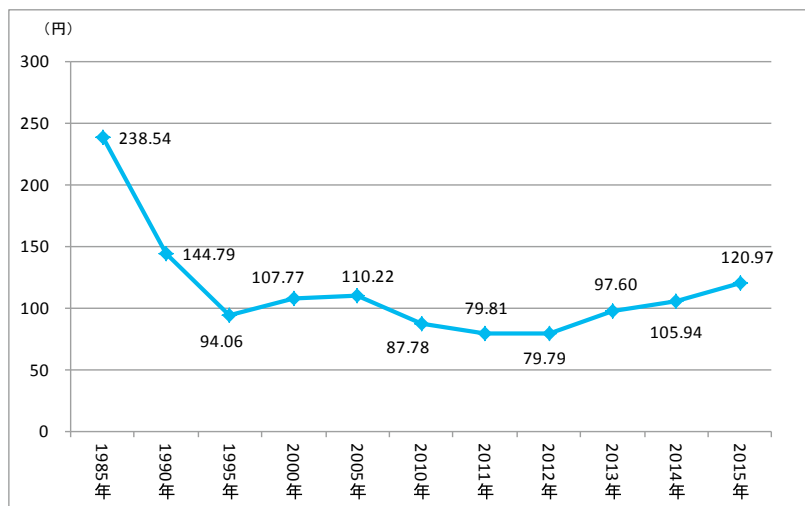
にある。アメリカの金融政策正常化では、そのプロセスにおいて国際金融市場が大きく変動し、新興国経済から資金流出が起き、実体経済に影響をもたらす可能性があるといわれているが、TPPの妥結により世界的規模の経済圏が誕生する中において、日本経済の今後と、円とUSドルの為替レートは世界経済にも影響を及ぼすこととなるであろう。

【第1-(1)-6図】中国の経済成長率の推移



出典：IMF - World Economic Outlook Databases (2015年4月版)

【第1-(1)-7図】USドル/円為替レートの推移



出典：Principal Global Indicators

(2) 国及び大阪府における産業政策の動向

◆ 国の政策

近年の日本の政策については、政府はこれまで、デフレからの脱却に向けて何よりも「需要不足」の解消が重要という認識の下、「アベノミクスの三本の矢」である第一の矢（大胆な金融政策）、第二の矢（機動的な財政政策）、第三の矢（民間投資を喚起する成長戦略）を政策理念として実施してきた。第一の矢では、金融緩和を実行することによって市場に流通するお金の量を増やし、デフレマインドを払拭する大胆な金融政策を行い、第二の矢では、約10兆円規模の経済対策予算によって政府が需要を創出する機動的な財政政策を行った。そして第三の矢では、規制緩和等によって民間企業等の投資を喚起する成長戦略を打ち出した。

第一の矢、第二の矢によって、実質GDPは平成27年（2015年）1－3月期においては年率2.4%、平成24年（2012年）10－12月期から平成27年（2015年）1－3月期までの累計では2.0%の成長率を実現している。また、有効求人倍率は、平成27年（2015年）4月においては1.17倍と引き続き高水準を示し、完全失業者数は同月においては219万人となり、政権発足後61万人減少した。企業の経常利益も過去最高水準を示し、平成26年（2014年）10－12月期においては17.6兆円となっている。更に、企業の賃金引上げや女性就業者数の増加に加え、実質民間最終消費支出は、平成27年（2015年）1－3月期においては年率1.4%で3四半期連続でのプラスとなり、またアベノミクス効果により株価が上昇するなど、経済成長率、企業業績、雇用等の多くの経済指標で改善が見られているとのことである。しかし、実体経済においては、中小企業者や地域経済への波及効果は見られず消費も停滞している。また、経済指標の改善は、アベノミクス効果ではなく原油価格の低下という外部要因によるものとの見方がある。すなわち、原油価格の下落によって消費者物価上昇率が低下し、実質消費が増大したものと考えられることから、むしろ、デフレ脱却を進めようとするアベノミクスの経済政策が機能していないという現状がうかがえる。

第三の矢では、「投資の促進」、「人材の活躍強化」、「新たな市場の創出」、「世界経済とのさらなる統合」の四つの視点をベースに、規制緩和等によって民間企業や個人の実力を発揮するための方策を推進し、日本経済を持続的成長に導く道筋を示すとしていたが、具体的な成長戦略は未だ不明確である。

第二次安倍内閣の発足以来、「デフレからの脱却」を掲げたアベノミクスの経済政策が始まって現在3年目を迎えている。アベノミクスによる経済政策を推進してきた結果、着実に回り始めた「好循環」によって企業収益は過去最高水準を示し、「雇用拡大」を果たしたとされている。また労使交渉を通じた「賃金上昇」により、消費は持ち直しの兆しをみせたが、その一方で個人消費は低調であり、企業の実際の生産、投資には伸び悩みも見られている。更に、中小企業者や地域経済への波及効果は乏しく、アベノミクスによる経済効果は景気回復を実感させるところまでは至っていない。今後、労働需給が更にタイト化し、GDPギャップも急速に縮小され、デフレ脱却が現実のものとなれば日本経済は好況局面へと入ることになるが、人口減少社会による生産年齢人口の制約により、消費が拡大しても供給制約が新たな課題となるため、成長には生産性の向上が不可欠である。

そこで、アベノミクス第二ステージが発表された。平成27年（2015年）10月、第三次安倍改造内閣の発足と同時に、アベノミクスの第二ステージとして「新三本の矢」となる三つの方針が打ち出された。第一に、平成32年（2020年）を目途としたGDP600兆円の達成、第二に、50年後も人口1億人を維持

するために平成32年（2020年）代半ばに希望出生率1.8の数値目標を掲げた少子化対策、そして第三に、介護離職ゼロという多様な人材活用と多様な働き方への環境整備による高齢化対策である。過去20年間の日本のGDPは約500兆円の水準で推移しており、5年間でGDP600兆円を達成するためには年率4%の成長が必要である。日銀による最近の潜在成長率の推移はこのところ0.5%とされているため、GDP600兆円はかなり高い目標数値を設定しているが、その根拠の一つにはオリンピック特需が見込まれている。

アベノミクス第二ステージの鍵となる施策として、平成27年（2015年）6月30日付「日本再興戦略」（改訂2015）において以下の施策が公表されている。

第一の施策は「未来投資による生産性革命」である。ここでの、①「[稼ぐ力]を高める企業行動を引き出す」については、i)「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化のための施策として、企業と投資家との建設的な対話の促進（株主への情報開示の促進）や、成長志向の法人税改革などが挙げられている。いわゆる民間投資促進に向けた官民対話である。ii)イノベーション・ベンチャーの創出においては、「ベンチャー・チャレンジ2020」の推進のための施策として、米・西海岸レベルの国際的拠点形成（特定研究大学、卓越大学院の創設）、シリコンバレーと日本との架け橋プロジェクト、グローバルなエコシステムとの連動や、イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革のための施策として、運営費交付金重点配分導入による大学間競争の促進などが挙げられている。また、iii)アジアをはじめとする成長市場への挑戦のための施策として、「質の高いインフラパートナーシップ」の展開などが挙げられている。②「新時代への挑戦を加速する」については、i)「第四次産業革命」に対応するための施策として、民間投資と政策対応を加速化する官民共有の羅針盤策定のためのIoT、ビッグデータ、人工知能による産業構造・就業構造変革の検討が挙げられている。また、ii)セキュリティを確保したうえでのIT利活用の徹底のための施策として、サイバーセキュリティ対策の抜本的強化、IT利活用の推進、マイナンバー利活用範囲の拡大が挙げられている。③「個人の潜在力の徹底的な磨上げ」については、そのための施策として、長時間労働是正による労働の「質」の向上、女性・高齢者等の活躍促進、変革の時代に備えた人材力強化（雇用と教育の一体的改革）、個人主体のキャリア開発、実践的職業教育を行う新たな高等教育機関の創設などが挙げられている。

第二の施策は「ローカル・アベノミクスの推進」である。ここでは、①「中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化」のための、事業者に対する成長戦略の「見える化」、「よらず支援拠点」の強化、②「サービス産業の活性化・生産性の向上」のための、官民協同での生産性向上運動（5分野）におけるIT活用、地域金融機関等による経営支援の参考となる指標（ローカルベンチマーク）の策定、③「農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化」などが挙げられている。

第三の施策は「[改革2020]（成長戦略を加速する官民プロジェクト）の実行」である。平成32年（2020年）には東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催され、日本が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する。これを機に改革とイノベーションを加速していくことが重要である。このため、成長戦略に盛り込まれた施策を加速させる、改革とイノベーションの牽引役として、平成32年（2020年）までに日本として成し遂げるべき中核となるプロジェクトで、後世代に継承できる財産となるもの（自動走行技術、水素社会の実現、先端ロボット技術、観光地経営、対内投資の拡大等）については、政府を挙げて推進していくこととしている。

前述したとおり、現在日本において最も深刻な問題は少子高齢化による人口減少である。日本の人口は平成20年（2008年）をピークに減少局面に突入り、今後日本のGDPは縮小していくと見られてい

る。「新三本の矢」においては、「希望出生率」という言葉により、「国民の希望が叶った場合」という曖昧さが見られるものの、人口減少問題に対して希望出生率1.8という具体的数値目標が示され、社会保障においては、介護離職ゼロと生涯現役社会の実現を目指し、予防医療への重点化や健康投資、健康経営を促進させる方向性が示された。しかし一方で、社会保障給付費の削減等が進むことにより、「一億総活躍社会」は協働、共生できる社会づくりではなく、働かざるを得ない状況に追い込む弱者切り捨て政策に陥ることが懸念されている。

これまでのアベノミクスが成果を挙げているという前提に立った、「新三本の矢」における具体的かつ高い数値目標を達成するためには、どのような戦略を実行していくのかということを確認に示すことが必要になっている。日本の持続可能な社会形成、「デフレからの脱却」という目標の達成には、安倍政権による有効な政策と戦略の実効性が求められている。

次に、中小企業者に対する支援施策についてであるが、国内においては従来の中小企業者の概念より、更に小規模な事業者に対する支援施策の必要性が高まってきたことから、国は、小規模企業者の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一体となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するものとして、平成26年(2014年)6月に「小規模企業振興基本法(以下「小規模基本法」という。)」を制定した。また同時に、半世紀以上にわたり地域の小規模企業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村行政や地域の金融機関等と連携して、小規模企業者の意欲ある取組を強力に支援するための体制を整備するものとして「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(以下「小規模支援法」という。)」を制定したのである。

小規模基本法の制定の背景としては、小規模企業者が、経済の様々な構造的変化に直面している一方で、日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するうえで、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる重要な役割を担っているという状況がある。平成25年(2013年)に改正した中小企業基本法においては「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置付けたが、今回は更に一歩踏み込み、小規模企業者を中心に据えた新たな施策の体系を構築することが必要であるとの視座から法律の制定に至ったものである。

法律の概要については、小規模企業者の振興の基本原則として、小企業者(概ね従業員数5人以下)を含む小規模企業者について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置付けている。そして、小規模企業施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続性、一貫性を担保する仕組みを作ることとした。具体的には、小規模企業者による、①需要に応じたビジネスモデルの再構築、②多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出、③地域のブランド化・にぎわいの創出等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じることとしている。

措置事項の概要については、①小規模企業者の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業者について事業の持続的な発展を図ること、②小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること、という二つの基本原則を掲げ、更に、国、地方公共団体、支援機関等の関係者相互の連携及び協力等を各主体の責務として定めている。また、政府に対しては、小規模企業施策の体系を示す基本計画(5年)を策定し、国会に報告することを義務付けている。

これらに基づく基本的施策の柱として、次の四点を掲げている。一点目は「多様な需要に応じた商品・

サービスの販路拡大、新事業展開の促進」で、具体的には国内外での販路開拓支援（IT活用支援等）や経営戦略策定支援等である。二点目は「経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進」で、具体的には事業承継、創業、第二創業支援や女性・青年等の人材マッチング強化等である。三点目は「地域経済の活性化に資する事業の推進」で、具体的には地域の多様な関係者との連携の促進や地域需要対応型事業の推進等である。そして四点目は「適切な支援体制の整備」で、具体的には各支援機関の役割の明確化、連携の強化や手続きの簡素化等である。

この小規模基本法の制定によって、従来の中小企業者の定義の枠の中でも特に、原則として従業員数が製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の小規模企業者に対する支援のあり方が新たに定められたことは、日本の中小企業政策史上、重要な転換点であると言える。

また、同時に制定された小規模支援法においては、大きく次の三点を政策目標としている。一点目は「伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備」として、需要開拓や経営承継等の小規模企業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会や商工会議所の支援計画（「経営発達支援計画」）を国が認定、公表することとしている。二点目は「商工会・商工会議所を中核とした連携の促進」として、支援計画の認定を受けた商工会や商工会議所が、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模企業者を支援するとともに、連携主体が一般社団法人、一般財団法人（地域振興公社など）またはNPO法人の場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用することとしている。三点目は「独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）の業務追加」として、支援計画の認定を受けた商工会や商工会議所に対して、中小機構が先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施することとしている。

以上のように、小規模支援法については、小規模企業支援をより強固なものとすることにより、小規模企業者が地域に根差し、地域を支え、地域における雇用を維持、創出するという役割を果たすとともに、事業の持続的発展を可能にすることを目的として定められたものである。

◆ 大阪府の政策

大阪府の政策についてこれまでの経緯を見てみると、まず平成12年（2000年）9月に「大阪産業再生プログラム」が策定されている。ここでは、「創都・大阪の再生 創業のまち大阪をつくる」を目標とする姿とし、中小企業者の活力再生、新たな産業分野の創出、魅力ある都市の創造をプログラムの柱として位置付けている。また平成19年（2007年）3月には「大阪産業・成長新戦略」が策定されているが、ここでの10年後の目指すべき大阪府の都市像は、グローバル化とものづくりを柱としたクラスターの形成である。そして平成22年（2010年）12月に策定された「大阪の成長戦略」では、ハイエンド都市、中継都市という高付加価値化とアジア内でのハブ化を大阪府の目指すべき方向としている。

この流れを踏まえ、現在、大阪府の組織としての「決定」を担う機関として「大阪府戦略本部会議」が設置されているが、これは、限られた財源や人員等の経営資源の重点化を図り、将来の大阪府を見据えて府政を戦略的に推進することを目的としたものである。メンバーは、本部長である知事のほか、副知事、政策企画部長、総務部長及び財務部長で構成され、また審議案件を担当する部局の長などが会議に参画している。

平成27年（2015年）8月に大阪府の政策企画部企画室が編集した「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」の概要によると、基本方針は、「人口減少・超高齢社会の下で大阪の「成長の実現」と「安

全・安心の確保」を同時に図るため、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子高齢化等が及ぼす影響や将来の課題に的確に対応できるよう、実行性の高い戦略を策定」としている。また、基本姿勢は、「変革のチャンスと捉えて改革に取り組み、持続的な発展を実現（積極戦略）」、「人口減少・超高齢社会がもたらす将来の備えを着実に推進（調整戦略）」であり、計画期間は平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間である。

戦略の方向性と基本目標、基本的方向については、次の三点がある。一点目は「若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現」である。ここでは、若い世代の就職、結婚、出産、子育ての希望を実現するための若年者雇用及び子育て支援や、次代の「大阪」を担う人をつくるための教育及び少年犯罪・虐待対策などが必要とされており、基本目標には、若年者就業率、合計特殊出生率、女性就業率、学力調査平均正答率、非行防止ネットワーク構築市町村数が挙げられている。二点目は「人口減少・超高齢社会においても持続可能な地域づくり」である。ここでは、誰もが健康でいきいきと活躍できる「まち」をつくるための健康寿命の延伸及び障がい者対策や、安全安心な地域をつくるための防犯及び防災などが必要とされており、基本目標には、健康寿命、障がい者実雇用率（民間）、高齢者就業率、地震による被害予測、密集市街地の面積が挙げられている。三点目は「東西二極の一極としての社会経済構造の構築」である。ここでは、都市としての経済機能を強化するための産業創出及び企業立地や、定住魅力・都市魅力を強化するための定住人口・交流人口の拡大が必要とされており、基本目標には、実質成長率、開業事業所数、来阪外国人数、転出超過率（対東京圏）が挙げられている。その他、国への働きかけとして、国機関等の移転・設置（特許庁、中小企業庁、工業所有権情報・研修館、国立健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構）、地方拠点強化税制（支援対象外地域（大阪市全域、守口市、東大阪市、堺市の一部）の見直し）、税財源自主権の確立、民間が自由に活動できる環境整備（規制緩和）を要望することとしている。

また、活力ある地域創出として「新しい都市型ライフスタイルの提唱」をテーマに掲げている。一点目は「東京圏への流出超過の解消」であるが、これは、東京圏と大阪の比較を行い、大阪の「強み」と「弱み」を分析し、東京圏から大阪への「人口対流」を提案するものであり、大阪の強みと更に強化すべきポイントとして、住みやすさと働きやすさの両立が挙げられている。二点目は「地域類型別課題への対応」であるが、これは「都心部」「周辺部」等の四つのエリアが持つ独自の強みをいかに伸ばしていくべきかを整理するものであり、対象としては、都心部（都市の中心部であるオフィス、商業地）、周辺部（昔から発展した地域、密集市街地）、郊外部（ニュータウン、ベッドタウン）、山間部（農地、緑地が中心の地域）が挙げられている。

第2節 本市の産業の現状、特徴及び課題

本節では、国の統計調査結果に基づく本市の産業の現状及び特徴の分析と、平成26年度（2014年度）に実施した吹田市事業所実態調査の調査結果に基づく、市内事業所の現状、課題及び必要となる支援施策の方向性などについての分析を行う。

(1) 国の統計調査結果に基づく本市産業の現状と特徴

本市は、万博記念公園や千里ニュータウンに代表される豊かな緑を持つ住宅都市という側面を有する一方で、複数の鉄道や高速道路が走り、新幹線や空港へのアクセスが非常に優れた交通利便性の高い立地環境から、市域南部を中心として数多くの事業所が立地する産業集積都市という側面も有している。

ここでは、国の統計調査結果に基づき、産業集積都市としての本市の現状と特徴を見ていくこととする。

◆ 本市産業の現状

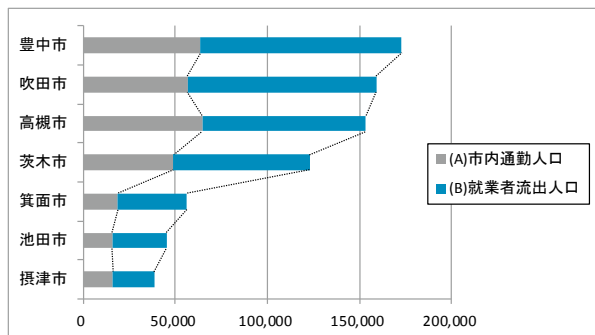
まず、本市産業の現状についてであるが、【第2-(1)-1図】は、平成22年（2010年）の本市を含む北摂地域の7市における、常住地及び従業地による就業者人口を示したものである。この図によると、本市は他市と比較して就業者流入人口が最も大きく、その結果、従業地による就業者人口についても最も大きくなっている。すなわち、本市は周辺都市から多くの労働力を受け入れる機能を持った都市であることが分かる。

【第2-(1)-1図】北摂地域7市における常住地及び従業地による就業者人口

《常住地による就業者人口》 (単位：人)

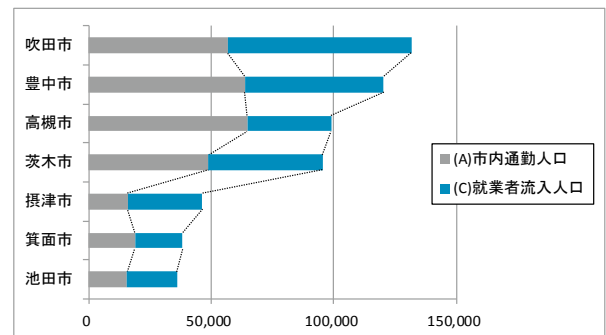
	総数 (A+B)	市内通勤人口 (A)	就業者流出人口※ (B)
豊中市	172,730	63,731	108,999
吹田市	159,047	56,793	102,254
高槻市	153,335	64,742	88,593
茨木市	123,012	48,930	74,082
箕面市	56,522	18,891	37,631
池田市	45,207	15,767	29,440
摂津市	38,469	16,052	22,417

※ 従業地不詳を含む



《従業地による就業者人口》 (単位：人)

	総数 (A+C)	市内通勤人口 (A)	就業者流入人口 (C)
吹田市	131,710	56,793	74,917
豊中市	120,491	63,731	56,760
高槻市	99,001	64,742	34,259
茨木市	95,385	48,930	46,455
摂津市	46,416	16,052	30,364
箕面市	38,485	18,891	19,594
池田市	36,124	15,767	20,357



出典：総務省統計局 平成22年国勢調査

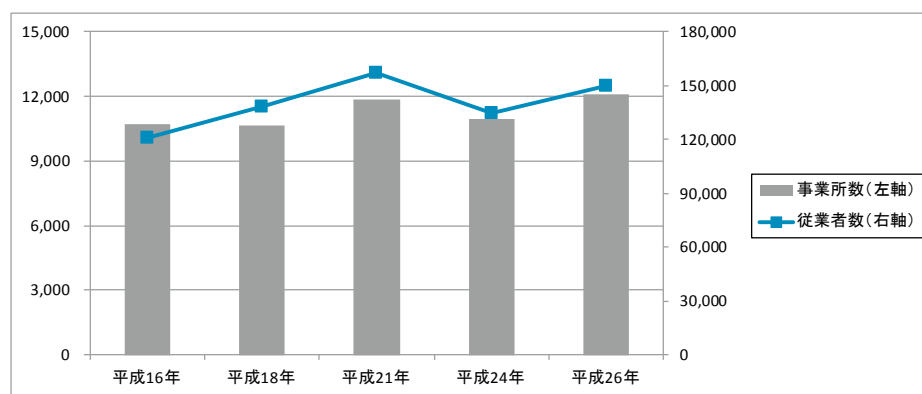
次に、市内事業所数、従業者数及びそれぞれの業種別の内訳について見ていくこととする。

【第2-(1)-2図】は、平成16年(2004年)から平成26年(2014年)までの本市における事業所数及び従業者数の推移を示したものである。この図によると、平成21年(2009年)までは、事業所・企業統計調査の経済センサスへの統合に伴う調査対象の拡大の影響もあり、事業所数、従業者数ともに増加傾向にあるが、平成24年(2012年)にはどちらも大幅な減少を示している。しかし、平成26年(2014年)には再び増加しており、特に事業所数については平成21年(2009年)を上回り、この10年間では最も大きくなっている。

また、【第2-(1)-3図】は平成26年(2014年)の本市における産業大分類別の事業所数及び従業者数の内訳を示したものである。この図によると、事業所数、従業者数ともに最も大きいのは「卸売業、小売業」であり、全事業所の26.6%、全従業者の23.9%を占めている。その一方で、本市においては「製造業」の割合は事業所数、従業者数ともに低く、全事業所の3.9%、全従業者の5.4%となっている。

【第2-(1)-2図】本市における事業所数及び従業者数の推移

調査年	事業所数 (公務除く)	(単位：事業所)		従業者数 (公務除く)	(単位：人)	
		増減数	増減率		増減数	増減率
平成16年	10,735	-	-	120,825	-	-
平成18年	10,642	-93	-0.9%	138,594	17,769	14.7%
平成21年	11,874	1,232	11.6%	156,997	18,403	13.3%
平成24年	10,962	-912	-7.7%	134,589	-22,408	-14.3%
平成26年	12,112	1,150	10.5%	149,605	15,016	11.2%

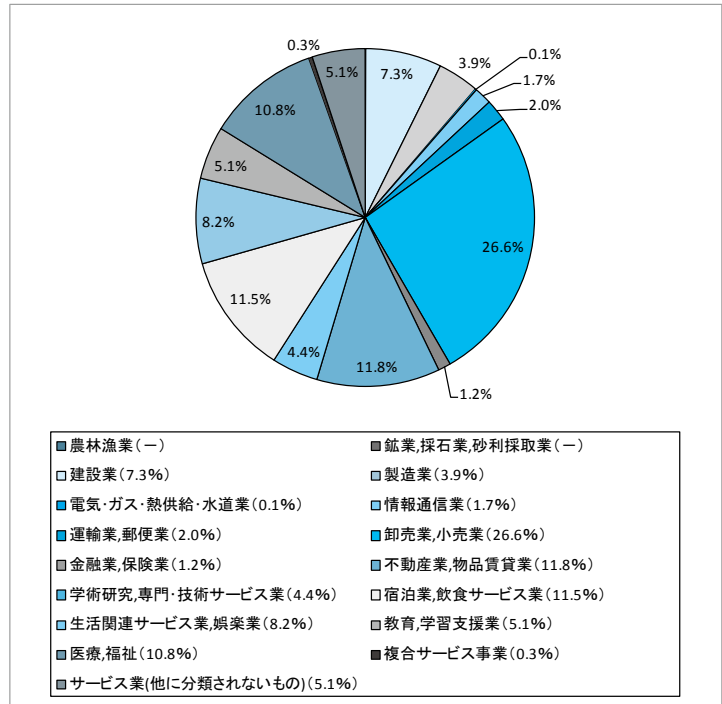


出典：総務省統計局 平成16年～平成18年事業所・企業統計調査
 平成21年経済センサス－基礎調査
 平成24年経済センサス－活動調査
 平成26年経済センサス－基礎調査

【第2-(1)-3図】本市における産業大分類別事業所数及び従業者数の内訳

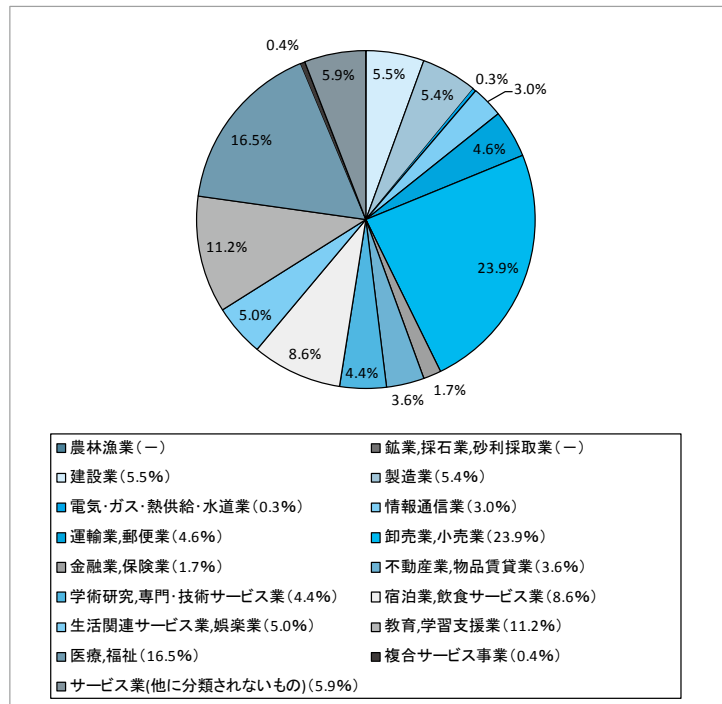
《事業所数内訳》 (単位：事業所)

産業大分類	事業所数
農林漁業	6
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-
建設業	879
製造業	477
電気・ガス・熱供給・水道業	17
情報通信業	202
運輸業, 郵便業	248
卸売業, 小売業	3,217
金融業, 保険業	144
不動産業, 物品賃貸業	1,425
学術研究, 専門・技術サービス業	537
宿泊業, 飲食サービス業	1,397
生活関連サービス業, 娯楽業	988
教育, 学習支援業	614
医療, 福祉	1,306
複合サービス事業	42
サービス業(他に分類されないもの)	613
合計	12,112



《従業者数内訳》 (単位：人)

産業大分類	従業者数
農林漁業	36
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-
建設業	8,278
製造業	8,016
電気・ガス・熱供給・水道業	468
情報通信業	4,520
運輸業, 郵便業	6,814
卸売業, 小売業	35,796
金融業, 保険業	2,565
不動産業, 物品賃貸業	5,391
学術研究, 専門・技術サービス業	6,648
宿泊業, 飲食サービス業	12,852
生活関連サービス業, 娯楽業	7,414
教育, 学習支援業	16,735
医療, 福祉	24,649
複合サービス事業	655
サービス業(他に分類されないもの)	8,768
合計	149,605



出典：総務省統計局 平成26年経済センサス基礎調査

また、【第2-(1)-4図】は平成24年(2012年)の市内事業所における産業大分類別の売上(収入)金額の内訳、【第2-(1)-5図】は同様に付加価値額の内訳を示したものである。付加価値額とは、企業の生産活動によって新たに生み出された価値のことであり、ここでは下記の算式を用いて算出している。

$$\text{付加価値額} = \text{売上(収入)金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

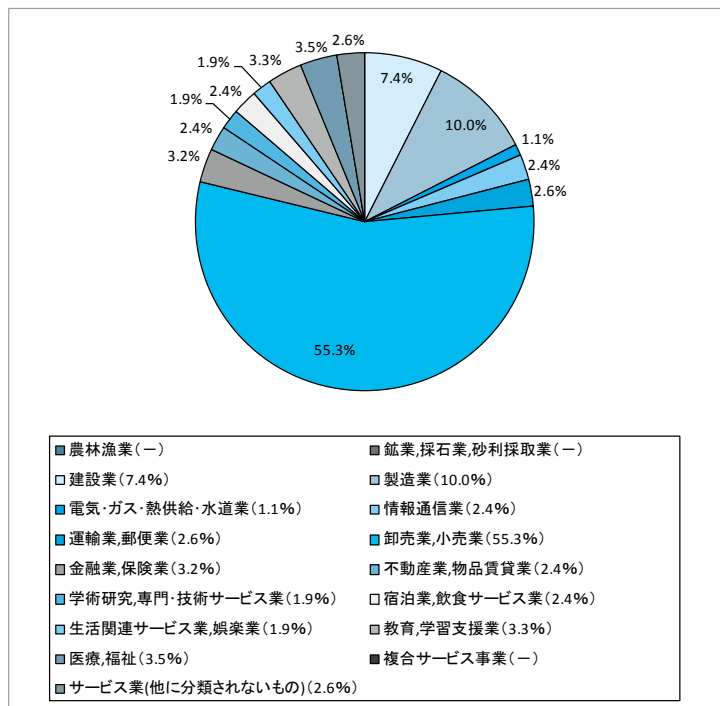
これらの図によると、売上(収入)金額、付加価値額ともに最も大きいのは「卸売業、小売業」であり、特に売上(収入)金額においては、全体の半分以上の55.3%を占めている。また、付加価値額においても全体の28.2%を占めており、他の業種と比較しても非常に高い割合となっていることが分かる。

【第2-(1)-4図】

市内事業所における産業大分類別売上(収入)金額(外国の会社及び法人でない団体を除く)の内訳

(単位：百万円)

産業大分類	売上(収入)金額
農林漁業	X
鉱業、採石業、砂利採取業	-
建設業	236,436
製造業	319,039
電気・ガス・熱供給・水道業	33,679
情報通信業	76,588
運輸業、郵便業	81,477
卸売業、小売業	1,755,891
金融業、保険業	102,517
不動産業、物品賃貸業	74,901
学術研究、専門・技術サービス業	60,708
宿泊業、飲食サービス業	76,002
生活関連サービス業、娯楽業	58,947
教育、学習支援業	104,093
医療、福祉	112,684
複合サービス事業	X
サービス業(他に分類されないもの)	83,663
合計	3,176,625



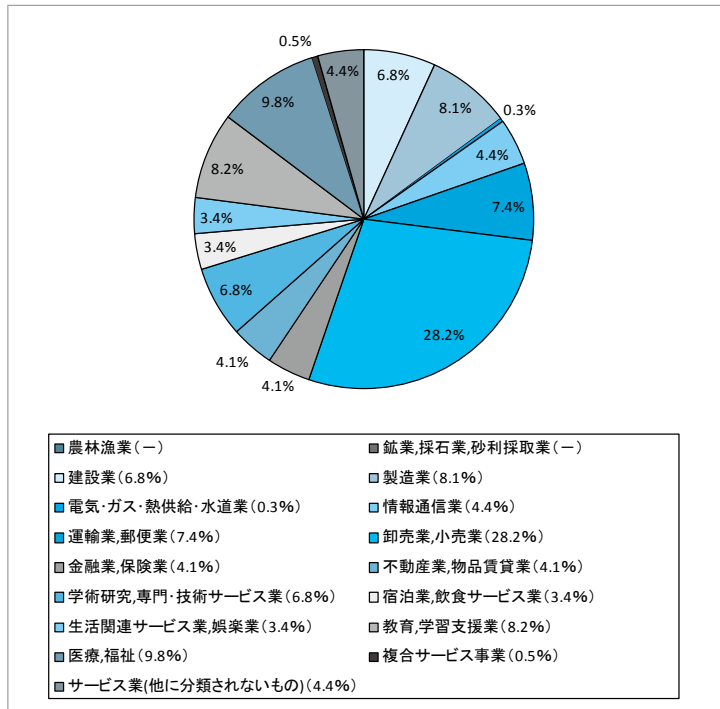
出典：総務省統計局 平成24年経済センサスー活動調査

【第2-(1)-5図】

市内事業所における産業大分類別付加価値額（外国の会社及び法人でない団体を除く）の内訳

（単位：百万円）

産業大分類	付加価値額
農林漁業	X
鉱業、採石業、砂利採取業	-
建設業	39,367
製造業	46,474
電気・ガス・熱供給・水道業	1,853
情報通信業	25,587
運輸業、郵便業	42,371
卸売業、小売業	162,739
金融業、保険業	23,709
不動産業、物品賃貸業	23,589
学術研究、専門・技術サービス業	38,942
宿泊業、飲食サービス業	19,667
生活関連サービス業、娯楽業	19,712
教育、学習支援業	47,452
医療、福祉	56,404
複合サービス事業	3,137
サービス業(他に分類されないもの)	25,290
合計	576,293



出典：総務省統計局 平成24年経済センサス-活動調査

更に、【第2-(1)-6図】は平成24年(2012年)の市内事業所における従業者1人あたりの付加価値額、すなわち労働生産性について、産業大分類別の内訳を示すとともに比較を行ったものである。労働生産性とは、一人ひとりの従業者によって新たに生み出された価値のことであり、ここでは下記の算式を用いて算出している。

$$\text{労働生産性} = \text{付加価値額} / \text{従業者数}$$

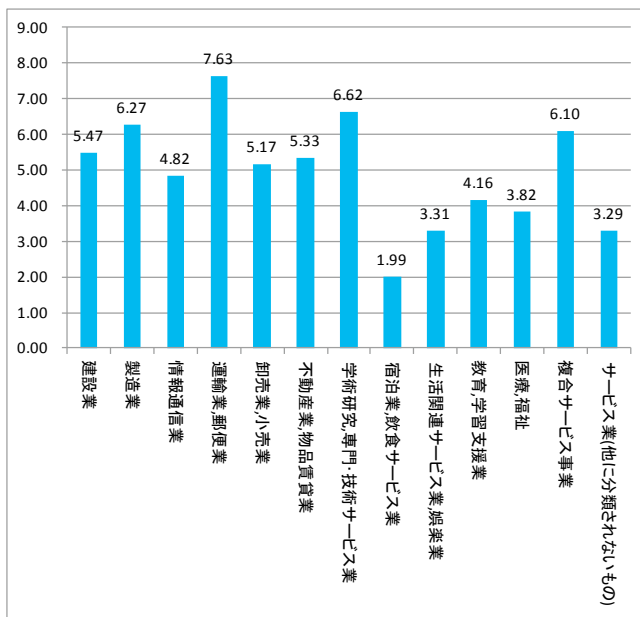
この図によると、労働生産性が最も大きいのは「運輸業、郵便業」の763万円で、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」の662万円、「製造業」の627万円となっている。なお、産業大分類別の比較においては、他の産業とは売上の概念や事業の性質等が異なり、産業間比較になじまない「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「金融業、保険業」は、比較対象から除外している。

【第2-(1)-6図】

市内事業所における産業大分類別労働生産性（外国の会社及び法人でない団体を除く）の内訳及び比較

（単位：百万円）

産業大分類	労働生産性
農林漁業	X
鉱業、採石業、砂利採取業	-
建設業	5.47
製造業	6.27
電気・ガス・熱供給・水道業	6.12
情報通信業	4.82
運輸業、郵便業	7.63
卸売業、小売業	5.17
金融業、保険業	10.15
不動産業、物品賃貸業	5.33
学術研究、専門・技術サービス業	6.62
宿泊業、飲食サービス業	1.99
生活関連サービス業、娯楽業	3.31
教育、学習支援業	4.16
医療、福祉	3.82
複合サービス事業	6.10
サービス業（他に分類されないもの）	3.29
全産業	4.80



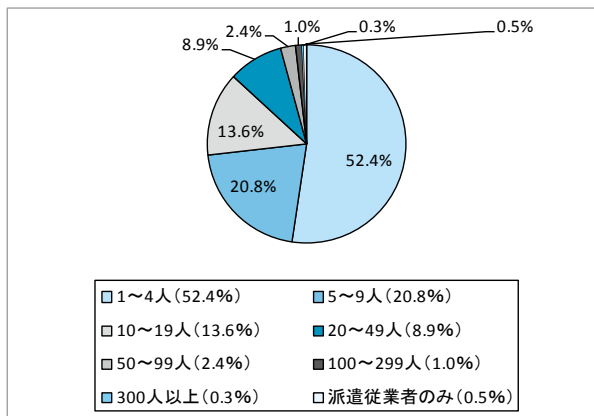
出典：総務省統計局 平成24年経済センサスー活動調査

また、【第2-(1)-7図】は平成26年（2014年）の本市における従業者規模別の事業所数の内訳を示したものである。この図によると、従業者規模1人～4人の事業所が全事業所の半分以上である52.4%を占めているのに対して、従業者規模50人以上の事業所は全事業所の3.7%、同様に100人以上は1.3%、300人以上は0.3%となっている。従って、市内事業所のほとんどは中小企業者、特に小規模企業者である一方で、いわゆる大企業と呼ばれる企業の割合は非常に僅かであり、こういったことから、市内産業の振興や市内雇用の拡大にあたっては、中小企業者、小規模企業者による事業活動の継続及び発展を支援していくことが非常に重要であることが分かる。

【第2-(1)-7図】本市における従業者規模別事業所数の内訳

（単位：事業所）

従業者規模	事業所数
1～4人	6,343
5～9人	2,523
10～19人	1,653
20～49人	1,081
50～99人	295
100～299人	126
300人以上	35
派遣従業者のみ	56
合計	12,112



出典：総務省統計局 平成26年経済センサスー基礎調査

【第2-(1)-8図】(参考) 中小企業者及び小規模企業者の範囲

中小企業者	
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小規模企業者	
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

出典：中小企業基本法

◆ 本市産業の特徴

次に、本市産業の特徴についてであるが、まず、商業、とりわけ卸売業の販売額の大きさが挙げられる。本市の産業構造における「卸売業、小売業」の重要性は前述したとおりであるが、【第2-(1)-9図】は、平成26年(2014年)における本市と大阪府内の他市及び近畿2府5県との卸売業の年間商品販売額の比較を示したものである。本市の卸売業の販売額は、この図によると、大阪府内においては大阪市、東大阪市に次いで3番目に大きく、更に、近畿2府5県においては奈良県、和歌山県及び滋賀県を大きく上回っていることが分かる。このように本市の卸売業の販売額は、他の自治体との比較から分かるように非常に大きく、平成26年(2014年)においては全国の市区町村の中でも36番目の大きさとなっている。また、【第2-(1)-10図】によると、本市の卸売業の中でも特に割合が高いものは「機械器具卸売業」であり、事業所数の38.4%、販売額の42.9%を占めていることが分かる。

【第2-(1)-9図】本市と大阪府内他市及び近畿2府5県の卸売業年間商品販売額

《大阪府内上位10市》

	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
大阪市	15,322	207,328	30,805,542
東大阪市	1,516	18,259	1,405,733
吹田市	909	11,111	1,260,803
豊中市	448	4,300	965,417
堺市	1,154	10,174	788,434
茨木市	529	7,216	739,822
八尾市	422	4,520	310,551
摂津市	238	2,620	299,374
泉大津市	139	2,079	255,764
高槻市	235	2,622	237,814

《近畿2府5県との比較》

	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
大阪府	24,056	295,413	38,901,689
兵庫県	9,329	78,838	7,150,659
京都府	5,293	51,970	3,419,213
三重県	3,526	25,611	1,722,206
滋賀県	1,968	15,246	1,066,540
和歌山県	2,111	14,687	959,330
奈良県	1,634	12,700	776,450

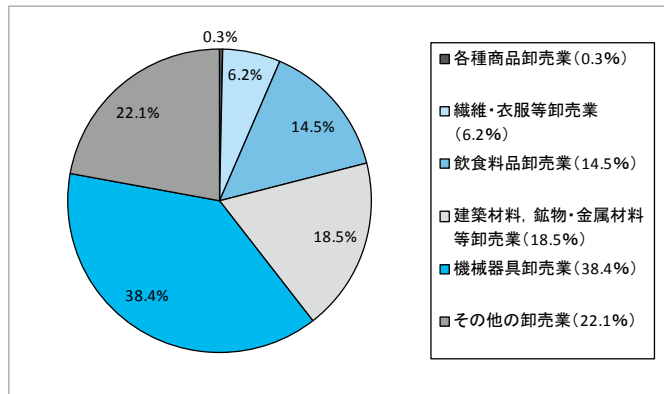
吹田市	909	11,111	1,260,803
-----	-----	--------	-----------

出典：総務省統計局 平成26年商業統計調査

【第2-(1)-10図】本市卸売業における産業中分類別事業所数及び年間商品販売額の内訳

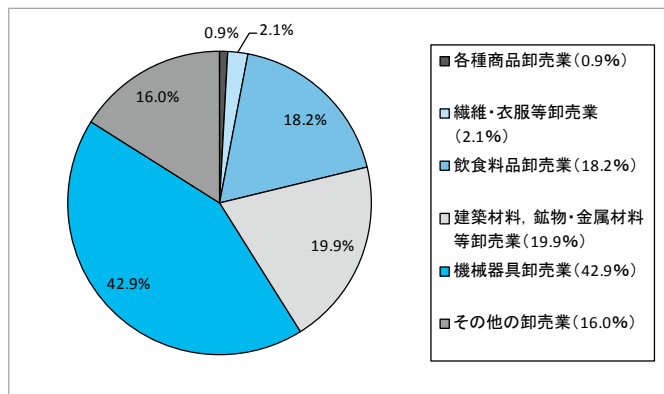
《事業所数内訳》 (単位：事業所)

産業中分類	事業所数
各種商品卸売業	3
繊維・衣服等卸売業	56
飲食料品卸売業	132
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	168
機械器具卸売業	349
その他の卸売業	201
合計	909



《年間商品販売額内訳》 (単位：百万円)

産業中分類	販売額
各種商品卸売業	10,847
繊維・衣服等卸売業	26,975
飲食料品卸売業	229,578
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	250,659
機械器具卸売業	540,463
その他の卸売業	202,281
合計	1,260,803



出典：総務省統計局 平成26年商業統計調査

もう一つの特徴として、開業率の高さが挙げられる。【第2-(1)-11図】は、平成26年(2014年)における本市と大阪府内の他市との開業率の比較を示したものであるが、この図によると本市の開業率は9.91%で廃業率の7.80%を上回っており、開業率は大阪府内において最も高くなっている。また、同年における本市を含む全国の10,000以上の事業所を有する113の市及び特別区の開業率と比較しても10番目の高さとなっており、全国的に見ても非常に高い開業率を誇っている。

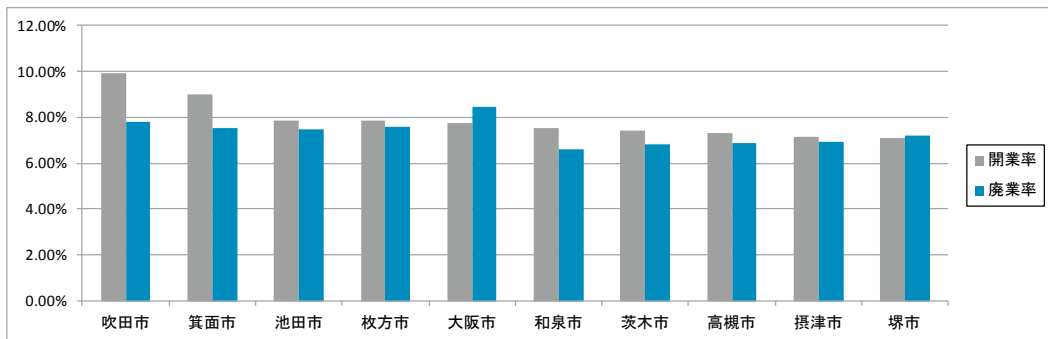
本市の開業率が高い要因としては、先に述べたように、鉄道、高速道路、新幹線、空港などへのアクセスが非常に優れた交通利便性の高い立地環境が考えられるが、今後も引き続き、この高い開業率を本市の強みとして活かしながら、更なる市内事業所数の増加と地域経済の活性化につなげていくことが必要である。

【第2-(1)-11図】本市と大阪府内他市の開業率

《大阪府内上位10市》

(単位：事業所)

	事業所数 (民営)	事業所数		廃業事業所数	開業率	廃業率
		存続事業所数	新設事業所数			
吹田市	11,881	9,257	2,624	2,067	9.91%	7.80%
箕面市	4,414	3,504	910	760	9.02%	7.53%
池田市	3,798	3,103	695	658	7.88%	7.46%
枚方市	10,484	8,560	1,924	1,848	7.88%	7.57%
大阪市	190,629	155,280	35,349	38,673	7.73%	8.46%
和泉市	5,891	4,856	1,035	910	7.53%	6.62%
茨木市	9,473	7,840	1,633	1,502	7.40%	6.81%
高槻市	9,680	8,025	1,655	1,561	7.31%	6.90%
摂津市	4,249	3,534	715	695	7.13%	6.93%
堺市	29,764	24,760	5,004	5,091	7.09%	7.21%

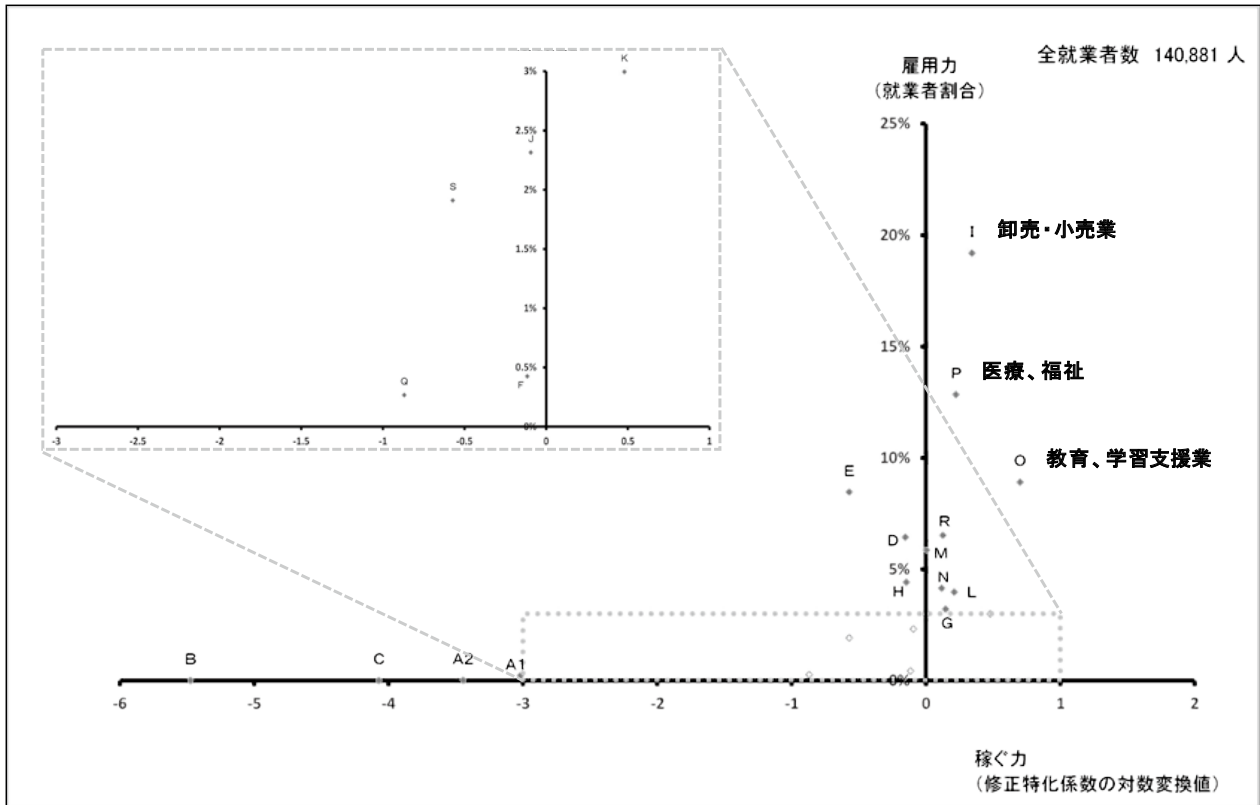


出典：総務省統計局 平成26年経済センサス基礎調査

最後に、将来的に地域の人口を維持するためには、所得をもたらす産業の形成と雇用機会の確保、そして両者の連関構造を築くことが重要であるが、そのためには、地域において、域外から所得をもたらしている産業と、雇用を吸収している産業が何かということを見極めることが必要である。総務省統計局において公表されている「地域の産業・雇用創造チャート」では、ある地域における特定の産業の相対的な強み、すなわち稼ぐ力を表す指数である「修正特化係数」を用いて、その対数変換値を横軸に、雇用力である従業者割合を縦軸にとり、そこに産業大分類又は中分類別に計算した数値を配置した市区町村別のグラフが公表されている。

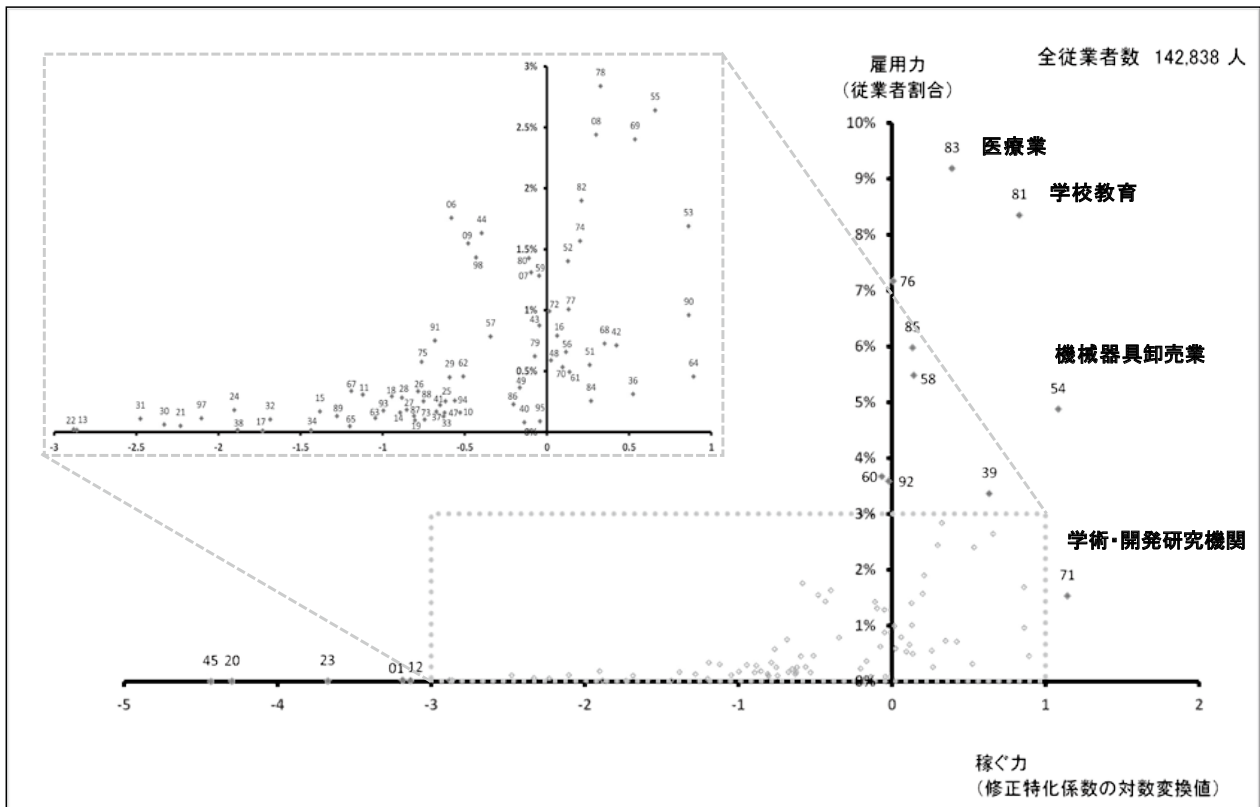
【第2-(1)-12図】は平成22年国勢調査の調査結果に基づく本市の産業大分類別のグラフ、【第2-(1)-13図】は平成24年経済センサス活動調査の調査結果に基づく本市の産業中分類別のグラフである。これらの図によると、産業大分類において最も稼ぐ力が大きい産業は「教育、学習業」で、次いで「卸売・小売業」となっており、最も雇用力が大きい産業は「卸売・小売業」で、次いで「医療、福祉」となっている。また、産業中分類別に見てみると、「学術・開発研究機関」や「機械器具卸売業」が稼ぐ力が大きく、「医療業」や「学校教育」については雇用力が大きくなっている。こういったことから、本市においては、卸売業だけでなく、医療、教育、研究開発などの産業分野においても強みを持っていることが分かる。

【第2-(1)-12図】本市における「地域の産業・雇用創造チャート」(産業大分類別)



出典：総務省統計局 「地域の産業・雇用創造チャート」

【第2-(1)-13図】本市における「地域の産業・雇用創造チャート」(産業中分類別)



出典：総務省統計局 「地域の産業・雇用創造チャート」

【第2-(1)-14図】(参考) 日本標準産業大・中分類一覧

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業(設備工事業を除く)
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット付随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業(信書便事業を含む)

大分類	中分類
I 卸売・小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 繊維・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
61 無店舗小売業	
J 金融業・保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジット業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
	68 不動産取引業
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	70 物品賃貸業
	71 学術・開発研究機関
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
	73 広告業
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
	75 宿泊業
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	78 洗濯・理容・美容・浴場業
N 生活関連サービス業、娯楽業	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育
	82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業
	84 保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス業	86 郵便局
	87 協同組合(他に分類されないもの)
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業(別掲を除く)
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務
	98 地方公務

出典：総務省

(2) 吹田市事業所実態調査結果に基づく市内事業所の現状と課題

本ビジョンの策定にあたっては、市内産業の現状を踏まえた今後の施策の方向性を検討していく必要があることから、平成26年度(2014年度)に市内事業所の実態把握のための吹田市事業所実態調査(以下「実態調査」という。)を行った。

調査結果の詳細については「平成26年度吹田市事業所実態調査結果報告書」の中で示されているが、本ビジョンにおいては、そこから抜粋した調査結果の概要に基づき、市内事業所の現状と課題について見ていくこととする。

実態調査は平成26年(2014年)10月1日を基準日として、下記の項目について市内の2,287事業所を対象に調査を行い、そのうち調査票が到達した2,269事業所の39.1%の887事業所から回答を得た。回答事業所の従業者規模別、業種別及び地域別の回答状況は【第2-(2)-1図】のとおりである。

【調査項目】	
A 事業所、店舗等の概要について	G 環境への取組について
B 事業所、店舗等の概況について	H 事業所、店舗等の周辺環境について
C 事業の概況について	I 事業活動推進上の問題点及び今後の経営方針について
D 人材採用、人材育成、事業承継について	J 本市の商工振興施策について
E 技術開発、販路開拓について	K 国、大阪府、本市への意見、要望について
F 設備投資、事業拡大について	

【第2-(2)-1図】実態調査回答状況

- ◀調査対象事業所数>> 2,287事業所
- ◀調査票到達事業所数>> 2,269事業所
- ◀回答事業所数>> 887事業所(回収率 39.1%)

(従業者規模別回答事業所数 838 事業所)		
1人~4人	390 事業所	46.5%
5人~19人	287 事業所	34.2%
20人~	161 事業所	19.2%

(業種別回答事業所数 825 事業所)		
建設業	95 事業所	11.5%
製造業	117 事業所	14.2%
卸売業	78 事業所	9.5%
小売業	163 事業所	19.8%
上記以外	372 事業所	45.1%

(地域別回答事業所数 842 事業所)		
JR以南地域	228 事業所	27.1%
片山・岸部地域	98 事業所	11.6%
豊津・江坂・南吹田地域	292 事業所	34.7%
千里山・佐井寺地域	71 事業所	8.4%
山田・千里丘地域	51 事業所	6.1%
千里ニュータウン・万博・阪大地域	102 事業所	12.1%

※ 各地域の位置図については23ページを参照のこと

以下、各調査項目についての調査結果の概要を示す。

◆ A 事業所、店舗等の概要について

回答のあった具体的業種については、特に小売業が多く、その他建設業、製造業、卸売業なども多くなっており、小売業については、多くがJR以南地域に立地する従業者数1人～4人の小規模企業者である一方で、製造業、卸売業等については豊津・江坂・南吹田地域に立地する従業者数5人以上の事業所が多くなっている。また、この二つの地域に回答事業所の6割以上が集積しており、回答事業所のほとんどは市内本社である。

代表者については、50歳代、60歳代が最も多く、70歳代、80歳代の代表者もいることから、特に小規模企業者において、高齢化が進んでいる一方で、事業承継が進んでいない現状がうかがえる。また、代表者は市内居住者の割合が最も高いが、従業者規模が大きくなるにつれ市外居住者の割合も高くなる傾向がある。

回答事業所のうち、JR以南地域の小売業をはじめとする小規模企業者の多くは個人事業主であるが、従業者数5人以上の事業所になるとほとんどが資本金1,000万円以上の法人であり、多くが豊津・江坂・南吹田地域に立地している。また、個人事業主の多くは年間売上高5,000万円未満であるが、従業者数5人以上の法人については、年間売上高1億円以上の事業所が多い。

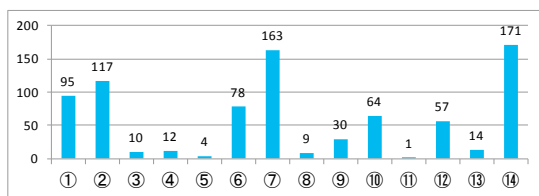
従業者規模については、回答事業所の半数近くが従業者数1人～4人の小規模企業者であり、その多くがJR以南地域に立地している小売業者である。また、豊津・江坂・南吹田地域においても小規模企業者の割合が高いものの、卸売業、製造業等の従業者数5人以上の事業所の割合も比較的高くなっている。全従業者に占める家族従業者の割合については、小規模企業者において比較的高くなっており、また、パート等や65歳以上の従業者の割合については、全体ではそれほど高くないが、従業者規模が大きい事業所や、豊津・江坂・南吹田地域に立地する事業所においては比較的高い傾向がある。

(参考：【第2-(2)-2図】～【第2-(2)-7図】)

【第2-(2)-2図】業種

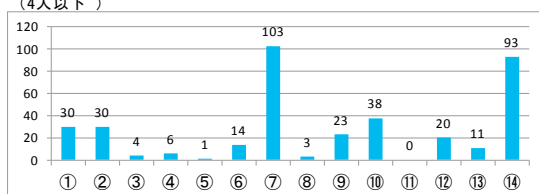
- ① 建設業 ② 製造業 ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 ④ 情報通信業 ⑤ 運輸業 ⑥ 卸売業
- ⑦ 小売業 ⑧ 金融・保険業 ⑨ 不動産業 ⑩ 飲食店 ⑪ 宿泊業 ⑫ 医療、福祉 ⑬ 教育、学習支援業
- ⑭ その他

《全体》

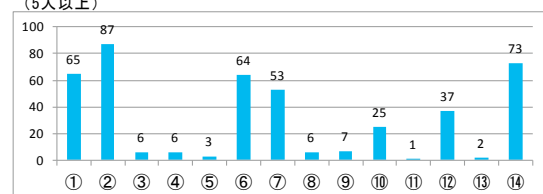


《従業者規模別》

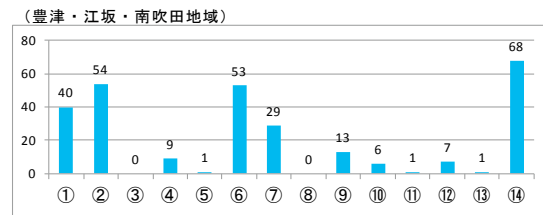
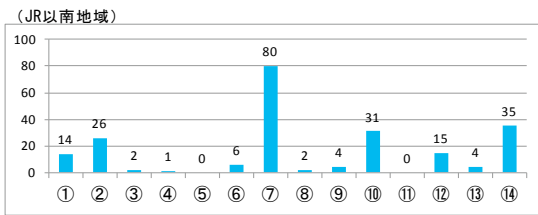
(4人以下)



(5人以上)



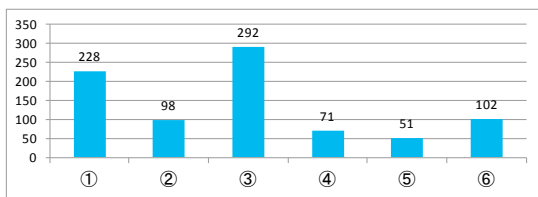
《地域別》



【第2-(2)-3図】事業所所在地

- ① JR以南地域 ② 片山・岸部地域 ③ 豊津・江坂・南吹田地域 ④ 千里山・佐井寺地域
 ⑤ 山田・千里丘地域 ⑥ 千里ニュータウン・万博・阪大地域

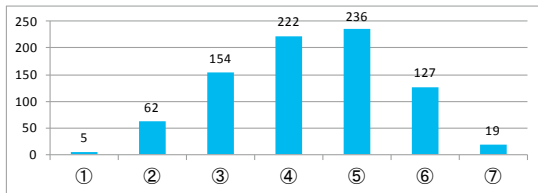
《全体》



【第2-(2)-4図】事業所代表者年齢

- ① 20歳代 ② 30歳代 ③ 40歳代 ④ 50歳代 ⑤ 60歳代 ⑥ 70歳代 ⑦ 80歳代以上

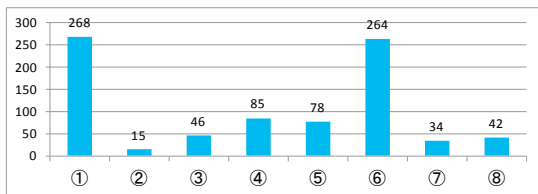
《全体》



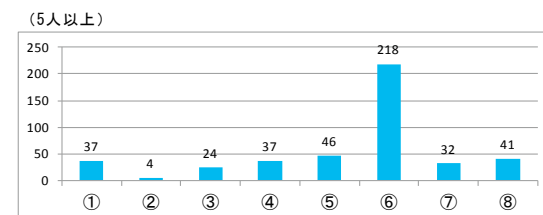
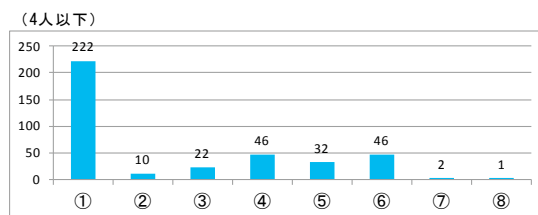
【第2-(2)-5図】資本金

- ① 個人事業主のため資本金なし ② 100万円未満 ③ 100万円～300万円未満 ④ 300万円～500万円未満
 ⑤ 500万円～1,000万円未満 ⑥ 1,000万円～5,000万円未満 ⑦ 5,000万円～1億未満 ⑧ 1億円以上

《全体》

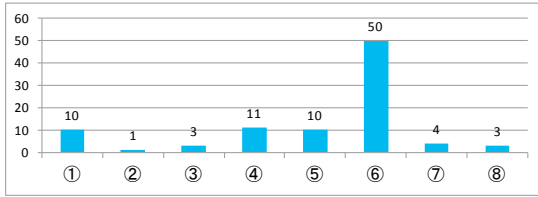


《従業者規模別》

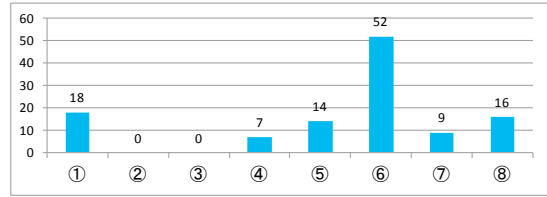


《業種別》

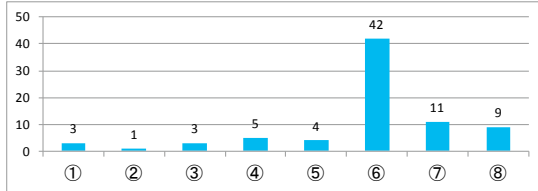
(建設業)



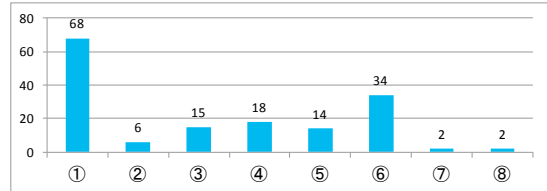
(製造業)



(卸売業)

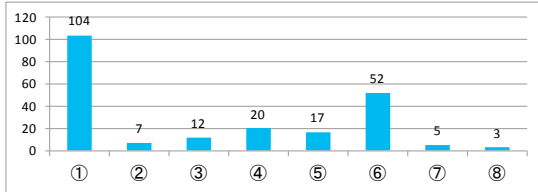


(小売業)

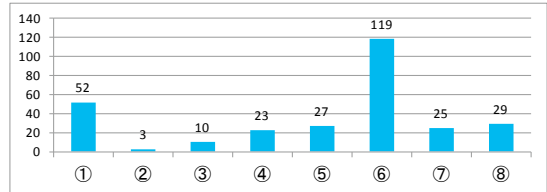


《地域別》

(JR以南地域)



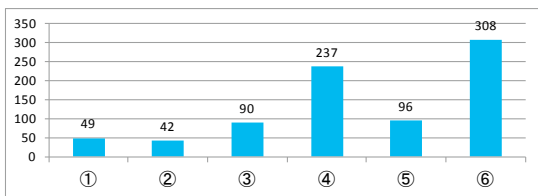
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-6図】事業所年間売上高

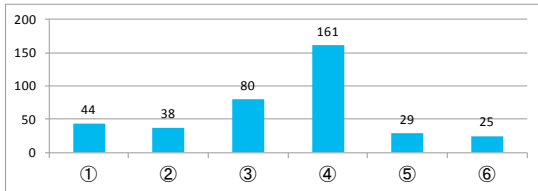
- ① 300万円未満 ② 300万円～500万円未満 ③ 500万円～1,000万円未満 ④ 1,000万円～5,000万円未満
⑤ 5,000万円～1億円未満 ⑥ 1億円以上

《全体》

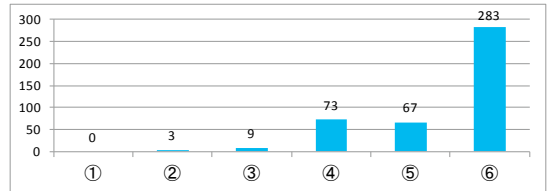


《従業者規模別》

(4人以下)



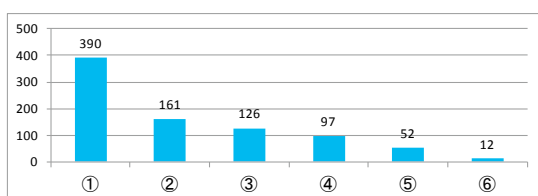
(5人以上)



【第2-(2)-7図】事業所従業者数

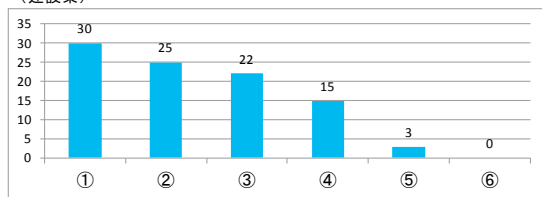
- ① 1人～4人 ② 5人～9人 ③ 10人～19人 ④ 20人～49人 ⑤ 50人～299人 ⑥ 300人以上

《全体》

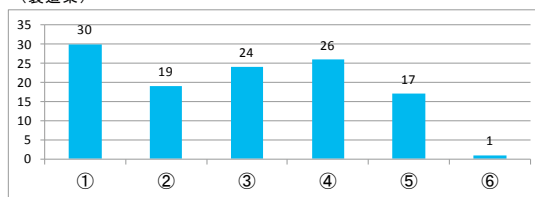


《業種別》

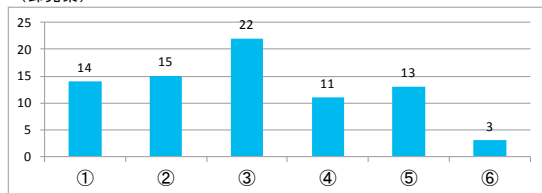
(建設業)



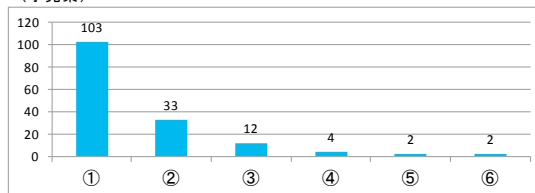
(製造業)



(卸売業)

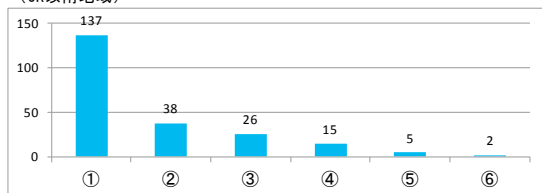


(小売業)

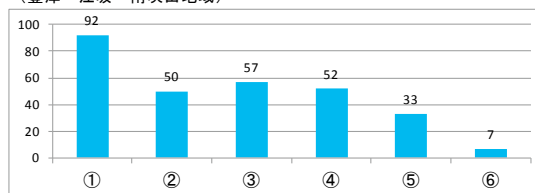


《地域別》

(JR以南地域)



(豊津・江坂・南吹田地域)



◆ B 事業所、店舗等の概況について

敷地面積については、回答事業所の6割以上が300㎡未満、また2割近くが賃貸ビルに入居しており、豊津・江坂・南吹田地域の事業所は、JR以南地域の事業所に比べて敷地面積が大きく、賃貸ビルへの入居割合も高い傾向にある。また、床面積については、回答事業所の7割以上が300㎡未満であり、特に小売業者は他の業種に比べて床面積が小さく、JR以南地域の事業所は豊津・江坂・南吹田地域の事業所に比べて床面積が小さい傾向にある。所有形態については、回答事業所の半数以上が賃貸物件である。

立地条件については、回答事業所の多くが、吹田市に立地しているメリットとして交通の便が良いことを挙げている。その一方で、デメリットは特にないという回答が最も多いが、具体的なデメリットとしては地価や賃料の高さ、競合相手の多さなどが挙げられている。

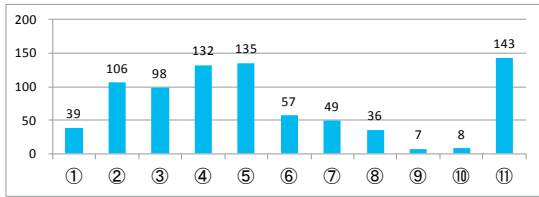
事業所の強みについては、何らかの強みを回答している事業所が多く、具体的には、柔軟な対応、サービスの質の良さ、固定客の多さ、特に製造業においては独自技術などが挙げられている。また、回答事業所の半数以上は単独事業所であるが、従業者規模が大きくなるにつれ、特に卸売業、製造業において府外にも事業展開を行っている事業所が多くなっている。

(参考：【第2-(2)-8図】～【第2-(2)-12図】)

【第2-(2)-8図】 事業所、店舗等の敷地面積

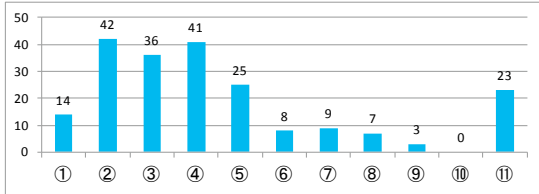
- ① 10 ㎡未満 ② 10 ㎡～30 ㎡未満 ③ 30 ㎡～50 ㎡未満 ④ 50 ㎡～100 ㎡未満 ⑤ 100 ㎡～300 ㎡未満
 ⑥ 300 ㎡～500 ㎡未満 ⑦ 500 ㎡～1,000 ㎡未満 ⑧ 1,000 ㎡～5,000 ㎡未満 ⑨ 5,000 ㎡～10,000 ㎡未満
 ⑩ 10,000 ㎡以上 ⑪ 賃貸ビル等に入居

《全体》

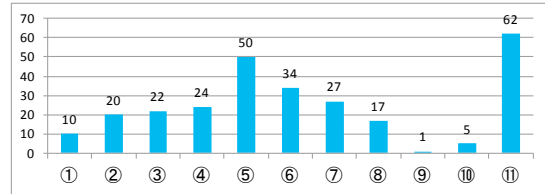


《地域別》

(JR以南地域)



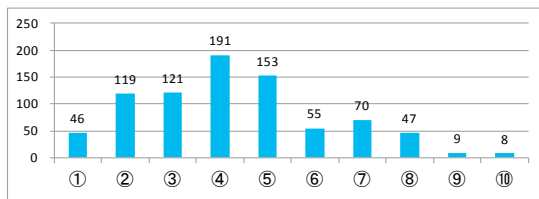
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-9図】事業所、店舗等の建物延べ床面積

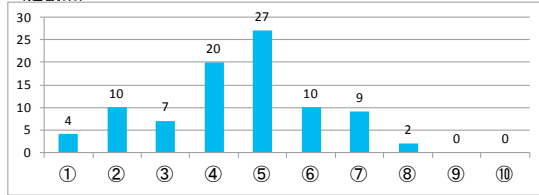
- ① 10 m²未満 ② 10 m²～30 m²未満 ③ 30 m²～50 m²未満 ④ 50 m²～100 m²未満 ⑤ 100 m²～300 m²未満
 ⑥ 300 m²～500 m²未満 ⑦ 500 m²～1,000 m²未満 ⑧ 1,000 m²～5,000 m²未満 ⑨ 5,000 m²～10,000 m²未満
 ⑩ 10,000 m²以上

《全体》

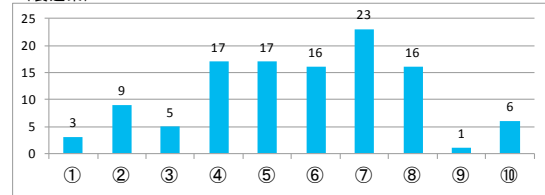


《業種別》

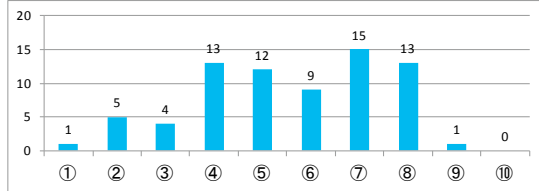
(建設業)



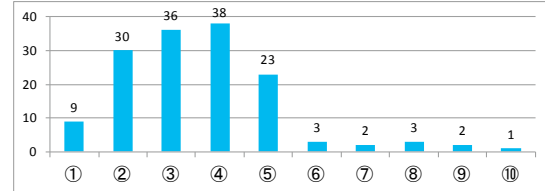
(製造業)



(卸売業)

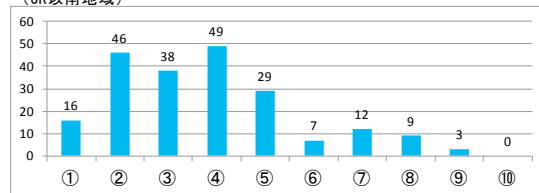


(小売業)

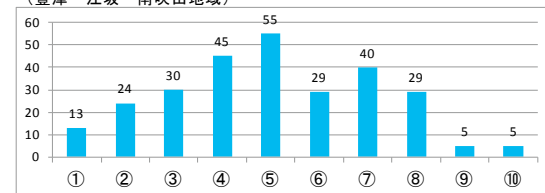


《地域別》

(JR以南地域)



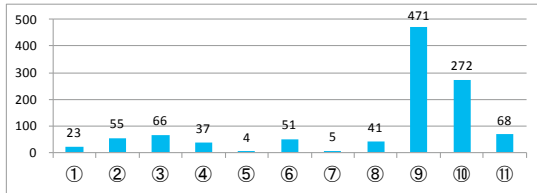
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-10図】 事業所、店舗等が吹田市に立地しているメリット

- ① 優秀な関連企業が集積していて受発注しやすい ② 競争相手が少ない ③ 事業所間の交流が活発で情報が得やすい
 ④ 優秀な労働力が集めやすい ⑤ 人件費が安い ⑥ 地価や借地料などが安い ⑦ 原材料などを安く入手しやすい
 ⑧ 行政や組合の支援が充実している ⑨ 交通の便が良い ⑩ 特にない ⑪ その他

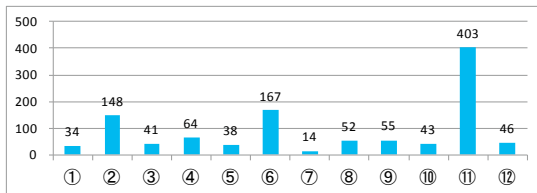
《全体》



【第2-(2)-11図】 事業所、店舗等が吹田市に立地しているデメリット

- ① 優秀な関連企業が集積しておらず受発注しにくい ② 競争相手が多い
 ③ 事業所間の交流が活発でなく情報が得にくい ④ 優秀な労働力が集めにくい ⑤ 人件費が高い
 ⑥ 地価や借地料などが高い ⑦ 原材料などを安く入手しにくい ⑧ 行政や組合の支援が充実していない
 ⑨ 交通の便が悪い ⑩ ビジネスホテル等の宿泊施設が少ない ⑪ 特にない ⑫ その他

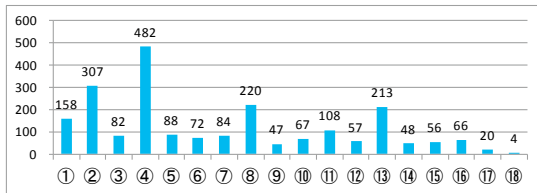
《全体》



【第2-(2)-12図】 事業所、店舗等の強み

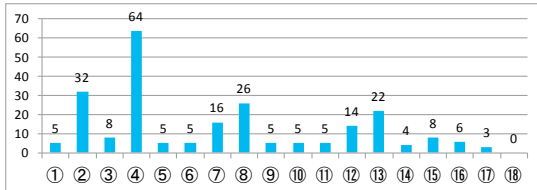
- ① 商品の品揃えやサービスが豊富 ② サービスの質が良い ③ 納期が短い ④ 柔軟な対応ができる
 ⑤ 営業時間が長い ⑥ 年中無休である ⑦ 作業効率がよい ⑧ 独自技術を持っている ⑨ 営業力が強い
 ⑩ 知名度が高い ⑪ 立地条件がよい ⑫ 取引先、顧客に近い ⑬ 固定客が多い ⑭ 競合する企業が少ない
 ⑮ 企業間ネットワークがある ⑯ 特にない ⑰ わからない ⑱ その他

《全体》

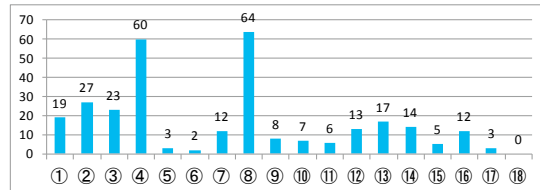


《業種別》

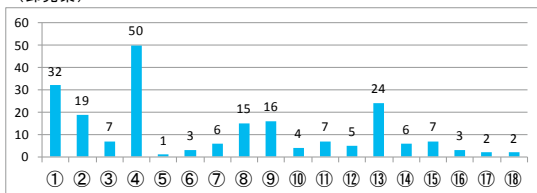
(建設業)



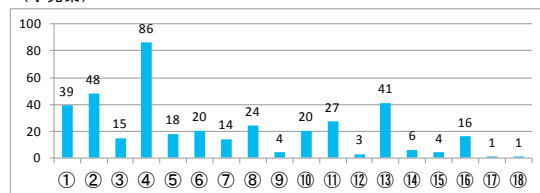
(製造業)



(卸売業)



(小売業)



◆ C 事業の概況について

主要な販売先については、特にJR以南地域の小売業をはじめとする小規模企業者においては一般消費者が最も多くなっているが、豊津・江坂・南吹田地域においては、多くが市内外の事業所が主要な販売先となっている。また、主要な仕入れ先については、全体では市内からの仕入れは少なく、従業者規模が大きくなると大阪府外からの仕入れが増加する傾向にある。

直近3年間の売上額動向については、回答事業所の約4割が減少しており、特に、小規模企業者の多い小売業において減少している割合が高くなっている一方で、従業者規模が大きい事業所や、豊津・江坂・南吹田地域の事業所は増加している割合が比較的高い。売上額の増加幅は1割以内が最も多く、増加要因としては、全体では営業力の変化、市場開拓、景気変動、製造業においては製品の差別化、新製品開発、小売業においてはサービスの質の変化などが挙げられている。また、売上額の減少幅は3割以内が最も多く、減少要因としては、全体では景気変動、同業者との競争関係、小売業者においては消費税の増税、消費者ニーズの変化などが挙げられている。

直近3年間の事業経費額動向については、回答事業所のうち増加と横ばいが約4割ずつとなっているが、従業者規模が大きい事業所ほど事業経費額が増加している傾向にある。また、増加要因としては全体では人件費、小規模企業者では原材料費などが挙げられており、減少要因としては人件費が最も多く挙げられている。

直近3年間の経常利益額動向については、回答事業所のうち減少と横ばいが約4割ずつとなっているが、特に小規模小売業者において減少している事業所の割合が高く、従業者規模が大きい事業所においては増加している事業所の割合が高くなっている。また業種別に見ると、卸売業において経常利益額が増加している回答事業所の割合が比較的高い。増加幅は1割以内が最も多く、減少幅は3割以内が最も多い。

借入金の状況については、回答事業所の半数以上に借入がある一方で、約4割は借入が必要ないと回答している。特にJR以南地域の小売業をはじめとする小規模企業者において借入のない割合が高くなっているが、その要因については実態把握が必要である。回答事業所が借入を行っている事業所の融資元については、日本政策金融公庫、各金融機関からの保証付融資がそれぞれ3割以上となっており、従業者規模の大きい事業所においては都市銀行によるプロパー融資も多くなっている。返済状況については回答事業所の7割以上が順調に返済しており、資金繰りについては回答事業所の約4割が順調である一方で、約2割が窮屈であると回答している。また業種別に見ると、特に卸売業において順調と回答している事業所の割合が高い。

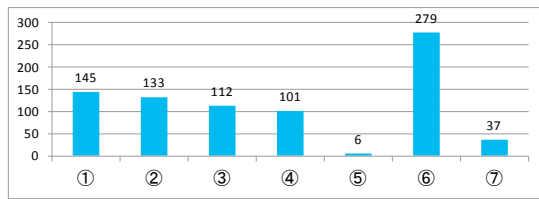
売上額動向、借入金の返済状況、資金繰りの状況については、全体では若干上向している傾向が見られるものの、小規模企業者にとっては依然として厳しい状況が続いており、各事業所の実態に応じた支援を検討していくことが必要であると考えられる。

(参考：【第2-(2)-13図】～【第2-(2)-25図】)

【第2-(2)-13図】 事業所、店舗等の主要な販売先

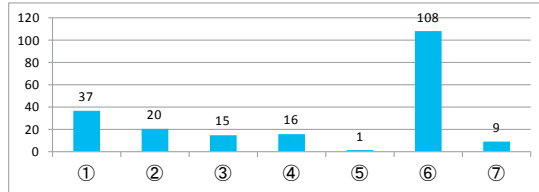
- ① 吹田市内の事業所 ② 大阪府内（吹田市隣接市内）の事業所 ③ 大阪府内（吹田市隣接市外）の事業所
④ 大阪府外の事業所 ⑤ 海外の事業所 ⑥ 一般消費者 ⑦ その他

《全体》

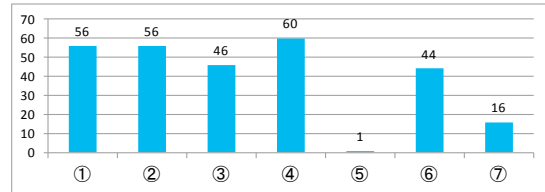


《地域別》

(JR以南地域)



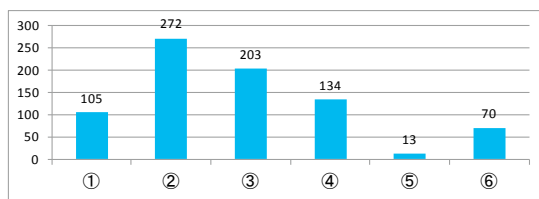
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-14図】 事業所、店舗等の主要な仕入れ先

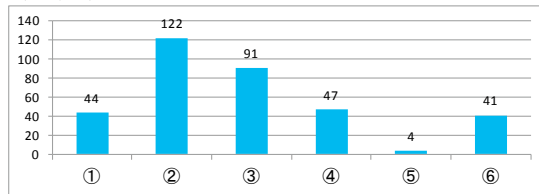
- ① 吹田市内の事業所 ② 大阪府内（吹田市隣接市内）の事業所 ③ 大阪府内（吹田市隣接市外）の事業所
 ④ 大阪府外の事業所 ⑤ 海外の事業所 ⑥ その他

《全体》

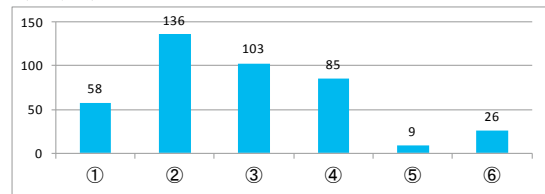


《従業者規模別》

(4人以下)



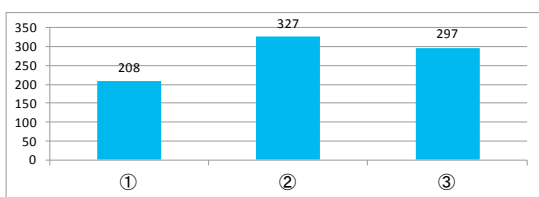
(5人以上)



【第2-(2)-15図】 事業所、店舗等の直近3年間の売上額動向

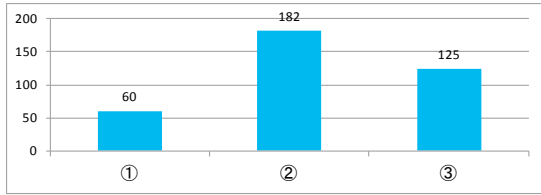
- ① 増加している ② 減少している ③ 横ばい

《全体》

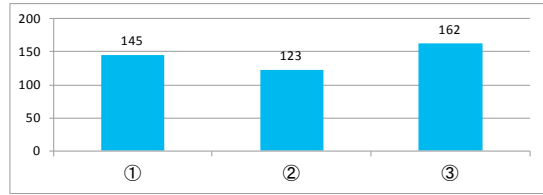


《従業員規模別》

(4人以下)

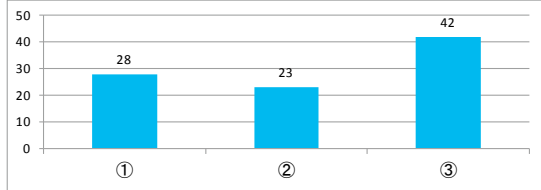


(5人以上)

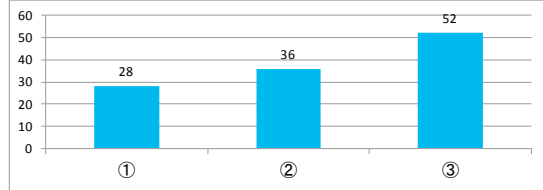


《業種別》

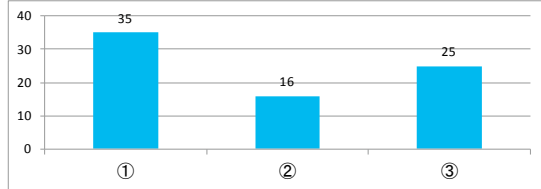
(建設業)



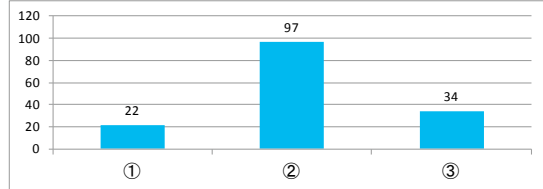
(製造業)



(卸売業)

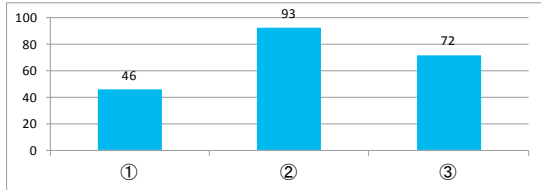


(小売業)

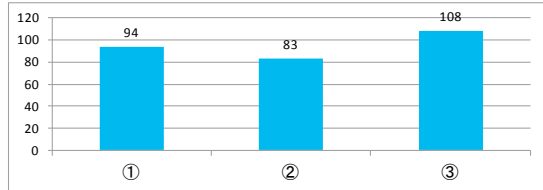


《地域別》

(JR以南地域)



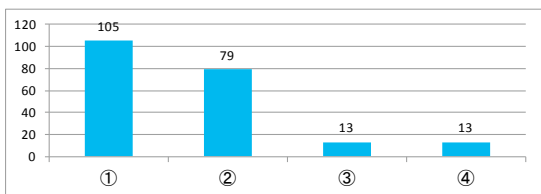
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-16図】 売上額の増加幅

- ① 1割以内の増加 ② 3割以内の増加 ③ 5割以内の増加 ④ 5割超の増加

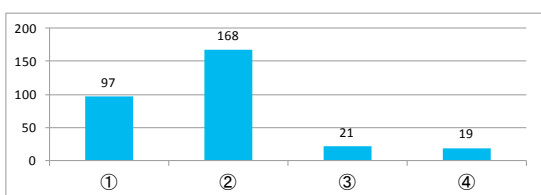
《全体》



【第2-(2)-17図】 売上額の減少幅

- ① 1割以内の減少 ② 3割以内の減少 ③ 5割以内の減少 ④ 5割超の減少

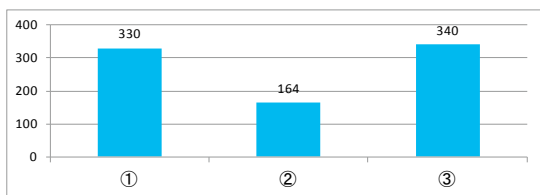
《全体》



【第2-(2)-18図】 事業所、店舗等の直近3年間の事業経費額動向

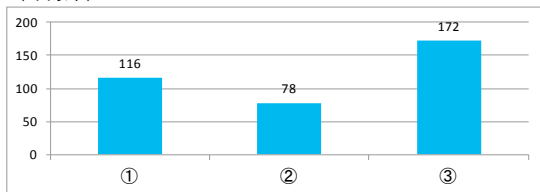
① 増加している ② 減少している ③ 横ばい

《全体》

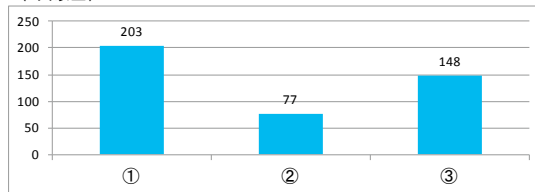


《従業員規模別》

(4人以下)



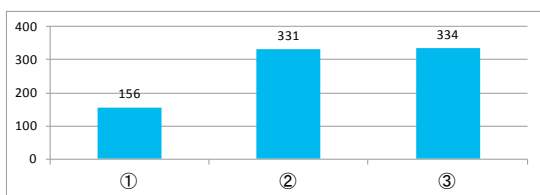
(5人以上)



【第2-(2)-19図】 事業所、店舗等の直近3年間の経常利益額動向

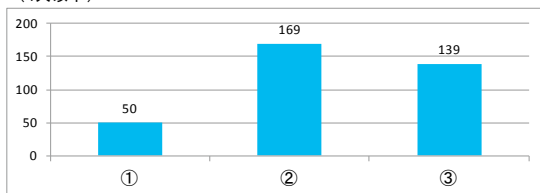
① 増加している ② 減少している ③ 横ばい

《全体》

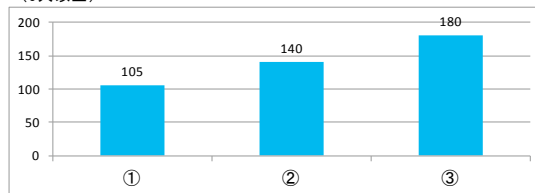


《従業員規模別》

(4人以下)

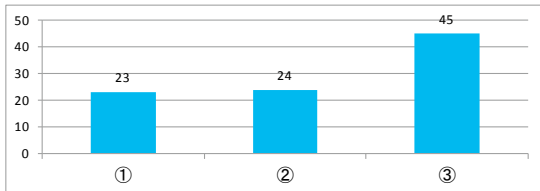


(5人以上)

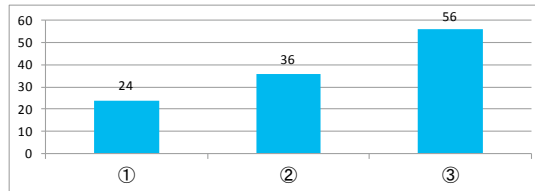


《業種別》

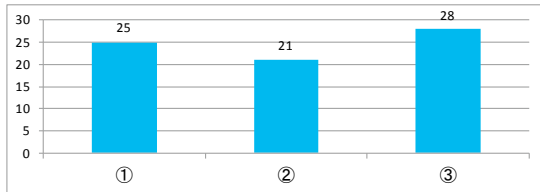
(建設業)



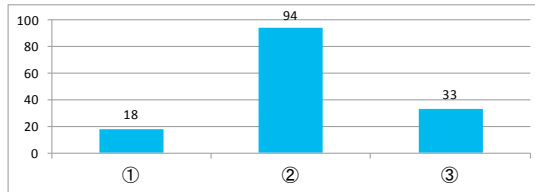
(製造業)



(卸売業)



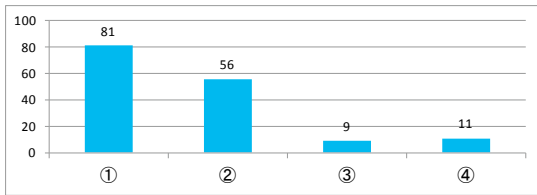
(小売業)



【第2-(2)-20図】 経常利益額の増加幅

- ① 1割以内の増加 ② 3割以内の増加 ③ 5割以内の増加 ④ 5割超の増加

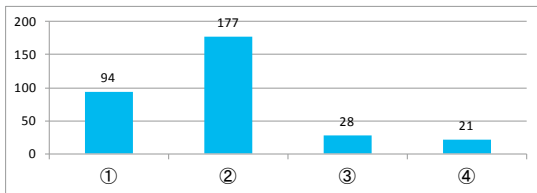
《全体》



【第2-(2)-21図】 経常利益額の減少幅

- ① 1割以内の減少 ② 3割以内の減少 ③ 5割以内の減少 ④ 5割超の減少

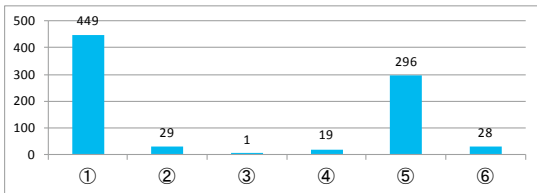
《全体》



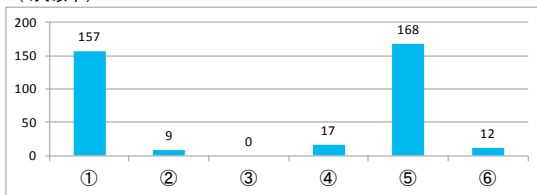
【第2-(2)-22図】 事業所、店舗等における借入金の状況

- ① 金融機関からの融資を受けている ② 金融機関以外からの借入れがある ③ 金融機関から融資を断られている
④ 返済の目途が立たないため借入れができない ⑤ 借入金は必要ない ⑥ その他

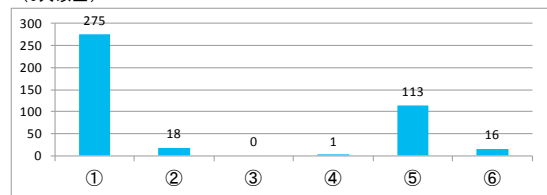
《全体》



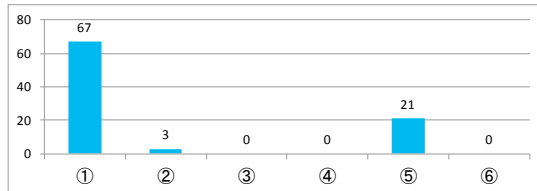
《従業者規模別》
(4人以下)



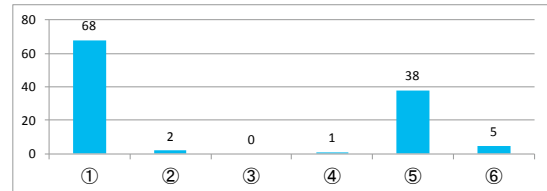
(5人以上)



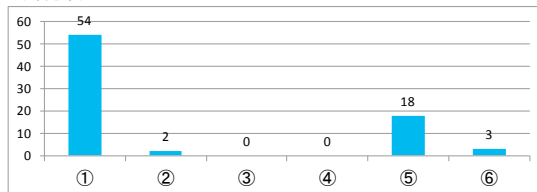
《業種別》
(建設業)



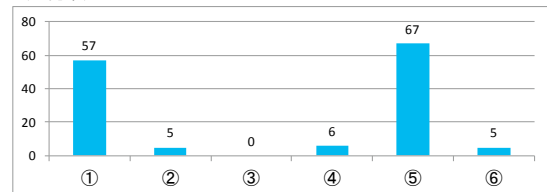
(製造業)



(卸売業)

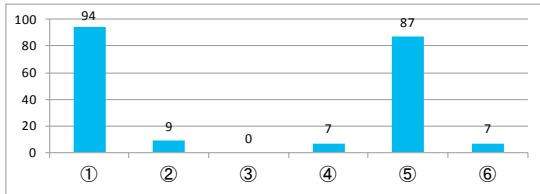


(小売業)

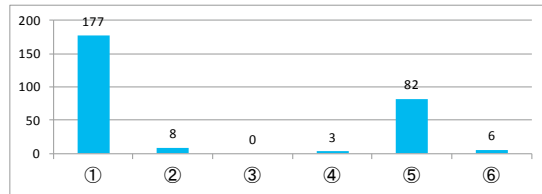


《地域別》

(JR以南地域)



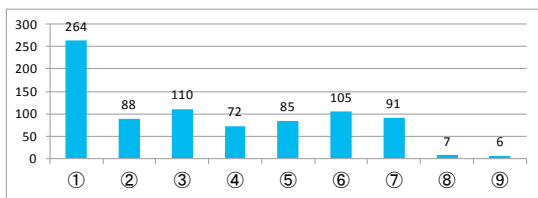
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-23図】 融資元の内訳

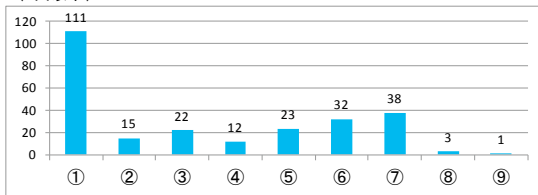
- ① 日本政策金融公庫 ② 都市銀行（プロパー融資） ③ 都市銀行（保証付融資） ④ 地方銀行（プロパー融資）
 ⑤ 地方銀行（保証付融資） ⑥ 信用金庫・信用組合（プロパー融資） ⑦ 信用金庫・信用組合（保証付融資）
 ⑧ サラ金、商エローン、クレジット ⑨ その他

《全体》

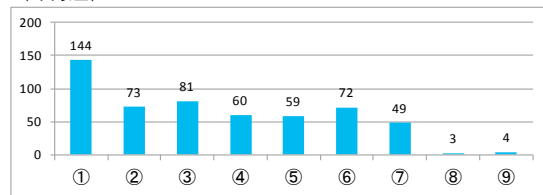


《従業者規模別》

(4人以下)



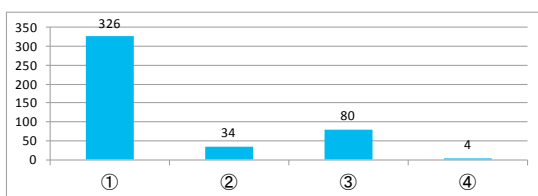
(5人以上)



【第2-(2)-24図】 融資元への返済状況

- ① 順調に返済している ② 条件変更して返済している ③ 苦しいがなんとか返済している ④ 滞っている

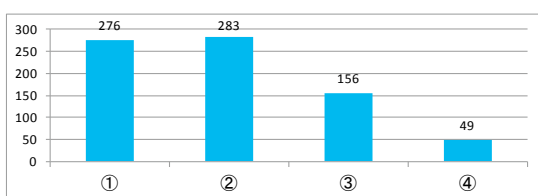
《全体》



【第2-(2)-25図】 事業所、店舗等の資金繰り

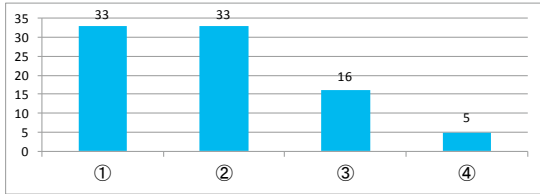
- ① 順調 ② どちらとも言えない ③ 窮屈 ④ 行き詰まり状態

《全体》

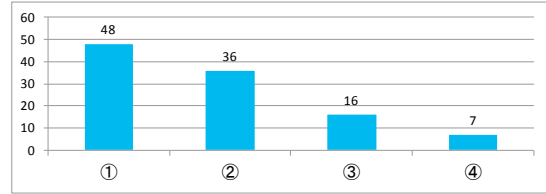


《業種別》

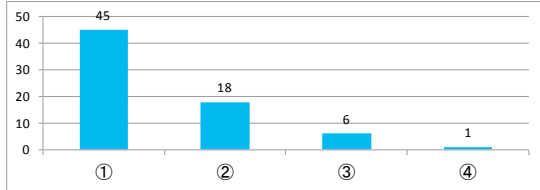
(建設業)



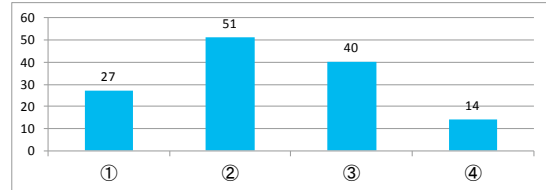
(製造業)



(卸売業)



(小売業)



◆ D 人材採用、人材育成、事業承継について

平成25年度以降の採用状況については、全体では人手が足りていることを理由に採用を行っていない事業所が最も多く、一部採用を行っている従業員規模の大きい事業所においても採用人数はほとんどが10人未満となっている。

従業員における吹田市民の割合については、JR以南地域の小売業をはじめとする小規模企業者においては、なしという回答と9割以上という回答がともに多くなっており、従業員規模が大きいその他の業種や、豊津・江坂・南吹田地域に立地する事業所においては1割～3割未満という回答が多くなっている。

不足している人材については、専門技術能力のある人材のほか、小規模企業者においてはIT知識のある人材、従業員規模が大きい事業所においては営業、マーケティング知識のある人材という回答が多く挙げられている。また、人材育成については、小売業を中心とした小規模企業者においてはほとんど行われておらず、人材育成の実施について課題を抱えている状況が見受けられる一方で、従業員規模が大きい事業所においては社内又は社外での研修を実施している事業所の割合が高くなっている。

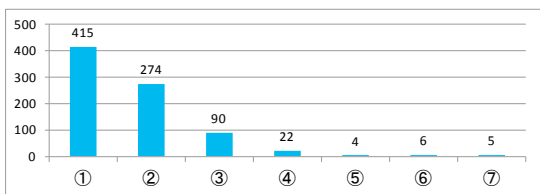
今後の事業承継については、従業員規模の大きい事業所においては一部、親族又は親族以外の従業員に承継するという回答が挙げられているが、小規模企業者を中心としたそれ以外の事業所においては、わからないという回答が最も多くなっている。また特に、小規模小売業者の多いJR以南地域においては廃業を予定している事業所の割合も高くなっており、人材育成と併せて事業継続のための支援を検討していくことが必要であると考えられる。

(参考：【第2-(2)-26図】～【第2-(2)-32図】)

【第2-(2)-26図】 事業所、店舗等における平成25年度従業員採用実績

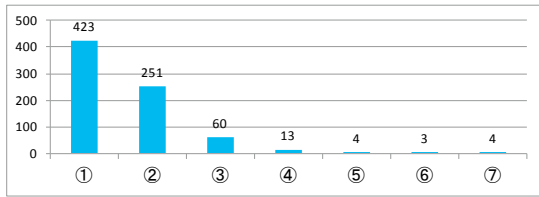
① 0人 ② 1人～3人 ③ 4人～9人 ④ 10人～19人 ⑤ 20人～29人 ⑥ 30人～49人 ⑦ 50人以上

《全体》



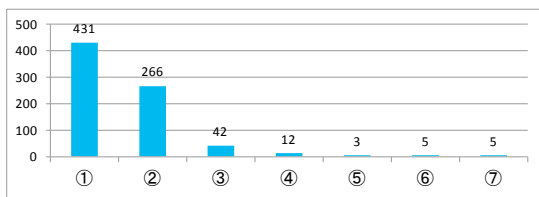
【第2-(2)-27図】事業所、店舗等における平成26年度従業員採用実績

- ① 0人 ② 1人～3人 ③ 4人～9人 ④ 10人～19人 ⑤ 20人～29人 ⑥ 30人～49人 ⑦ 50人以上
 <<全体>>



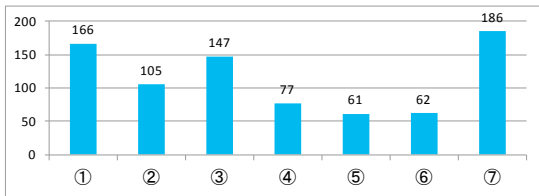
【第2-(2)-28図】事業所、店舗等における平成27年度従業員採用予定

- ① 0人 ② 1人～3人 ③ 4人～9人 ④ 10人～19人 ⑤ 20人～29人 ⑥ 30人～49人 ⑦ 50人以上
 <<全体>>

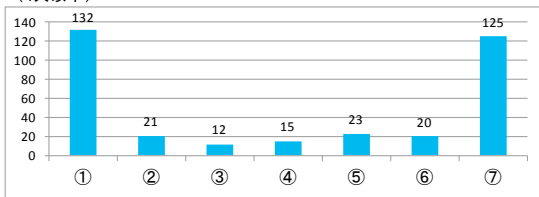


【第2-(2)-29図】事業所、店舗等の従業員における吹田市民の割合

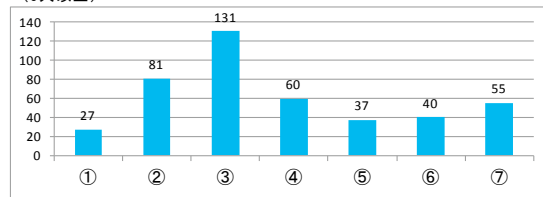
- ① なし ② 1割未満 ③ 1割～3割未満 ④ 3割～5割未満 ⑤ 5割～7割未満 ⑥ 7割～9割未満 ⑦ 9割以上
 <<全体>>



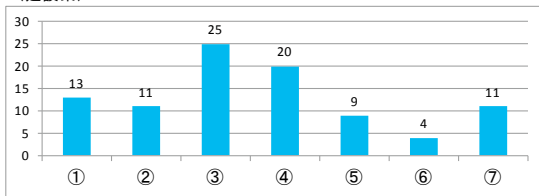
<<従業員規模別>>
 (4人以下)



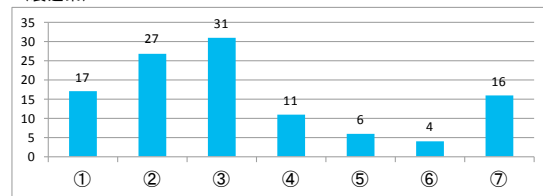
(5人以上)



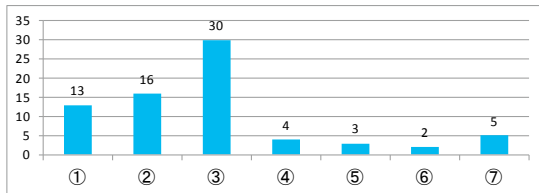
<<業種別>>
 (建設業)



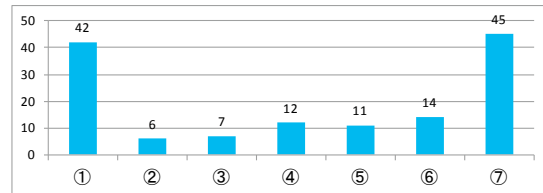
(製造業)



(卸売業)

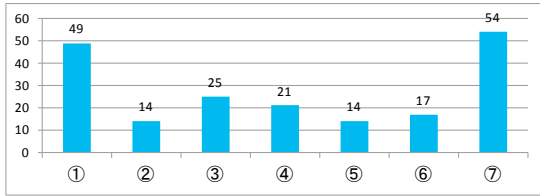


(小売業)

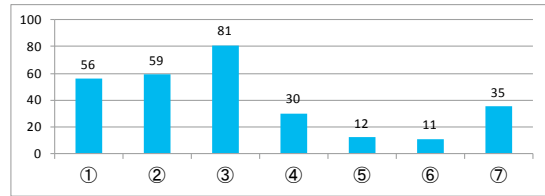


＜地域別＞

(JR以南地域)



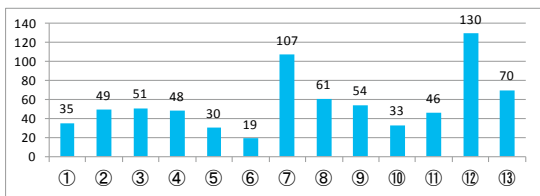
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-30図】 事業所、店舗等で不足している人材

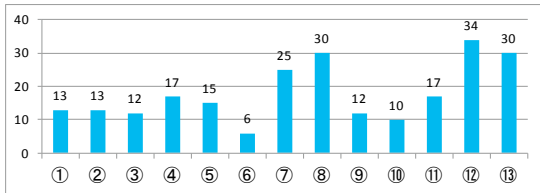
- ① 司法、法務知識のある人 ② 経営知識のある人 ③ 語学能力のある人 ④ 会計、計数管理知識のある人
 ⑤ 税金知識のある人 ⑥ 金融知識のある人 ⑦ 営業、マーケティング知識のある人 ⑧ IT知識のある人
 ⑨ 建築、土木、不動産関連知識のある人 ⑩ 医療、保健、福祉知識のある人 ⑪ 企画能力のある人
 ⑫ 専門技術能力のある人 ⑬ その他

＜全体＞

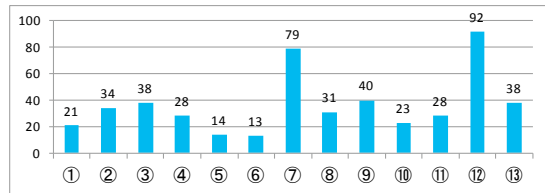


＜従業者規模別＞

(4人以下)



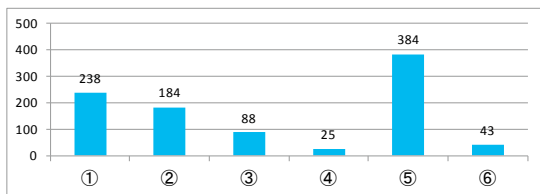
(5人以上)



【第2-(2)-31図】 事業所、店舗等の人材育成方法

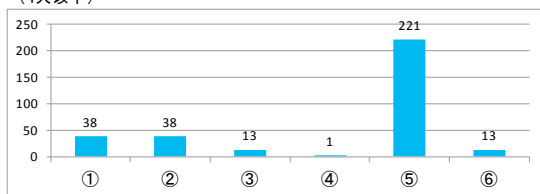
- ① 社内集合研修 ② 社外の研修（民間主催の研修） ③ 社外の研修（公共主催の研修） ④ 通信教育
 ⑤ 特に行っていない ⑥ その他

＜全体＞

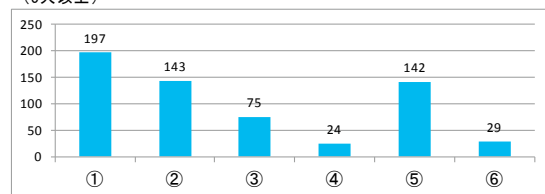


＜従業者規模別＞

(4人以下)



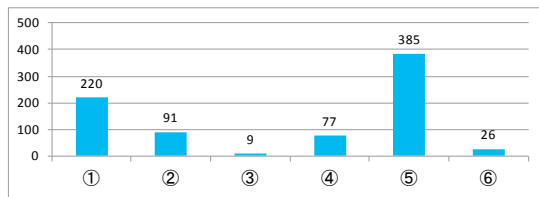
(5人以上)



【第2-(2)-32図】事業所、店舗等の経営者による今後の事業承継

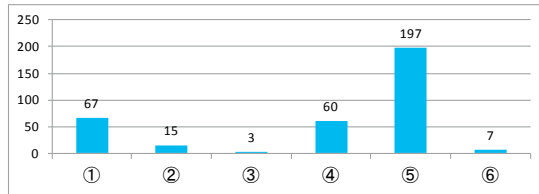
① 親族に承継 ② 親族以外の従業者に承継 ③ M&A（合併又は買収） ④ 廃業 ⑤ わからない ⑥ その他

《全体》

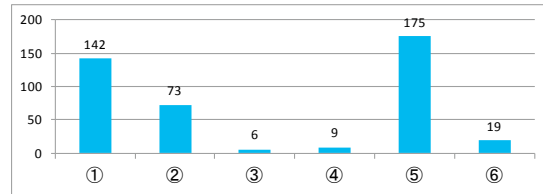


《従業者規模別》

(4人以下)



(5人以上)



◆ E 技術開発、販路開拓について

知的財産権の取得状況については、回答事業所においては取得済み又は取得予定のある事業所の割合は1割程度であるが、製造業及び卸売業においては約3割と比較的割合が高くなっている。また知的財産権の取得内容については、製造業においては特許権、卸売業においては商標権の割合が高くなっており、それらの回答事業所の多くは豊津・江坂・南吹田地域に立地していると考えられる。

自社ブランド製品やオリジナル製品については、回答事業所の7割以上は持っていない状況であるが、従業者規模の大きい事業所では持っている事業所の割合が高くなっている。また、製造業及び卸売業においては約半数が持っており、卸売業においても自社ブランド製品やオリジナル製品の必要性が高まっている状況がうかがえる。

新製品、新技術等の研究開発については、回答事業所の8割近くは実施していないという状況であるが、従業者規模が大きい事業所や豊津・江坂・南吹田地域に立地する事業所においては、実施している事業所の割合が比較的高くなっており、また製造業においては半数以上が実施していると回答している。その実施形態については、約6割が自社で独自に実施しており、企業間連携や産学連携による共同研究開発を行っている事業所の割合は低くなっている。

ホームページについては、回答事業所の約6割がホームページを持っている一方で、3割以上の事業所はホームページを持っておらず、特に、小規模企業者においては半数近くがホームページを持っていない。また、ホームページを持っていない事業所においては、その理由について、事業内容上作成の必要がないという回答が約6割を占めている。

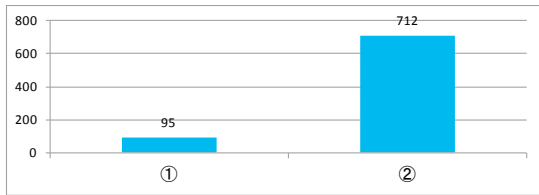
販路開拓や集客の方法については、小規模企業者においては小売業が多いことから利用客による口コミが多く、従業者規模が大きくなるにつれ、ホームページなどのIT活用、訪問営業などの割合が高くなっている。また業種別では、特に製造業及び卸売業において、訪問営業の割合が高くなっている。

(参考：【第2-(2)-33図】～【第2-(2)-37図】)

【第2-(2)-33図】 事業所、店舗等において取得済み又は今後取得予定の知的財産権の有無

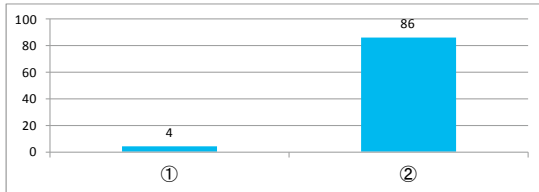
① あり ② なし

《全体》

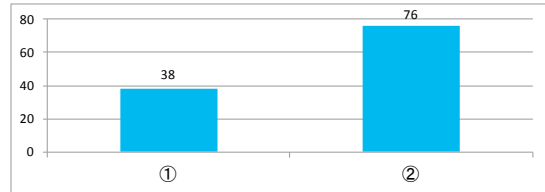


《業種別》

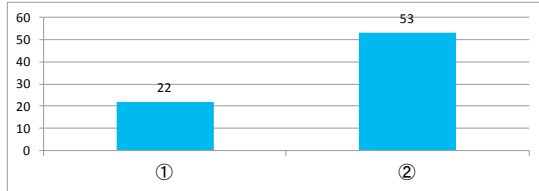
(建設業)



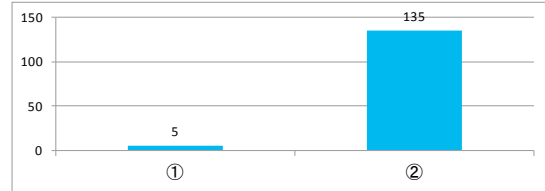
(製造業)



(卸売業)



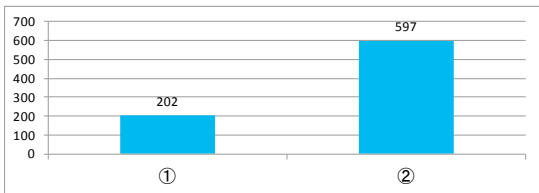
(小売業)



【第2-(2)-34図】 事業所、店舗等における自社ブランド製品、オリジナル製品の有無

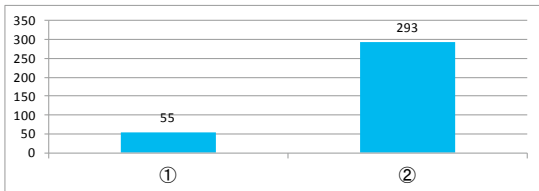
① あり ② なし

《全体》

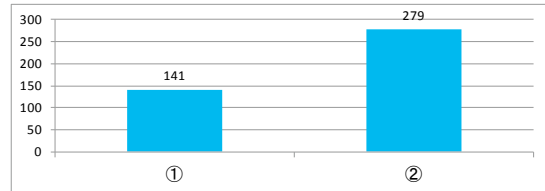


《従業者規模別》

(4人以下)

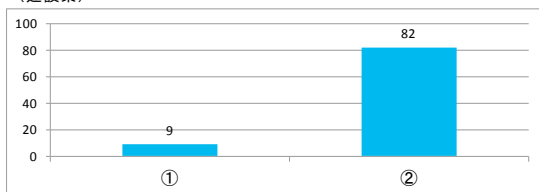


(5人以上)

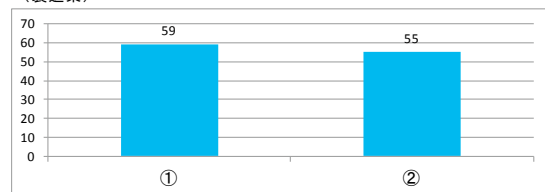


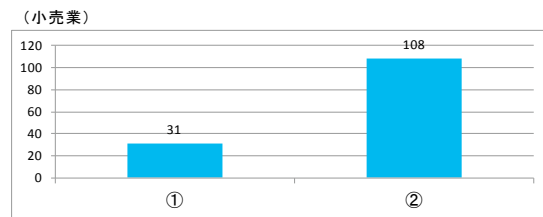
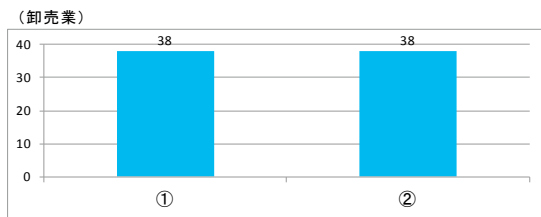
《業種別》

(建設業)



(製造業)

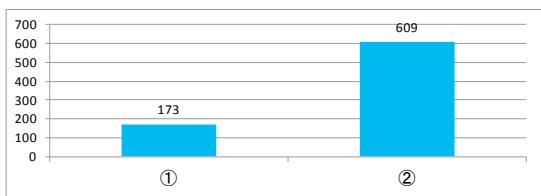




【第2-(2)-35図】 事業所、店舗等における新製品、新技術等の研究開発の実施状況

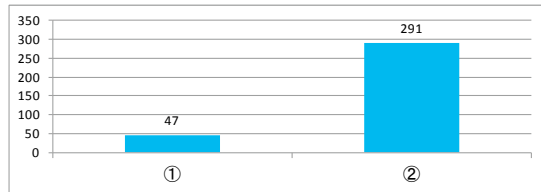
① 実施している ② 実施していない

《全体》

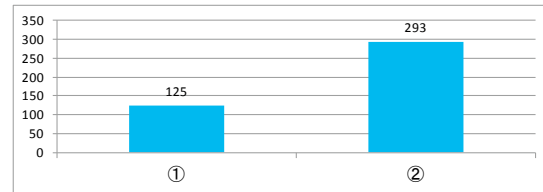


《従業者規模別》

(4人以下)

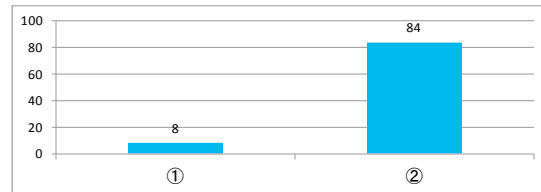


(5人以上)

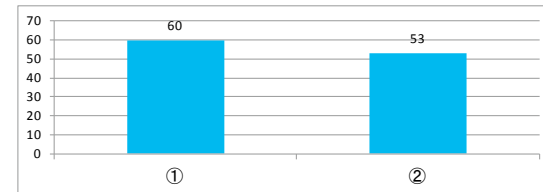


《業種別》

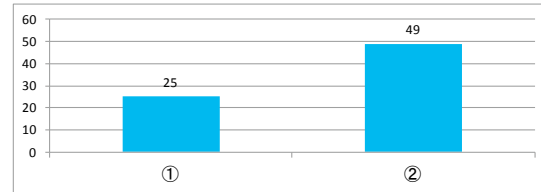
(建設業)



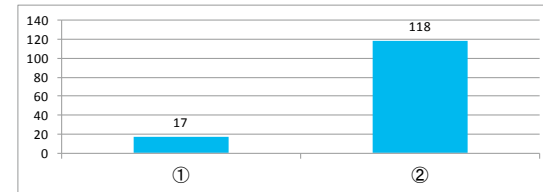
(製造業)



(卸売業)

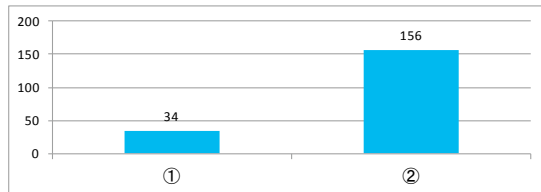


(小売業)

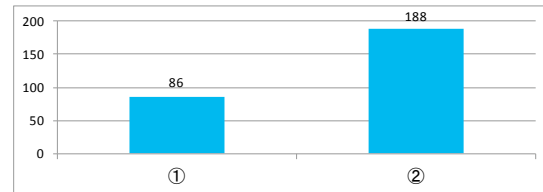


《地域別》

(JR以南地域)



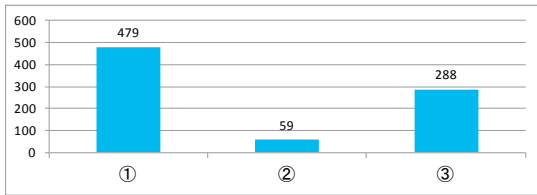
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-36図】 事業所、店舗等のホームページの有無

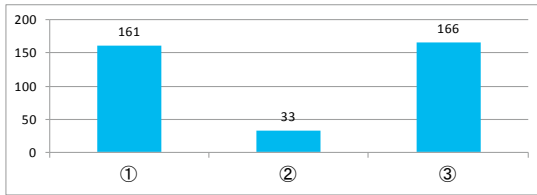
① あり ② 今後作成予定 ③ なし

《全体》



《従業員規模別》

(4人以下)



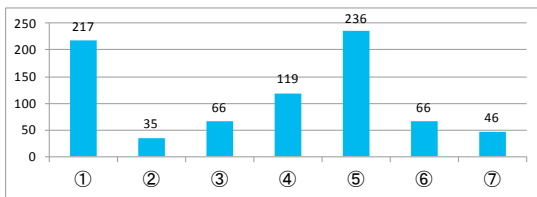
(5人以上)



【第2-(2)-37図】 事業所、店舗等において最も重視している販路開拓や集客の方法

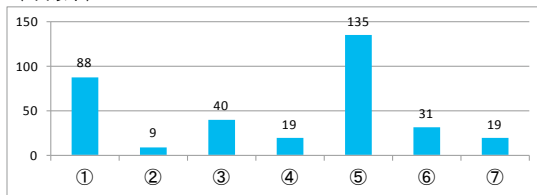
① ホームページなど IT の活用 ② 展示会、見本市等への出展 ③ チラシの配布 ④ 訪問営業
⑤ 利用客等による口コミ ⑥ 新規の販路開拓や集客の必要なし ⑦ その他

《全体》

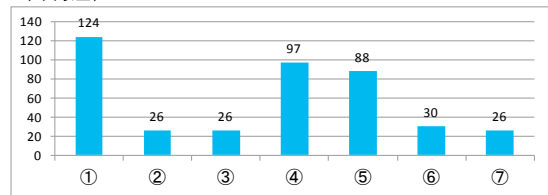


《従業員規模別》

(4人以下)

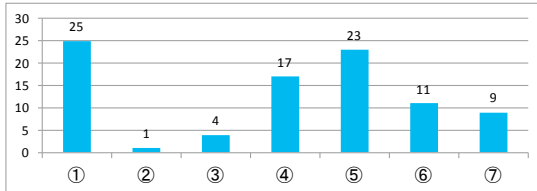


(5人以上)

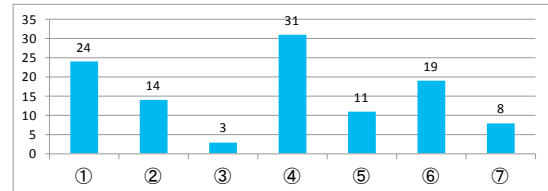


《業種別》

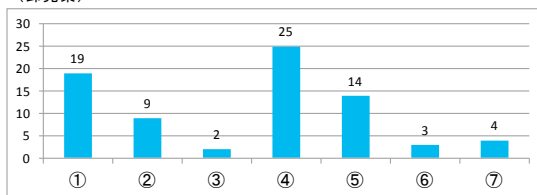
(建設業)



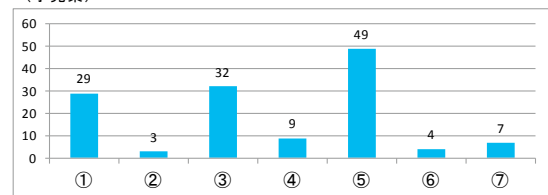
(製造業)



(卸売業)



(小売業)



◆ F 設備投資、事業拡大について

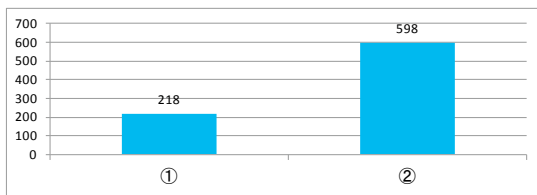
今後の設備投資を予定している事業所は回答事業所の3割未満であるが、業種別に見ると、製造業においては約4割と比較的高くなっている。また、設備投資の予定金額については、全体では500万円未満の割合が高くなっているが、製造業及び卸売業においては、一部1億円以上という回答も挙げられている。今後増設を予定している事業所は回答事業所の2割未満であるが、そのうち半数以上が現地又は吹田市内での増設を予定している。

(参考：【第2-(2)-38図】～【第2-(2)-39図】)

【第2-(2)-38図】事業所、店舗等における今後の設備投資の予定

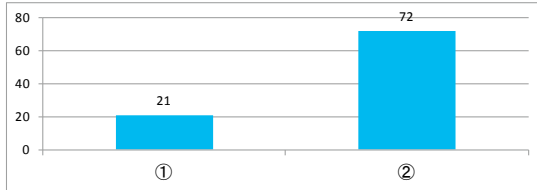
① あり ② なし

《全体》

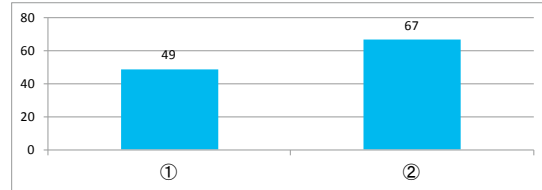


《業種別》

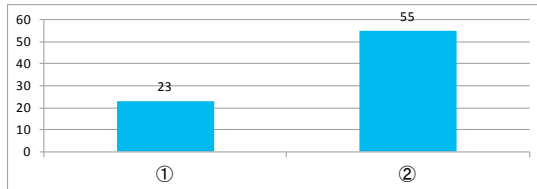
(建設業)



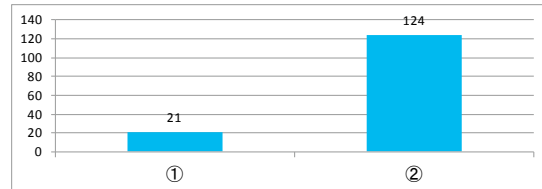
(製造業)



(卸売業)



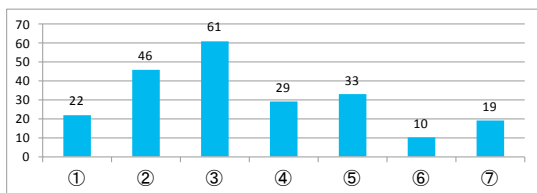
(小売業)



【第2-(2)-39図】設備投資の予定金額

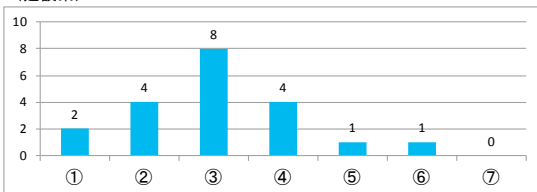
① 50万円未満 ② 50万円～100万円未満 ③ 100万円～500万円未満 ④ 500万円～1,000万円未満
⑤ 1,000万円～5,000万円未満 ⑥ 5,000万円～1億円未満 ⑦ 1億円以上

《全体》

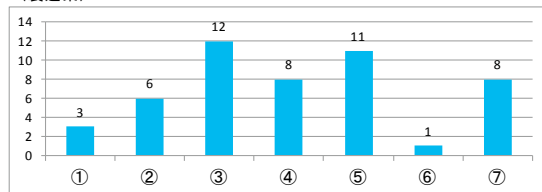


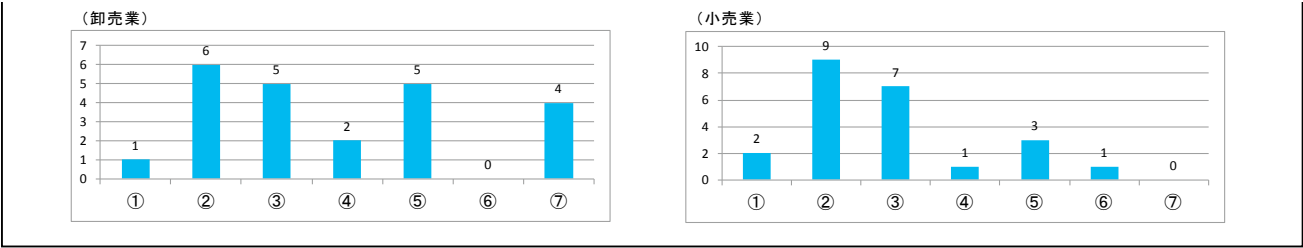
《業種別》

(建設業)



(製造業)



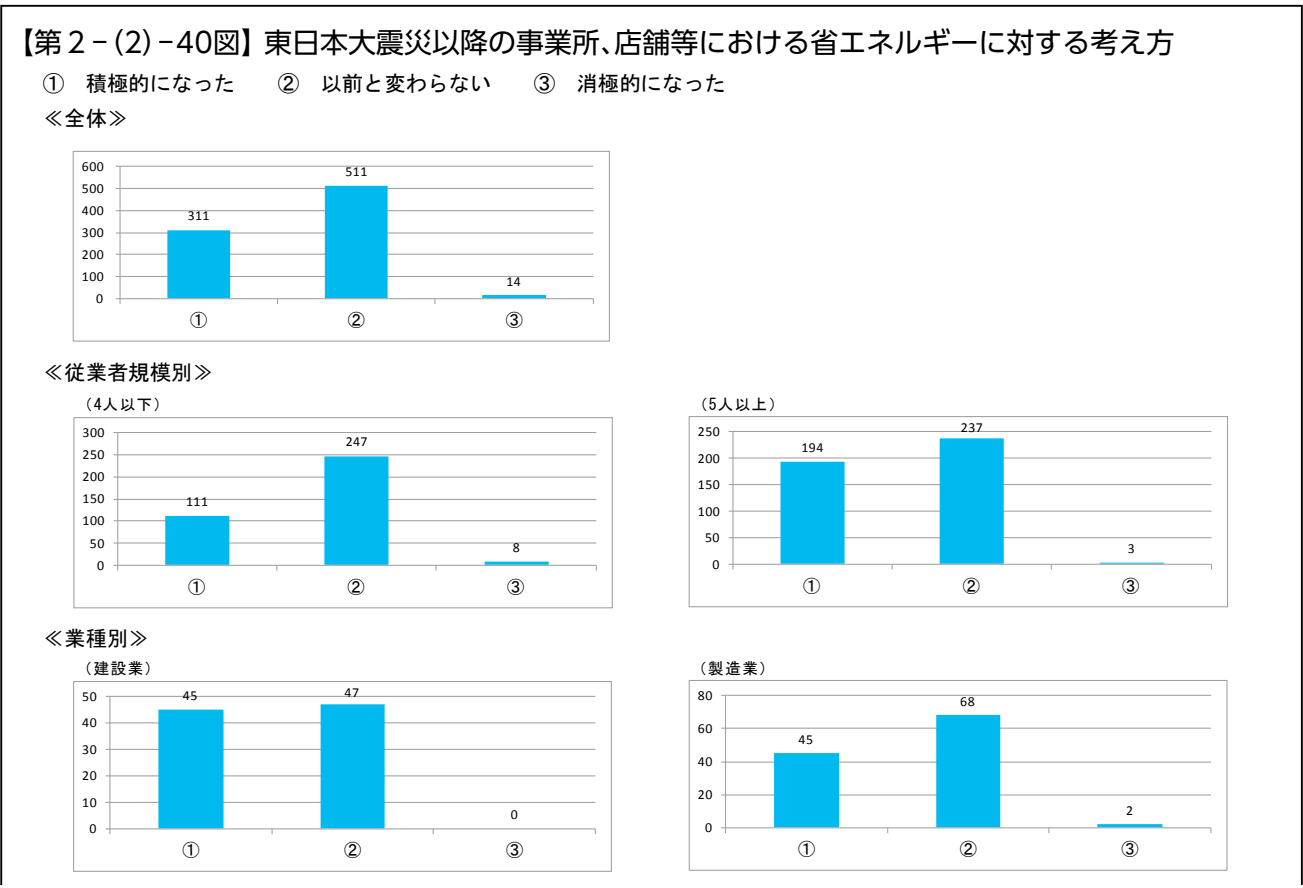


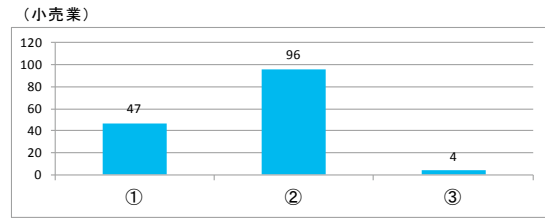
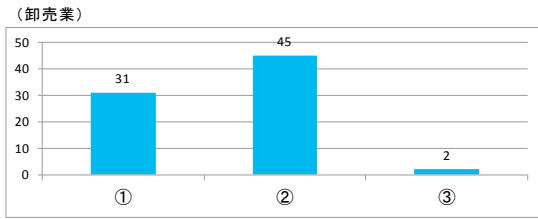
◆ G 環境への取組について

東日本大震災以降の事業所における省エネルギーの考え方については、回答事業所の約4割が積極的になったと回答しており、従業者規模の大きい事業所や、建設業においてその割合が高くなっている。

環境に配慮した取組については、従業者規模の大きい事業所を中心に、回答事業所の約4割で取組が行われており、具体的な取組内容としては、省エネルギーの推進、事務用品等の削減、廃棄物等の発生抑制やリサイクル、資源の有効活用の推進など、身近なところからできる取組内容となっている。また、取組を行ううえでの課題については、ノウハウ不足、技術不足、資金不足などが回答として挙げられている。環境への取組の位置付けについては、回答事業所の6割以上が社会貢献の一つとしてとらえている一方で、2割以上は、業績に結び付かないため法規制をクリアできるレベルでよいと考えている。

(参考：【第2-(2)-40図】～【第2-(2)-42図】)

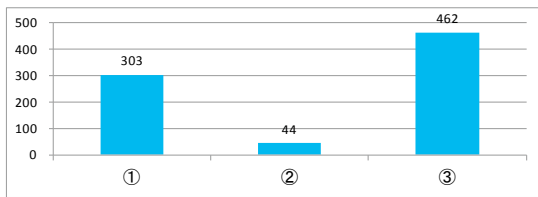




【第2-(2)-41図】 事業所、店舗等における環境に配慮した取組

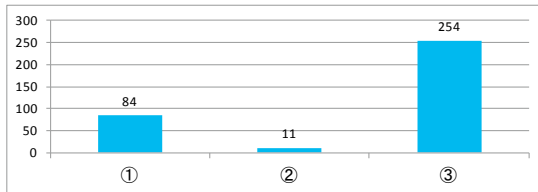
- ① 現在取組を行っている ② 今後取組を行う予定がある ③ 取組は行っていない

《全体》

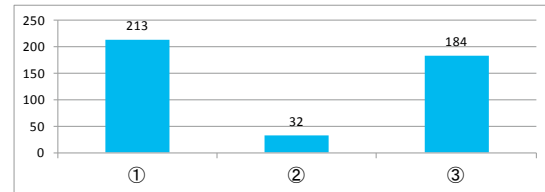


《従業員規模別》

(4人以下)



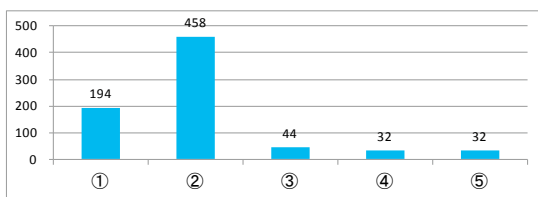
(5人以上)



【第2-(2)-42図】 事業所、店舗等の事業活動における環境への取組の位置付け

- ① 環境への取組は特に業績に結び付かないので、法規制等をクリアできるレベルでよい
 ② 環境への取組は社会貢献の一つである ③ 環境への取組は事業拡大への可能性が広がるビジネスチャンスである
 ④ 環境への取組の展開を事業戦略の一つとして位置付けている ⑤ その他

《全体》



◆ H 事業所、店舗等の周辺環境について

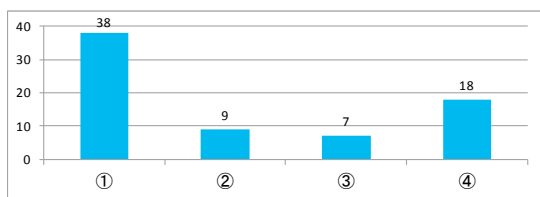
立地状況については、回答事業所の8割近くが住宅地と隣接しているが、そのうち9割以上は特に住宅地からの苦情は寄せられていない。また、苦情が寄せられている場合、その苦情内容は半数以上が騒音となっているが、苦情を受けている回答事業所の6割以上は既に現地での対策を実施しており、住宅との共存に向けて努力している状況がうかがえる。

(参考：【第2-(2)-43図】～【第2-(2)-44図】)

【第2-(2)-43図】 苦情等の内容

- ① 騒音 ② 振動 ③ 臭気 ④ その他

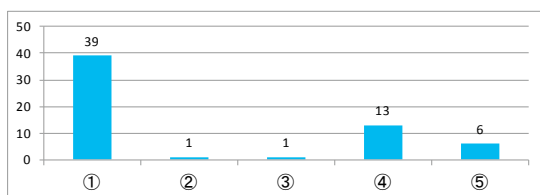
《全体》



【第2-(2)-44図】 苦情等に対する対策

- ① 既に現地での対策を実施済み ② 今後現地での対策を実施予定 ③ 事業所、店舗等の移転を予定 ④ 特になし ⑤ その他

《全体》



◆ I 事業活動推進上の問題点及び今後の経営方針について

内的要因による経営上の問題点については、全体として人材確保と営業力の不足の回答割合が高くなっている。JR以南地域の小売業においては、店舗設備の老朽化が挙げられているほか、特に小規模企業者においては、事業の将来展望が見えないという回答も挙げられており、事業承継問題も含めて、事業継続について課題を抱えている状況がうかがえる。また、外的要因による経営上の問題点については、業者間の競争激化が全体として回答割合が高くなっているほか、JR以南地域の小規模小売業者等においては、来客数の減少も多く挙げられている。

今後の立地方針については、回答事業所の約8割が現地において事業を継続するとしている。事業所の一部又は全部を移転するという回答事業所もわずかながら存在しているが、その理由は事業規模の拡大に伴う事業所の狭隘化が最も多く、移転先については回答事業所の半数近くが市内での移転を希望している。

今後の事業活動のあり方については、回答事業所の約6割が現状維持、約3割が事業規模の拡大を予定している。従業者規模の大きい事業所や卸売業を営む事業所において、特に事業規模の拡大を予定している割合が高くなっている一方で、JR以南地域の小規模小売業者等においては、現状維持のほか、廃業を予定している回答事業所も存在している。

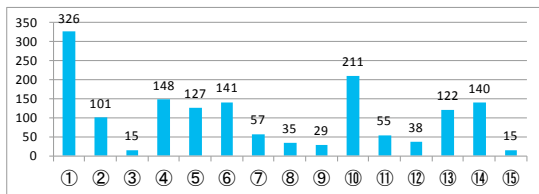
事業継続を予定している回答事業所が重視する今後の経営方針については、新たな顧客層の開拓、人材確保、人材育成、営業力の強化など、新たな販路開拓とそのための人材確保及び育成が重視されている。一方で、廃業等を予定している回答事業所においては、その理由として、約3割が後継者の不在を挙げており、こういった結果からも事業承継、後継者育成に対する支援の必要性が見受けられる。

(参考：【第2-(2)-45図】～【第2-(2)-50図】)

【第2-(2)-45図】 事業所、店舗等の内的要因による経営上の問題点

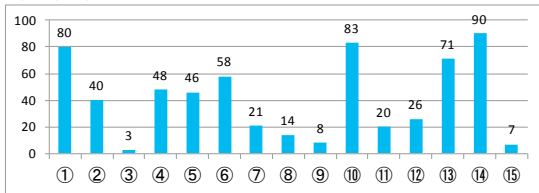
- ① 人材等の確保 ② 後継者難 ③ 余剰人員 ④ 経費の増大 ⑤ 資金調達 ⑥ 店舗設備の老朽化
 ⑦ 店舗狭小 ⑧ 情報収集力不足 ⑨ 合理化の遅れ ⑩ 営業力の不足 ⑪ 商品開発力の不足
 ⑫ 経営者の意欲低下 ⑬ 事業の将来展望がみえない ⑭ 特になし ⑮ その他

《全体》

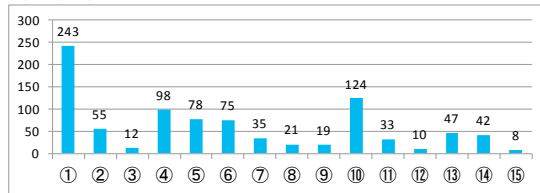


《従業者規模別》

(4人以下)

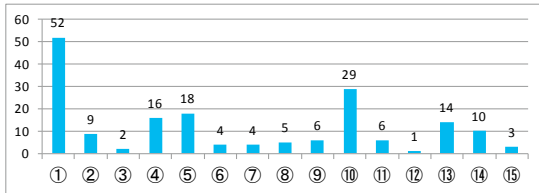


(5人以上)

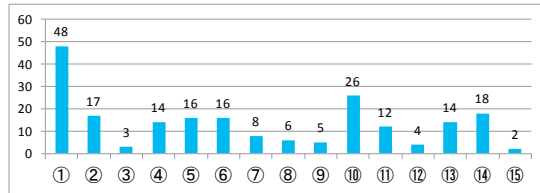


《業種別》

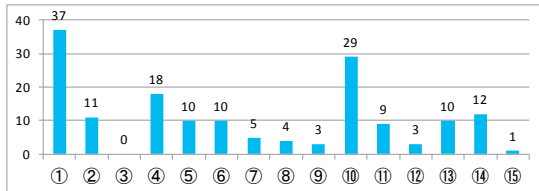
(建設業)



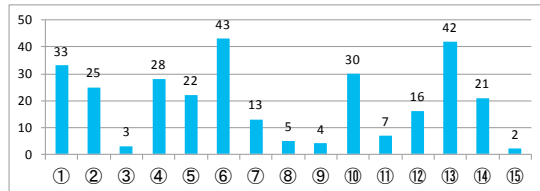
(製造業)



(卸売業)

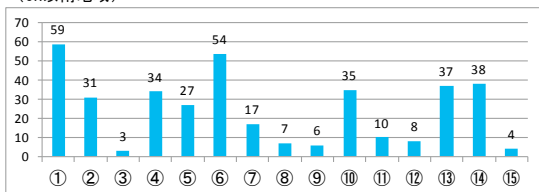


(小売業)

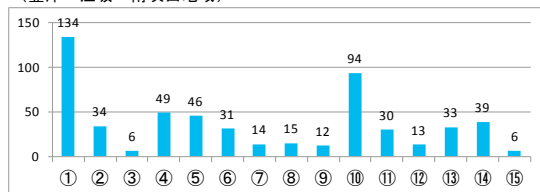


《地域別》

(JR以南地域)



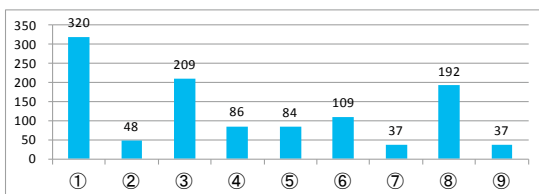
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-46図】 事業所、店舗等の外的要因による経営上の問題点

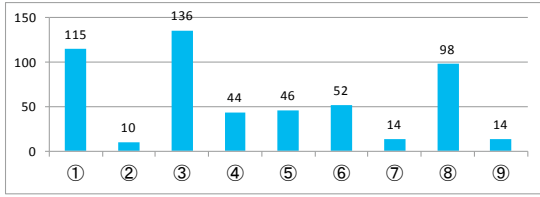
- ① 業者間の競争激化 ② 輸入品との競争激化 ③ 来客数の減少 ④ 立地条件の変化(車、人の流れの変化等)
 ⑤ 周辺地域産業の衰退 ⑥ ライフスタイルの変化 ⑦ 仕事そのものがない ⑧ 特になし ⑨ その他

《全体》

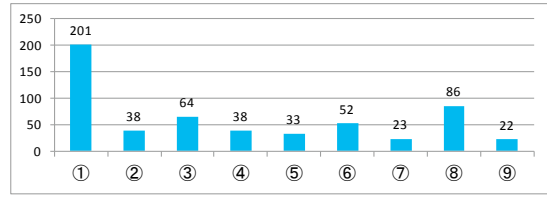


《従業員規模別》

(4人以下)

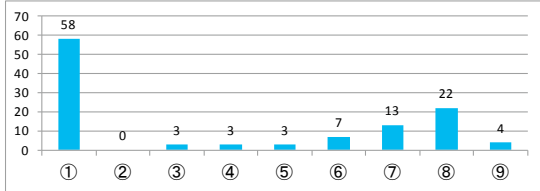


(5人以上)

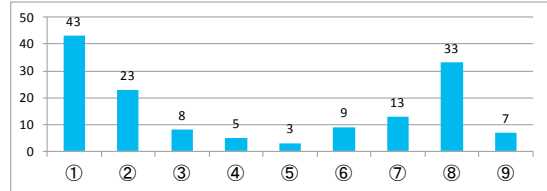


《業種別》

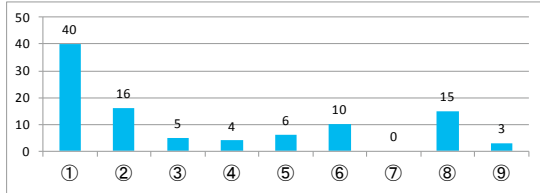
(建設業)



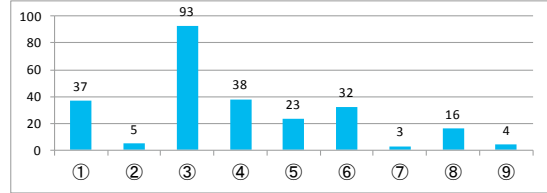
(製造業)



(卸売業)

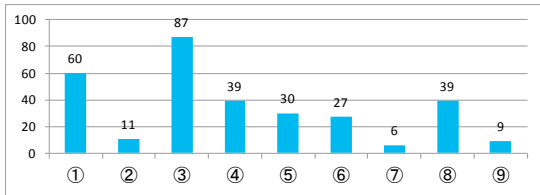


(小売業)

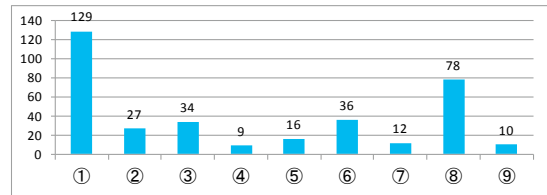


《地域別》

(JR以南地域)



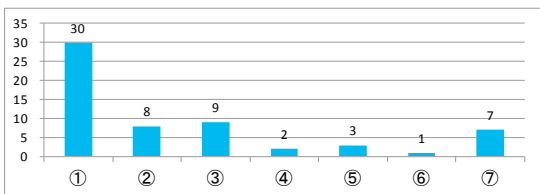
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-47図】 移転する理由

- ① 事業規模の拡大等に伴う事業所、店舗等の狭隘化 ② 事業所、店舗等の老朽化 ③ 事業所、店舗等の集約
 ④ 周辺における関連企業の減少 ⑤ 周辺における住宅地の増加 ⑥ 周辺における交通事情の悪化 ⑦ その他

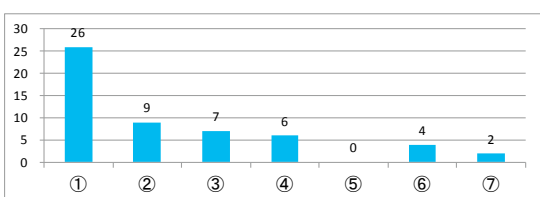
《全体》



【第2-(2)-48図】 移転先

- ① 吹田市内で移転 ② 大阪府内（吹田市隣接市内）へ移転 ③ 大阪府内（吹田市隣接市外）へ移転
 ④ 大阪府外へ移転 ⑤ 海外へ移転 ⑥ 未定 ⑦ その他

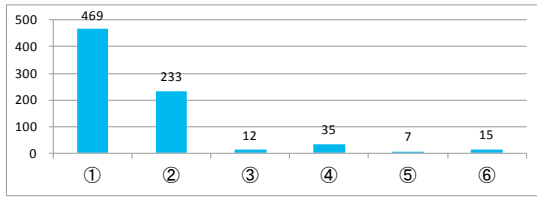
《全体》



【第2-(2)-49図】 事業所、店舗等において予定している今後の事業活動のあり方

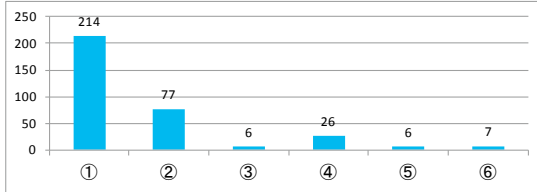
- ① 現状維持 ② 事業規模の拡大 ③ 事業規模の縮小 ④ 廃業 ⑤ 売却・譲渡 ⑥ その他

《全体》

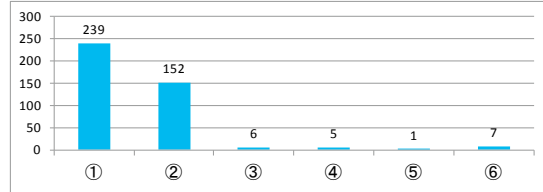


《従業者規模別》

(4人以下)

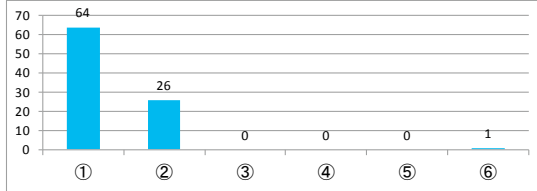


(5人以上)

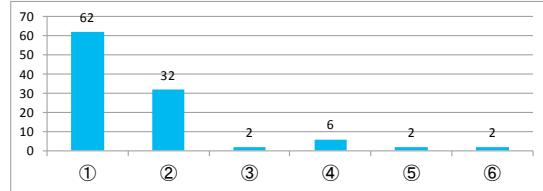


《業種別》

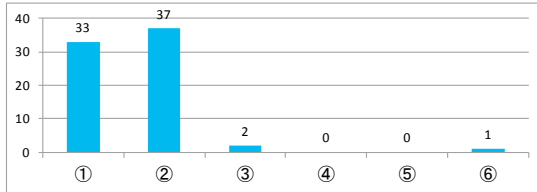
(建設業)



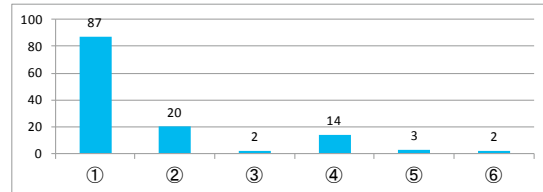
(製造業)



(卸売業)

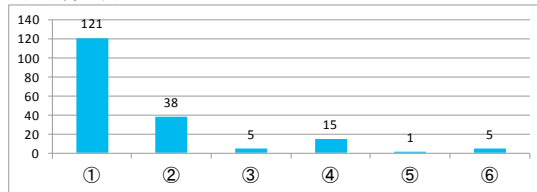


(小売業)

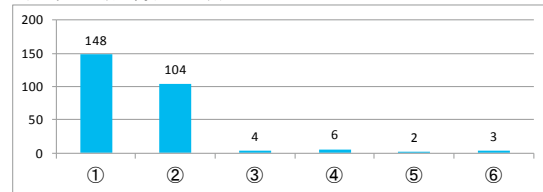


《地域別》

(JR以南地域)



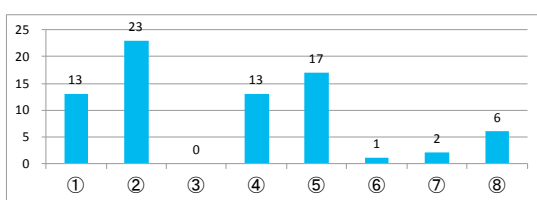
(豊津・江坂・南吹田地域)



【第2-(2)-50図】 廃業又は売却・譲渡を予定している理由

- ① 仕事量の減少 ② 後継者の不在 ③ 住工混在問題の悪化 ④ 経営者の健康問題 ⑤ 景気の低迷
⑥ 人材不足 ⑦ 親会社・本社等の経営方針 ⑧ その他

《全体》



◆ J 本市の商工振興施策について

本市の商工振興施策の活用状況については、回答事業所の4割以上が施策を知らず、3割以上が知っているても活用したことがないという状況であり、特に情報収集力の弱い小規模企業者に対して重点的に支援施策の周知を行い、活用促進を図っていくことが重要である。また、施策を知っている回答事業所のうち、商工会議所等の経済団体からの案内により施策を知ったという事業所が4割以上を占めており、市報によって知ったという事業所も3割以上あるものの、今後は、企業訪問等を含めた市からの情報発信力を更に強化していくことが必要である。

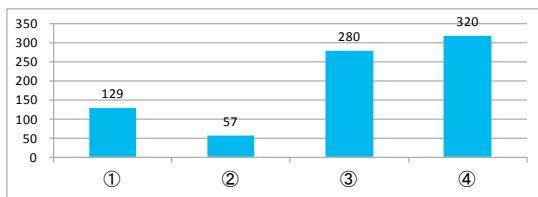
事業所が希望する本市の商工振興施策については、小規模企業者を中心に、特に必要ないという回答が多く挙げられているが、こういったことについても、市からの支援施策の適切な周知を進めるとともに各事業所の実態把握に努め、必要であれば状況に応じた支援を行っていくことが重要である。希望する施策の具体的内容については、従業員規模が大きい事業所を中心に、資金調達、販路開拓、人材育成等の項目が挙げられており、こういった分野については、今後、支援施策の更なる拡充を検討していくことが必要であると考えられる。

(参考：【第2-(2)-51図】～【第2-(2)-52図】)

【第2-(2)-51図】 事業所、店舗等又は加盟団体等におけるこれまでの本市の商工振興施策の活用状況

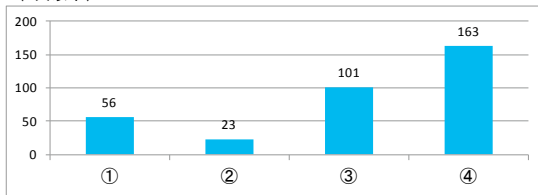
- ① 複数回活用したことがある
- ② 一度だけ活用したことがある
- ③ 施策は知っているが活用したことはない
- ④ 施策を知らない

《全体》

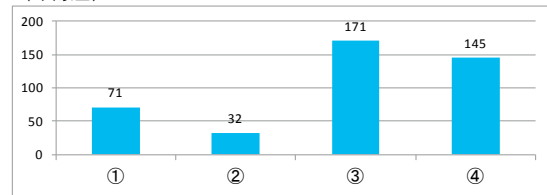


《従業員規模別》

(4人以下)



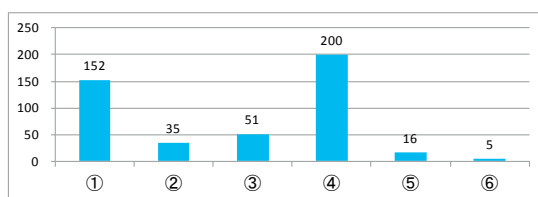
(5人以上)



【第2-(2)-52図】 施策を知る機会が最も多いもの

- ① 市報すいた
- ② 吹田市のホームページ
- ③ 企業訪問やメール等、本市職員からの直接の案内
- ④ 吹田商工会議所等の経済団体からの案内
- ⑤ 他の企業や知人等からの案内
- ⑥ その他

《全体》



第3節 事例紹介

本節では、市内事業者に対して平成27年度（2015年度）に実施したヒアリング調査に基づき、積極的に新たな取組を行うことなどにより、継続的に成長している市内の中小企業者や商店街などについて、その取組内容や成果に関する九つの具体的な事例を紹介する。

事例 1 菊池紙工株式会社

ボールペン印刷というニッチ分野において独自の技術を磨き続けている中小企業

菊池紙工株式会社（吹田市豊津町、従業員数32名、資本金1,000万円）はボールペンへの名入れ印刷を行っている企業である。

ボールペン名入れ印刷を始めた当初は寡占状態で仕事はいくらでもあったが、人手不足や機械化の遅れから仕事量に対応することが難しく、またバブル崩壊後には徐々に参入事業者が増えてきたこともあり、経営改革の必要に迫られていた。そういった中で、経営革新計画の認定や、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金など行政の支援を活用しながら、新たな印刷機の導入など将来を見据えた機械化を進めるとともに、パート従業員に対しても積極的な人材育成を行うことにより、人材の定着率と作業効率性の向上に努めてきた。

現在では、ボールペンへの高品質な印刷というニッチな事業分野における長年の技術の蓄積により、フルカラーでワイドな印刷をはじめとする他社の追随を許さないまでの独自の印刷技術分野を確立し、業界からの信頼を得ることで順調に実績を伸ばし続けている。また、それらのボールペンへの印刷技術を駆使しながら、若い従業員を軸にIT技術を取り込むことで、ボールペン印刷市場の更なる拡大、発展にも積極的に取り組んでいる。



きくちまさあき
同社の菊池正昭社長

事例 2 サクラ食品工業株式会社

ポーションカップを活用した積極的な新製品開発により、事業課題を解決してきた 中小企業

サクラ食品工業株式会社（吹田市江坂町、従業員数95名、資本金9,550万円）は、吹田市江坂町に本社、滋賀県湖南市に工場を持ち、OEM製品を中心とし、コーヒーシュガーやポーションカップ、カップゼリー製品の製造を行っている企業である。

設立当初は、大手メーカーのOEM製品としてコーヒーシュガーの製造を行っていたが、時代の変化に伴うコーヒーシュガーの繁閑性（国内シェアは拡大）に対応するため、主力製品をアイスコーヒー用のガムシロップ、コーヒー希釈飲料などのポーションカップ製品に切り替えた。当時のポーションカップ製品は、夏場に売上げが伸びる一方で冬場は生産がなく、季節に左右されない売上確保、製造受託が課題となっていた。

新製品の開発を進める中で、特に冬場に稼働率が下がるポーションカップ製品の生産設備を活用し、一人鍋用の「鍋だし製品」の開発を行ったところ、単身化、個食化の流れも手伝い、大きな売上をあげることができた。このことにより、生産設備の稼働率の向上、年間を通じた売上確保、また会社全体の売上、利益の底上げにもつながっている。

このように、同社では一つの主力製品にこだわることなく、同社社長の藤原拓^{ふじわらたく}氏を先頭として新製品開発を積極的に行うことで、事業課題の解決に取り組んできた。今後は、「美容、健康、エチケット」をキーワードとした製品開発を進めるとともに、市場動向に応じた生産設備の拡大も視野に入れながら、更なる売上、利益の向上を目指している。



同社の藤原拓^{ふじわらたく}社長

事例 3

株式会社大日電子

信頼性の高い技術力により、様々な分野において高品質な製品を提供し続ける 通信機器メーカー

株式会社大日電子（吹田市江の木町、従業員数30名、資本金1,000万円）は、無線機器をはじめとする自社ブランドの通信システムの設計・製造・販売と、それらの保守業務を行う企業である。自社設計による非常に多彩な開発機器を誇り、医療用ヘリコプターに搭載する「心電図電送システム」や、「緊急地震速報装置」を日本で初めて実用化したという実績を持つ。また、列車無線システムや、消防無線、防災無線、ダム放流警報システム、各種遠隔制御装置及び操作器などの製品の信頼性は高く、国土交通省、警察署、消防庁などに納入されており、特に、関西電力等の電力会社や、電鉄会社とは直接取引を行っている。

信頼性の高い技術は宇宙でも活躍している。東大阪市の中小企業で作り上げた人工衛星「まいど1号」には同社のアマチュア無線制御部や雷のセンサー装置などが使用されているが、同社の技術により、打ち上げの振動に耐え、過酷な宇宙環境でも正確に動作する装置の製作を可能としている。また、ISS（国際宇宙ステーション）の実験棟で行われたGLIMS-MISSION（グリムズミッション）においては、同社製の雷観測装置がJAXAからの注文で納入され、宇宙空間における3年間の運用実績がある。

同社では、機器の新規開発やシステム設計、装置の製造・販売・保守メンテナンスまで、一貫して自社での対応を可能としているが、早くから三次元CADやシミュレーションシステムを導入し、時間と試作コストを削減することで顧客にも喜ばれているほか、大学との産学連携研究開発にも積極的に取り組んでおり、「提案力と小回りの良さで、小さく始めて大きく育てる」という精神の下、次世代ニーズに向けての技術開発も進行している。また、企業理念として「企業の品質は人」を掲げ、社員は毎朝始業から15分間、社内の大掃除を行っており、整理整頓の行き届いた社内は作業の効率化にも寄与している。

このように、同社では毎日のこと、未来のことにバランス良く取り組み、一つの事への追求と夢への挑戦を続けることで、社会貢献できる企業を目指している。



すぎもとひでお
同社の榎本日出夫社長

事例 4 デコラティブシステム株式会社

車両マーキング広告をはじめとするサイン、内装、看板事業でビジネスチャンスを取り込み成長している中小企業

デコラティブシステム株式会社（吹田市岸部南、従業員数95名、資本金1,600万円）は、昭和55年（1980年）に同社社長の鶴見芳令氏が独立創業した企業であり、創業以来、スリーエムジャパン株式会社の販売代理店として、主に車両マーキングフィルムの施工などを行っている。

車両マーキングフィルムは、従来は文字のみの印刷がほとんどであったが、最近では様々なグラフィックに進化している。そのため、大量生産品ではなく、顧客からの要望に応じたオーダーメイドであることが多く、施工技術も含めてそれらの要望に応えるための積極的な人材育成が同社の業績を支えている。また、フィルムの製作加工から施工販売までを一貫して行う業者は、西日本においては同社がリーディングカンパニーであり、顧客の要望にも柔軟に対応することができるという強みを持っている。

今後、平成32年（2020年）の東京オリンピックの開催に向けて、同社においては、車両マーキングはもちろん、外国人が多く訪れる空港、公共施設、駅など様々な場所における外国語表記を含めたサイン、標識等の事業拡大を計画している。同社総務部担当役員の谷口伸世氏は「東京オリンピックは世界標準のまちをつくるきっかけになる。」と語り、新たなビジネスチャンスの取り込みに意欲を燃やしている。



つるみよしはる
同社の鶴見芳令社長

事例 5

株式会社電子技販

部品調達力と優れた製造技術を併せ持ち、独自のビジネス展開を行っている 基板メーカー

株式会社電子技販（吹田市豊津町、従業員数15名、資本金2,000万円）は、電子部品の調達力を活かした電子機器の受託生産を主力事業として行っている企業である。

同社は昭和45年（1970年）に電子部品の商社として創業したが、電子機器の受託生産を始めて以降は下請けからの脱却が課題となっていた。そのため、従来まで下請けとして行っていた基板の実装だけでなく、基板の開発・設計段階から自社で行うこととし、小ロット多品種生産に対応することでものづくりによる付加価値を高めていった。また、同社社長の北山寛樹氏は「新しいビジネスを生み出すには自ら勉強しなければならない。」と語り、新事業展開のために自ら大阪府立大学大学院に通いMBAを取得し、行政の支援も効果的に活用しながら、試作ステーション（研究開発用基板試作の4工程を最速2日で提供）や超ファインピッチFPC（基板の高密度化・小型化）などの事業化に成功している。

商社としての部品調達力と、ものづくり企業としての製造技術を併せ持った企業としてこれまで成長してきた同社であるが、平成26年（2014年）には、基板デザインを活用した初の自社商品である雑貨ブランド「moeco」の開発により、初のBtoC事業への展開を行っている。その中から生まれた「FLASH東京回路線図iPhoneケース」は、平成27年（2015年）8月に、経済産業省のクールジャパンによる地域活性化推進のためのプロジェクト「TheWonder500」において、日本が誇るべき優れた地方産品500商材に選定されるとともに、同年9月の「第54回大阪インターナショナル・ギフト・ショー秋2015」の新製品コンテストにおいては、新製品部門の大賞を受賞している。北山社長は、「今後は、「moeco」を電子機器の製造、販売に続く三つ目の事業の柱として確立し、更なる業績の改善と企業ブランドの向上を図っていきたい。」と語っている



きたやまひろき
同社の北山寛樹社長

事例 6 株式会社日本スペリア社

「鉛フリーはんだ」の開発により、特許ビジネスを新たな事業の柱として確立した
はんだメーカー

株式会社日本スペリア社（吹田市江坂町、従業員数100名、資本金9,000万円）は、はんだ等の金属接合材料の製造を行っている企業である。

はんだの成分には鉛が含まれていたが、平成18年（2006年）に欧州においてRoHS（ローズ）指令が施行されたことにより、それ以降、鉛を含むはんだを使用した電気製品を欧州へ輸出することができなくなった。そのため同社の業績も大きく落ち込んだが、そういった中で、同社社長の西村哲郎氏が長年の研究と試行錯誤の末、鉛を含まない鉛フリーはんだ「SN100C」の開発と特許の取得に成功した。

同社本社営業部長代理の白藤研史氏が「SN100Cが開発されてから、日本スペリア社の第二章が始まった。」と語っているように、SN100Cの開発後、世界に広がるユーザーへ商品供給を安定的に行うため、海外のはんだメーカーとライセンス契約を結ぶことにより、同社においては特許ビジネスという新たな事業の柱を確立でき、会社の大きな飛躍につながっている。

同社はそこで得た利益を投資し、豊中市に設置したR&Dセンターにおいて新製品の研究開発を行っているほか、大学との共同研究も継続的に実施し、最先端の技術や考え方を積極的に取り入れている。同社は今年創業50周年を迎えるが、こうしたバックボーンを元にSN100Cに並ぶ主力製品の開発に取り組んでいる。



同社の西村哲郎社長

事例 7

有限会社ベイリーフ

社長のアイデアを活かした製品開発により、プロテクターの自社ブランドを確立した 中小企業

有限会社ベイリーフ（吹田市芳野町、従業員数6名、資本金1,000万円）は、スポーツ用プロテクターやレジャー・トラベル用雑貨などの開発を行っている企業である。

平成10年（1998年）に同社社長の石田夕子いしだゆうこ氏が、スポーツ用品の輸入卸を行っていた家業の一部を独立させる形で創業した。創業当初は海外メーカーの独占代理店としてアクションスポーツ用品の輸入卸を行っていたが、取扱製品を改善するためのアイデアを持ちながらもそれを実現することが困難であった。そこで、独自のアイデアを活かすために自社製品の開発を行い、スポーツプロテクター「鎧」をはじめとする自社ブランドの確立を行ってきた。その後もレジャー・トラベル用雑貨ブランド「ピンクエレファント」など、新たな製品開発も積極的に行っている。

自社開発を行うことで、特にプロテクターについてはユーザーである競技者からの改善要望などを柔軟に製品開発に活かすことができるようになり、用途もウィンタースポーツからオールシーズンに広がるなど、自社ブランドに対する支持層が広がってきている。また、石田社長は既存の製品に満足することなく、常に新しいアイデアを出し続けることで製品の改善や新製品開発に結び付けており、現在は、医療・介護現場で活用できる新たなプロテクターの開発に取り組んでいる。

今後の目標として、石田社長は「製品開発から製造、流通まで全て市内の事業所で連携できるような関係づくりを行い、業績を伸ばして市内雇用への貢献もしていきたい。」と語っている。



いしだゆうこ
同社の石田夕子社長

事例 8 吹田市栄通り商店会

活性化の核となる新店舗の誘致に成功した商店街

吹田市栄通り商店会（吹田市昭和町、会員数20店舗）は、JR吹田駅の東側に位置し、吹田さんくす2番館に隣接する商店街である。同商店会では、昭和28年（1953年）に商店街を現在の名称に改名して以降これまで活動を継続しており、平成20年（2008年）には、近隣の大阪学院大学の学生との交流をきっかけとして「学生を応援する街」を掲げ、学生に対する割引サービスを提供しているほか、大阪大学や関西大学の落語研究会の学生などによる「すいた落研寄席」を毎年開催するなど、商店街としての独自の活動を積極的に行っている。

しかし近年においては、会員店舗数の減少などにより商店街の人通りも減少傾向にある中で、特に、活用されないまま長年放置されている空き店舗の活用が課題となっていた。そこで、同商店会会長の阪田孝次郎氏は、商店街の活性化のため、所有者に対して空き店舗の活用に向けた交渉を開始した。そして阪田会長の約3年間にわたる粘り強い交渉の結果、所有者による土地の売却と新たな店舗の誘致に成功した。

この場所で平成27年（2015年）11月に開店したコンビニエンスストアのファミリーマートは、店舗の2階にイートインスペースを設置しているが、ここでは同商店会主催の「すいたエンタメ教室」が開催されるなど地域住民のコミュニティースペースとしても解放されており、今後も様々な催しに活用することで、地域住民が集まる憩いの場となることが期待されている。阪田会長は「魅力的な店舗が立地することで人通りが増え、既存の商売人が再び活気付けば、商店街全体の活性化につながる。」と語る。



同商店会の阪田孝次郎会長

事例 9

ディオス北千里専門店会

「地域になくてはならない存在」を目指して取組を続ける商店街

ディオス北千里専門店会（吹田市古江台、会員数43店舗）は阪急北千里駅前において、昭和42年（1967年）頃から千里ニュータウンの開発とともに発展してきた商店街である。地域住民の高齢化や近隣における大型商業施設の立地など、商店街が様々な課題を抱える近年において、同専門店会会長の山本光平氏は「地域になくてはならない商店街」づくりを目指し、これまでに地域貢献のための様々な取組を進めてきた。

具体的には、地域に関心を持つ人たちが自由に参加できる「北千里地域交流研究会」において地域課題の発見及び共有を行い、その解決のために、買い物ポイント「ゆめシール」を活用した同専門店会からの寄付金を活用することにより、これまでに地元中学校での太陽光発電施設の設置や置き傘の設置などを実現している。また、同専門店会の全ての店舗を「こども110番の家」に登録するとともに、「緊急速報メール」の配信を行うことで地元小中学校の保護者にとっての安心安全なまちづくりにも貢献しているほか、平成25年（2013年）にはFM千里のサテライトスタジオをオープンしている。このスタジオでは、北千里のまちの魅力を発信する一方で、災害発生時には日頃からラジオを視聴している地域住民に対して速やかに災害情報を伝えることで、地域の減災につながる仕組みを備えている。

このように同専門店会は、地域に寄り添った貢献活動を通じて、結果的に商店街への集客とその活性化につなげてきた。今後も商店街を取り巻く環境が一層厳しさを増していく中で、山本会長は「次の50年先に向けて地域活性化のモデルとなる商店街をつくりたい」と語り、同専門店会独自の商店街づくりを目指している。現在は特に、近隣大学生と連携した商店街でのイベント企画やSNSでの情報発信などを行うとともに、音楽イベントを中心に地元アーティストの夢を実現する場を提供するなど、積極的に新たな取組を続けている。



山本光平
同専門店会の山本光平会長

第4章

ビジョンにおいて目指すべき方向性

第4章 ビジョンにおいて目指すべき方向性

本章では、本ビジョンにおける基本理念として、本市が商工振興施策の推進を通じて実現すべき将来像と、その将来像を実現するために必要となる五つの基本方針を示す。また、それら五つの基本方針については、今後本市が推進すべき商工振興施策を明確化するために、それぞれの方針に沿った施策への具体化を行う。

第1節 基本理念及び基本方針



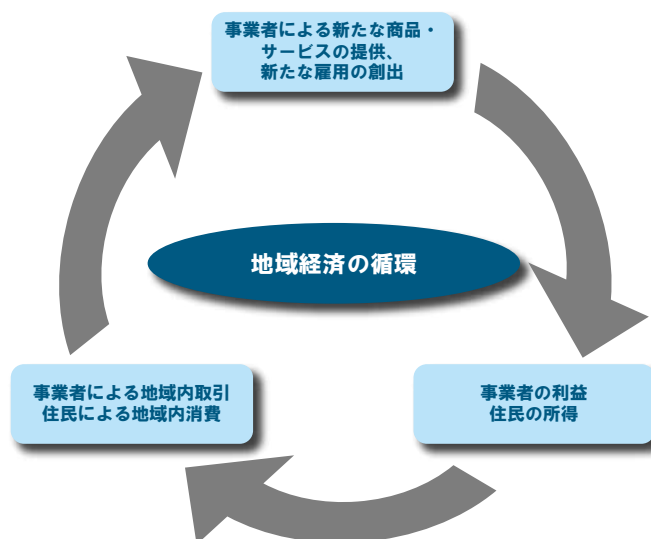
(1) 基本理念

地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造

本市が将来にわたって持続的に発展し、快適な市民生活を支えていくためには、地域の事業者による事業活動や地域コミュニティの核となる商業地の活性化を支援するとともに、市民生活の基盤となる雇用の創出を促進することにより、都市の活力を創造していくことが必要である。国内においては現在、人口減少、少子高齢化、海外との競争激化、情報技術の発達、就業構造の変化等の経済及び社会構造の変化により、中小企業者をはじめとする事業者の経営環境は厳しさを増している。それは本市においても例外ではなく、そういった状況の中で、都市の活力を創造する商工業の振興に向けた取組の重要性はますます高まっている。

本市においては、平成21年（2009年）4月に、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針等を定めた「吹田市産業振興条例」を施行しており、同条例においては「産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与すること」を目的としている。特に「地域経済の循環及び活性化」については、行政や経済団体等だけでなく、地域における大型店を含む大企業者、金融機関などが中小企業者をはじめとする事業者の発展を支援することにより、新たな商品、サービスの提供や新たな雇用の創出を促進し、そのことが新たな取引や消費の拡大につながり、事業者の更なる発展を実現するという一連の循環を生み出すことで、地域経済を活性化しようとする重要な考え方である。また、そのための産業の振興の推進にあたっては、同条例の基本理念にも掲げられているとおり、行政、市民、事業者及び経済団体等による協働、事業者の自助努力及び創意工夫、そして市内事業者の大部分を占める中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展が不可欠である。

本ビジョンにおいては、上記の考え方に基づき、「地域経済の循環及び活性化による都市活力の創造」を基本理念として掲げ、その実現を目指して、平成37年度（2025年度）までの今後10年間ににおける本市の商工振興施策の方向性と推進のあり方を示す。



(2) 基本方針

◆ 基本方針Ⅰ

地域経済の新たな担い手の創出 — innovation —

本市においては、利便性の高い立地環境などから全国的に見ても高い開業率を有しており、また、開業率が廃業率を上回っていることから、市内事業所数の増加にもつながっている。今後、地域経済の活性化を推進していくにあたっては、強みである開業率を更に高めるとともに、事業者が成長分野への業態転換や円滑な事業承継などを行うことができるよう支援することで、産業の新陳代謝を促し、多様な産業の創出と市内雇用の拡大につなげていくことが必要である。そのために、市内における創業者の発掘と創業及び第二創業の促進、また創業後間もない事業者に対する事業継続支援に取り組むとともに、商店街等においては、空き店舗を活用した創業者の出店による組織活性化などを支援することで、地域経済の新たな担い手の創出を図る。

◆ 基本方針Ⅱ

地域に根付いた産業集積の維持及び拡大 — cluster —

本市においては、市域南部を中心に事業所が集積している一方で、住工混在などの操業環境の悪化による事業所の市外移転が進んでおり、事業所数の減少の一因となっている。今後の対策として、既存事業所の市外移転を防ぐことはもちろん重要であるが、事業所がやむを得ず移転してしまった場合には、その跡地を再び事業用地として活用していくことも重要である。そのために、本市の強みである交通利便性の高い立地環境や、豊富な若手人材を輩出する大学が集積している利点等を活かし、新たな雇用や取引を生み出す成長企業の誘致を進めるとともに、市内への定着を支援することで、地域に根付いた産業集積の維持及び拡大を図る。

◆ 基本方針Ⅲ

地域経済を支える中小企業者の育成 — development —

本市の産業振興においては、事業所数及び従業者数の大部分を占め、地域経済を支えている中小企業者の発展が不可欠である。しかしながら、人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化による競争激化などの厳しい経営環境の中で、市内の中小企業者、とりわけ小規模企業者をはじめとする多くの事業者が、事業活動における様々な課題を抱えている。その一方で、独自の技術開発などによるイノベーションに積極的に取り組み、継続的な成長を実現している中小企業者も存在している。本市においては、それら様々な中小企業者の現状把握を進め、各事業者の実態に応じた効果的な支援を行うことで、市内産業の底上げと成長企業の更なる育成を図る。

◆ 基本方針Ⅳ

地域に根付いた魅力ある商業地づくり — community —

郊外型の大型商業施設の立地や都市の再開発による商業機能の集積など、本市の内外において、地域商業を取り巻く環境は刻々と変化している。そういった状況の中で、市内の商業地においては、消費者に対する利便性の向上や安心安全の確保、魅力ある個店の集積など、地域住民のニーズへの更なる対応が求められており、また、市内の商業地が地域に根付くためには、商業者や地域住民が互いに交流を図ることのできる地域コミュニティの核としての機能も必要とされている。そういったことから、本市においては、商業者による組織活動の活性化や地域住民との協働による取組を支援することなどにより、地域に根付いた魅力ある商業地づくりを図る。

◆ 基本方針Ⅴ

地域における事業活動の活性化に向けた環境整備 — platform —

本市においては、行政及び経済団体等による産業振興を目的とした様々な施策が講じられているが、それらの施策を含め、中小企業者をはじめとする市内事業者の事業活動にとって必要な情報については、必ずしも適切に行き届いているとは言えない状況がある。今後、支援を必要とする事業者が必要な情報を得ることができるよう、行政と経済団体等が連携し、支援施策等についての情報発信機能を強化するとともに、あらゆる機会を通じて、事業者同士あるいは事業者と行政、市民、大学、研究機関等との交流及び連携を支援し、多様なネットワークの形成を促進していくことで、市内事業者の課題解決と事業活動の更なる活性化に向けた環境整備を図る。

第2節 基本方針に基づく商工振興施策

◆ 基本方針Ⅰ 地域経済の新たな担い手の創出 — innovation —

【施策Ⅰ】 創業の促進及び創業者の事業継続に対する支援

創業者の事業継続支援のための補助金の交付、創業者育成のための交流会の開催、商店街等における空き店舗活用に対する補助金の交付 など

◆ 基本方針Ⅱ 地域に根付いた産業集積の維持及び拡大 — cluster —

【施策Ⅱ】 地域経済の循環及び活性化に資する企業誘致の推進

企業の新規立地に対する奨励金の交付、立地企業が地域に根付いた事業活動を継続するための補助金の交付 など

◆ 基本方針Ⅲ 地域経済を支える中小企業者の育成 — development —

【施策Ⅲ】 中小企業者の経営の安定、販路開拓及び人材育成に対する支援

企業訪問による情報提供及び情報収集、中小企業者の事業活動支援のための補助金の交付、中小企業者に対する情報提供のためのセミナーの開催 など

◆ 基本方針Ⅳ 地域に根付いた魅力ある商業地づくり — community —

【施策Ⅳ】 商業者等による組織活動及び商業地の活性化に対する支援

商店街等による組織活動の活性化のための事業活動又は商業共同施設の設置等に対する補助金の交付、商業者又は商業団体に対する各種相談受付、駅周辺のまちづくりに対する支援 など

◆ 基本方針Ⅴ 地域における事業活動の活性化に向けた環境整備 — platform —

【施策Ⅴ】 行政による情報発信及び市民、事業者並びに経済団体等による交流の促進

企業訪問、セミナーの開催、冊子の発行等による行政からの情報提供、企業間連携又は産学連携を促進するための補助金の交付 など

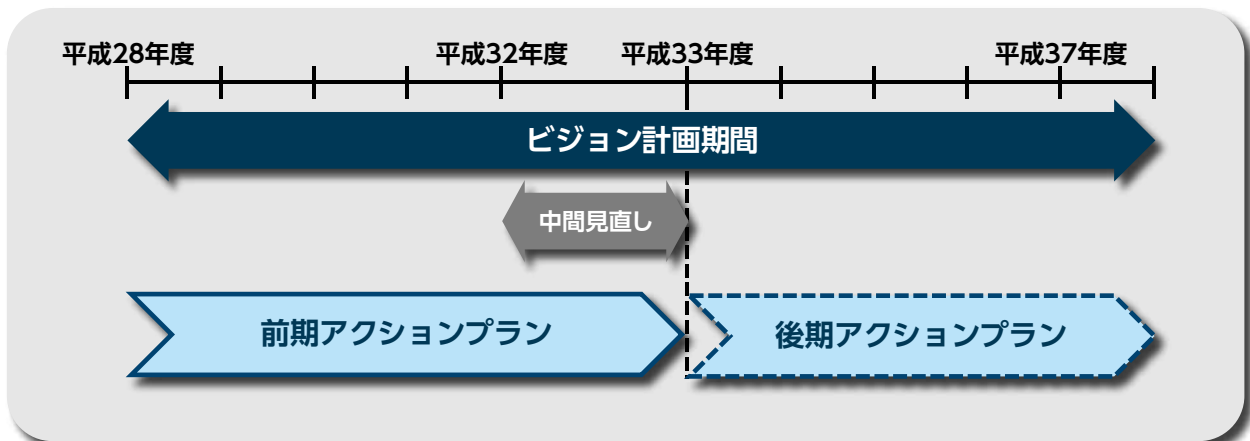
第5章

施策推進のためのアクションプラン

第5章 施策推進のためのアクションプラン

本章では、施策推進のためのアクションプランとして、平成32年度（2020年度）までの5年間、前章で示した五つの施策をそれぞれ推進していくための具体的な事業について、事業内容、事業実施の方向性、事業の成果を表す指標及び各年度における目標値を示すとともに、今後実施を検討すべき新たな取組については、その実施に向けた考え方を示す。また、それらの事業実施を踏まえて、五つの施策についてそれぞれの成果を表す指標を設定するとともに、平成32年度（2020年度）末における目標値を掲げる。

なお、第1章で述べたとおり、今回は平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間を計画期間とする前期アクションプランを策定し、本ビジョンの中間見直しを行う平成32年度（2020年度）に改めて、平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）までの5年間を計画期間とする後期アクションプランの策定を行う。



第1節 事業別アクションプラン

本節では、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間において、前章で示した五つの施策をそれぞれ推進していくために、事業別アクションプランとして、現在実施している主要事業についての事業内容、事業実施の方向性、事業の成果を表す指標及び各年度における目標値と、今後実施を検討すべき新たな取組についての考え方を示す。

【施策Ⅰ】 創業の促進及び創業者の事業継続に対する支援

施策に基づき実施している主要事業

No.	事業名称
①	創業支援型事業所賃借料補助金
②	起業家交流会（施策Ⅴ）
③	創業・中小企業振興支援事業補助金（施策Ⅲ）
④	開業支援利子補給金
⑤	商店街等魅力向上促進事業補助金（施策Ⅳ）
⑥	商業相談（施策Ⅳ）
⑦	産業競争力強化法に基づく創業支援事業

主要事業別アクションプラン

①	事業名称	創業支援型事業所賃借料補助金
事業内容	市内における新規創業の促進と創業者の事業継続支援を目的として、本市が地域経済の循環及び活性化に資する旨の認定を行った創業計画を実施する者を対象に、市内において新たに開設する事業所に係る賃借料の月額2分の1を補助する（補助対象期間12ヶ月間、補助上限額月額5万円）。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 新規認定件数 4件 補助金交付件数 4件（交付額合計 1,100,000円） 	
平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 事業実施の方向性		
各年度、4件以上の新規認定を目標として創業を促進していくとともに、補助対象者に対しては、12ヶ月間の補助対象期間終了後も継続的な状況把握と事業継続支援を行っていく。また、新規創業者の発掘及び補助対象者の事業継続に対するフォローについては、すいた経営革新支援センター（SaBiC）との連携を図る。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
創業計画の新規認定件数		4件以上
補助金交付事業者の廃業件数		0件

②	事業名称	起業家交流会
事業内容	市内における新規創業の促進と創業者の事業継続支援を目的として、創業者及び創業予定者等による交流、学びの場を提供するための起業家交流会を、江坂地域と阪急吹田地域を会場として、1年度につき4回開催する。起業家交流会の企画及び運営等については、市内起業者を中心に組織する吹田市起業家交流会実行委員会が担っている。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	起業家交流会開催回数 4回(延べ参加者数 174名)	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性		
各年度、江坂地域と阪急吹田地域においてそれぞれ2回ずつ合計4回開催していく中で、各回概ね40名の参加を目標とする。また、できるだけ多くの新規参加者を獲得するため、参加者の募集については市内全域に広く周知を行っていく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
起業家交流会参加者数		延べ160名以上(各回40名以上)

③	事業名称	創業・中小企業振興支援事業補助金
事業内容	市内における創業の促進と中小企業者の振興を図ることを目的として、吹田商工会議所を対象に、創業塾や経営革新事業などの諸事業の実施に要した費用の2分の1を補助する(補助上限額300万円)。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付額 3,000,000円 (補助対象事業 創業塾、経営革新塾、産産学ビジネスマッチングフェア、経営改善のための講習会・セミナー、専門家派遣事業、専門相談事業など) 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性		
補助の対象となる諸事業については、多くの市内事業者が参加、活用している実績があり、一定の効果が認められるため、引き続き現状の範囲内で補助金の交付を行うことにより、吹田商工会議所による継続的な事業実施を支援していく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
吹田商工会議所が実施する諸事業の実績が成果となるため、本アクションプランにおける成果指標の設定は行わない。		各年度、補助金を最大限活用することにより、吹田商工会議所において創業の促進や中小企業者の振興のための事業が活発に実施されるよう継続的に支援を行う。

④	事業名称	開業支援利子補給金	
	事業内容	市内事業者の開業時の経営の安定を図ることを目的として、大阪府開業サポート資金又は日本政策金融公庫新創業融資の借入者を対象に、取扱金融機関に支払った利子のうち、最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子相当額を補給する（約定利率が年1%を超える場合は年1%として計算した額）。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補給金交付件数 2件 (交付額合計 194,560円) 	
平成28年度 (2016年度)～平成32年度 (2020年度) 事業実施の方向性			
平成25年度 (2013年度) から実施している事業であるが、引き続き補給金の交付を行うことにより、大阪府開業サポート資金又は日本政策金融公庫新創業融資の借入者の利子負担の軽減を図ることで、市内事業者の開業時の経営の安定に資することが期待できる。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
補給金交付件数		30件以上	

⑤	事業名称	商店街等魅力向上促進事業補助金	
	事業内容	経営改善やまちづくりの視点から取り組む先導的な事業を実施する市内商業団体、大学、NPO等との連合組織を対象に、事業の実施に要した費用の4分の3を補助する（補助上限額200万円）。また、商店街等の空き店舗を借り上げてチャレンジショップ等として活用する市内商業団体を対象に、改装工事や広告宣伝に要した費用の2分の1を補助する（補助上限額併せて300万円）。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数 5件 (うち1件が空き店舗活用事業) (交付額合計 8,890,126円) 	
平成28年度 (2016年度)～平成32年度 (2020年度) 事業実施の方向性			
先導的事业については、引き続き補助金を交付することにより魅力的なまちづくりを促進していく。空き店舗活用事業については、補助金の交付件数がこれまで毎年度1件から2件にとどまっているが、各年度4件以上の交付を目標として、商店街等における空き店舗の減少を目指すとともに、新しい業種を呼び込むことで魅力の向上が図られるよう支援を行っていく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
商店街等における空き店舗の減少数		4件以上	

⑥	事業名称	商業相談	
事業内容	市内商業者の経営体質の強化や経営近代化の促進を図ることなどを目的として、市内商業者又は商業団体等を対象に、中小企業診断士の資格を持つ商業相談員による庁内相談（毎月第3木曜日）及び庁外相談（毎月第2及び第4木曜日）を実施する。		
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 相談実施件数 75件 (37団体) 		
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
事業内容を広く周知することで、より多くの市内商業者や商業団体等に対する経営相談等を継続して行っていく。また、創業希望者などに対しては、事業計画の作成相談等を実施することで、市内における創業の促進と人材育成にも寄与するよう支援を行っていく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
相談を受けた者の数		延べ80名以上	

⑦	事業名称	産業競争力強化法に基づく創業支援事業	
事業内容	市内における新規創業の促進と創業者の事業継続支援を目的として、吹田市、吹田商工会議所及び日本政策金融公庫吹田支店が構築した「すいた創業支援ネットワーク」において、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受け、3者が互いに連携して様々な創業支援事業を実施する。		
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者数 延べ369名 創業者数 延べ75名 		
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
各年度の支援対象者数の目標を300名、創業者数の目標を60名として、創業塾、女性創業塾、専門家派遣及び起業家セミナーをはじめとする各種創業支援事業を実施していく。なお、創業支援事業の計画期間は平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年度間である。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
創業支援事業に基づく支援を受けた者の数		300名以上	
支援を受け創業した者の数		60名以上	

今後実施を検討すべき新たな取組など

◆ 支援の対象となる市内創業者の掘り起しの強化

創業支援を推進していくにあたっては、創業者に対して支援施策等の情報提供を行い、その活用を促進していくことが必要である。今後、より多くの支援対象者に対して情報提供を行うために、すいた創業支援ネットワークの活用やその他経済団体等との連携を図ることなどにより、市内における創業者又は創業希望者の掘り起しの強化に努めていく。

◆ 創業の基礎となる考え方の習得に対する支援の強化

創業支援において質の高い創業者を生み出していくためには、主要事業において実施している補助金や融資などによる資金面の支援だけではなく、経営理念や事業計画書の作成など、創業の基礎となる考え方の習得に対する支援が不可欠である。現状ではすいた経営革新支援センター（SaBiC）における相談支援や吹田市と吹田商工会議所との連携による創業塾や女性創業塾などが実施されているが、より多くの創業者又は創業希望者が支援を受けることができるよう、今後は他の経済団体や民間の創業支援機関等との連携による新たな支援の実施についても検討を行う。

◆ 第二創業の促進に向けた事業承継支援

業績不振に陥っている既存の中小企業者、小規模企業者においては、新たな経営者を迎え、業態の転換や新分野への進出による事業活動の再生を図っていくことも重要である。そのため、今後そのような第二創業の促進に向けた円滑な事業承継を行うための支援の実施についても検討を行う。

◆ すいた創業支援ネットワークにおける更なる連携強化

吹田市、吹田商工会議所、日本政策金融公庫吹田支店の3者の連携によるすいた創業支援ネットワークにおいては、現状では3者が連携し、すいた経営革新支援センター（SaBiC）を中心とした相談体制の構築に取り組んでいるとともに、主に各連携主体が独自の事業展開を行っているところであるが、今後、連携のメリットを活かした更なる支援を行っていくためには、3者が特定の創業者を集中的にバックアップできるような、事業レベルでのより一層踏み込んだ連携体制について検討していくことも必要である。

◆ 府内創業支援機関ネットワークにおける情報収集

平成25年度（2013年度）に大阪府を中心として、本市を含めた府内の自治体や創業支援機関による府内創業支援ネットワークが立ち上げられた。当該ネットワークにおいては、立ち上げ以降定期的にネットワーク会議が開催され、大阪府の施策をはじめ各創業支援機関の取組について情報交換が行われてきたところであるが、今後も引き続きネットワークへ参画し、本市が創業支援を行うにあたって必要な情報収集に努めていく。

【施策Ⅱ】 地域経済の循環及び活性化に資する企業誘致の推進

施策に基づき実施している主要事業

No.	事業名称
①	企業立地促進奨励金
②	地元雇用促進補助金
③	地元企業発注促進補助金
④	企業定着型環境配慮事業補助金
⑤	地元企業等共同研究開発事業補助金 (施策Ⅴ)

主要事業別アクションプラン

①	事業名称	企業立地促進奨励金
事業内容	市内における産業集積の促進を目的として、「吹田市企業立地促進条例」に基づき、本市が指定する地域において、本市が指定する事業所の新設又は拡張を行った事業者を対象に、立地後に新たに課税される固定資産税の2分の1相当額の奨励金を交付する(交付対象期間5年度間、交付上限額年額1億円)。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金交付対象者認定件数 なし 奨励金交付件数 なし 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性		
事業を開始した平成25年度(2013年度)以降、これまでに制度の活用実績がないため、平成28年度(2016年度)中に条例の改正を含め、本市における事業所の立地環境により応じた制度設計の見直しに向けた検討を行い、同年度以降更なる産業集積の促進に向けた制度運用を行っていく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
奨励金交付対象者認定件数 (奨励金の交付は翌年度以降)		5件以上

②	事業名称	地元雇用促進補助金
事業内容	<p>市内における雇用機会の拡大を目的として、本市が指定する事業所の新設又は拡張を行った事業者を対象に、新たに操業を開始した日から3年を経過した日において、新たに雇い入れた市民を1年以上継続して雇用している場合に、市民1人につき10万円（障がい者の場合は15万円）を補助する（補助上限額500万円）。</p>	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金交付対象事業者認定件数 2件 （平成29年度（2017年度）補助金交付予定） • 補助金交付件数 なし 	
平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 事業実施の方向性		
<p>市内において事業所の新設又は拡張を行った事業者による、市民の新たな雇用を促進するための制度であり、引き続き補助対象となる事業者に対しては積極的な制度活用を促すことで、立地企業の市内定着と市内雇用の拡大を図っていく。</p>		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
補助金交付対象事業者認定件数 (補助金の交付は3年経過後)		5件以上

③	事業名称	地元企業発注促進補助金
事業内容	<p>市内における企業間取引の拡大を目的として、本市が指定する事業所の新設又は拡張を行った事業者を対象に、新たに操業を開始した日から2年経過後の1年間において、市内企業1社に対して300万円を超える額を発注している場合に、取引先1社につき50万円を補助する（補助上限額500万円）。</p>	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金交付対象事業者認定件数 2件 （平成29年度（2017年度）補助金交付予定） • 補助金交付件数 なし 	
平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 事業実施の方向性		
<p>市内において事業所の新設又は拡張を行った事業者による、市内企業との取引を促進するための制度であり、引き続き補助対象となる事業者に対しては積極的な制度活用を促すことで、立地企業の市内定着と市内取引の拡大を図っていく。</p>		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
補助金交付対象事業者認定件数 (補助金の交付は3年経過後)		5件以上

④	事業名称	企業定着型環境配慮事業補助金
事業内容	市内における企業の定着を目的として、市内に製造拠点等を有する事業者を対象に、周辺地域への騒音、振動又は悪臭を防止軽減するための設備の新規導入等に要した費用の2分の1を補助する(補助上限額500万円)。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数 1件(交付額 2,557,000円) 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性		
市内における住工混在問題の解消を目的とした制度であるが、これまでの制度の活用実績は毎年度1件にとどまっている。引き続き補助対象となる事業者に対する制度の周知及び活用促進を行い、各年度2件以上の制度活用を目標として製造拠点等の市内定着を支援していく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
補助金交付件数		2件以上

⑤	事業名称	地元企業等共同研究開発事業補助金
事業内容	市内における企業間連携又は産学連携による研究開発の促進を目的として、本市の認定を受け、企業又は大学等との共同による研究開発事業を実施する市内企業又は企業団体を対象に、事業に要した費用の2分の1を補助する(補助上限額500万円)。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究開発事業認定件数 3件 補助金交付件数 2件(交付額合計 6,436,000円) 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性		
補助対象事業の募集については各年度1回のみであることから、企業間連携や産学連携を行う可能性のある市内事業者に対しては、事前の制度周知を徹底することで補助対象事業の応募を促し、各年度2件以上の新規認定を目標として、連携による新たな事業の創出を支援していく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
共同研究開発事業の新規認定件数		2件以上

今後実施を検討すべき新たな取組など**◆ 地方拠点強化税制の活用による本社機能の誘致**

大阪府の策定する地域再生計画に参画し、地域再生法に基づく地方拠点強化税制を活用することにより、首都圏（東京23区）を中心とする全国の大都市圏から、市内への本社機能の誘致を進める。

◆ 誘致活動に必要な情報収集機能の強化

市内への企業誘致をより一層進めていくためには、本市の立地環境に応じた奨励金や税制優遇などの制度設計を行うだけでなく、市外の企業動向についての情報収集を行っていくことが必要であることから、今後、そのために有効となる具体的な方策について検討を行う。

また、市内への立地を希望する企業に対しては、民間の用地を含め、企業の要望に応じた事業用地の情報を提供できることが望ましい。それらの情報の把握については非常に困難であるが、必要な情報であることから、今後も引き続き国や大阪府等、また不動産業者や金融機関等の民間事業者とも連携を図りながら情報収集に努めていく。

◆ 北大阪健康医療都市における健都イノベーションパークとの連携

健都イノベーションパークは、国立循環器病研究センターを中心とするオープンイノベーションの実現や健康・医療関連産業等との連携を創出する場として、企業、大学及び研究機関等の誘致が進められている。地域の企業にとってもビジネスチャンスの拡大につながる取組であることから、今後、市内企業に対して医工連携、産学連携等の促進及び支援を行う。

【施策Ⅲ】 中小企業者の経営の安定、販路開拓及び人材育成に対する支援

施策に基づき実施している主要事業

No.	事業名称
①	企業情報収集・支援事業 (施策Ⅴ)
②	知的財産権取得事業補助金
③	展示会等出展事業補助金
④	中小企業ホームページ作成事業補助金
⑤	中小企業セミナー (施策Ⅴ)
⑥	中小企業資金融資事業
⑦	創業・中小企業振興支援事業補助金 (施策Ⅰ)

主要事業別アクションプラン

①	事業名称	企業情報収集・支援事業
事業内容		行政による支援施策等の周知及び活用促進や、事業者の事業実態、課題及び行政に対する要望並びにニーズ把握等の情報収集を行うことを目的として、専任の企業情報収集員1名を配置し、中小企業者を中心とする市内企業を訪問し、企業代表者等との面談を行う。
平成26年度 (2014年度) 事業実績		・訪問企業件数 207件
平成28年度 (2016年度)～平成32年度 (2020年度) 事業実施の方向性		
各年度、訪問企業件数300件以上を目標として、製造業及び卸売業を中心に市内企業を幅広く訪問し、行政による支援施策を中心とした情報提供及び本市の中小企業支援施策の基礎となる市内企業の実態把握並びに情報収集に努めていく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
訪問企業件数		300件以上 (うち新規訪問件数50件以上)

②	事業名称	知的財産権取得事業補助金	
事業内容	市内事業者の新技术又は新製品の開発による企業価値及び資質の向上を目的として、特許権又は実用新案権を取得した市内中小企業者を対象に、取得に要した費用の2分の1を補助する(特許権の取得に係る補助上限額20万円、実用新案権の取得に係る補助上限額10万円)。		
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数 3件 (交付額合計 410,000円) 		
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
特許権又は実用新案権の取得に積極的な市内中小企業者への制度周知を重点的に行い、各年度4件以上の補助金交付を目標として、市内中小企業者による新技术又は新製品の開発を促進していく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
補助金交付件数		4件以上	

③	事業名称	展示会等出展事業補助金	
事業内容	市内事業者の新技术又は新製品等の販路開拓支援を目的として、本市が指定する展示会又は見本市等に出展した市内中小企業者を対象に、出展に要した費用の2分の1を補助する(補助上限額20万円)。		
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 出展事業計画承認件数 15件 補助金交付件数 15件 (交付額合計 2,117,000円) 		
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
出展事業計画の募集については各年度1回のみであることから、市内中小企業者に対する事前の制度周知を徹底し、各年度10件以上の補助金交付を目標とする。また、予算の範囲内での効果的かつ幅広い補助金交付に向けて、交付対象事業者の選定基準については継続的に改善を図っていく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
補助金交付件数		10件以上	

④	事業名称	中小企業ホームページ作成事業補助金	
	事業内容	市内事業者の情報発信及び販路開拓支援を目的として、本市に登録されている市内業者に委託して新規にホームページの作成を行った市内中小企業者を対象に、委託に要した費用の2分の1を補助する(補助上限額5万円)。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数 11件 (交付額合計 532,000円) 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
現状ではホームページの新規作成のみを補助対象事業としているが、今後、既存ホームページのリニューアルやホームページの追加作成を新たに補助対象事業に加えることを検討するとともに、各年度20件以上の補助金交付を目標として、ホームページを活用しようとする市内中小企業者に対するより幅広い支援を行っていく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
補助金交付件数		20件以上	

⑤	事業名称	中小企業セミナー	
	事業内容	市内事業者の事業活動の活性化に必要となる様々な情報提供を行うとともに、事業者間の交流を促進することを目的として、市内中小企業者を対象に、様々なテーマによるセミナーを開催する。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業セミナー開催回数 6回 (延べ参加者数 89名) 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
社会経済動向や市内中小企業者の要望等に応じて、セミナーのテーマ及び講師の選定を行い、各年度6回程度開催していく中で、各回20名以上の参加を目標とする。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
セミナー参加者数		延べ120名以上(各回20名以上)	

⑥	事業名称	中小企業資金融資事業
事業内容	融資を通じた市内事業者の経営の安定を図ることを目的として、市内中小企業者を対象に、専任の融資相談員による各種融資制度のあっせん等を行うとともに、吹田市小企業者事業資金融資の借入者を対象とした信用保証料の補給（補給上限額 2万円）や、当初12回分の約定返済に係る利子相当額の補給（約定利率が年2%を超える場合は年2%として計算した額）を行う。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> • 小企業者事業資金融資実行件数 22件 (実行額合計 58,600,000円) • 信用保証料補給金交付件数 10件 (交付額合計 176,430円) • 緊急支援利子補給金交付件数 7件 (交付額合計 122,582円) 	
平成28年度 (2016年度)～平成32年度 (2020年度) 事業実施の方向性		
市内中小企業者、特に小規模企業者の経営の安定を図るため、引き続き融資相談員による融資制度のあっせん等を行うとともに、吹田市小企業者事業資金融資の借入者を対象とした信用保証料の補給や利子の一部補給を行っていく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
吹田市小企業者事業資金融資実行件数		25件以上

⑦	事業名称	創業・中小企業振興支援事業補助金
【施策 I】③において記載		

今後実施を検討すべき新たな取組など

◆ 市内事業者のニーズに基づく事業の創出

企業訪問等により把握した市内事業者のニーズのうち、行政による支援が必要であると判断される事項については、新たな事業化に向けた検討を進める。特に、中小企業者向け補助金については、各制度の活用状況に鑑みて、事業者ニーズに基づく補助金の新設や拡充について積極的な検討を行う。

◆ 吹田市事業所実態調査結果に基づく各種支援の検討

平成26年度（2014年度）に実施した吹田市事業所実態調査の調査結果に基づき、市内事業者の抱える課題のうち、特に中小企業者における人材確保、営業力の強化及び販路開拓、また小規模企業者における人材育成及び事業承継について、行政による新たな事業化や経済団体等との連携による支援の実施について検討を行う。

◆ 市内官公需における中小企業者の受注機会の増大に向けた取組

官公需については、市内中小企業者の仕事起こしにつなげていくことが必要であり、本市においてはこれまで、市内中小企業者の契約件数及び契約金額に係る目標設定や、受注機会増大に向けた様々な措置を行ってきたところであるが、今後は更に、企業訪問や経済団体等との連携などを通じた登録業者の拡大に取り組むことなどにより、市内官公需における中小企業者の受注機会の増大に努めていくことが必要である。

◆ 地域経済分析システム（RESAS）の活用

まち・ひと・しごと創生本部による「地域経済分析システム（RESAS）」を活用することにより、市内におけるコネクターループ企業^{※1}、雇用貢献型企業^{※2}、利益貢献型企業^{※3}などの地域中核企業を抽出し、それらの企業を支援することにより地域経済の底上げにつなげるための新たな事業について検討を行う。

- ※1 コネクターループ企業 …… 地域からより多くの仕入れを行い地域外に販売している企業
- ※2 雇用貢献型企業 …… 雇用の創出及び維持を通じて地域経済に貢献している企業
- ※3 利益貢献型企業 …… 利益及び納税を通じて地域経済に貢献している企業

【施策Ⅳ】 商業者等による組織活動及び商業地の活性化に対する支援

施策に基づき実施している主要事業

No.	事業名称
①	商工業団体事業活動促進補助金
②	商店街等商業共同施設設置事業補助金
③	商店街等魅力向上促進事業補助金（施策Ⅰ）
④	商業相談（施策Ⅰ）
⑤	商業活性化コンサルタント派遣事業補助金
⑥	駅周辺活性化事業

主要事業別アクションプラン

①	事業名称	商工業団体事業活動促進補助金
事業内容	市内事業者の組織活動の活性化や地域住民との交流の促進を目的として、調査、研修、催物又は媒体作成の事業を行った市内商工業団体を対象に、事業の実施に要した費用の2分の1を補助する（補助上限額20万円）。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数 15件 (13団体) (交付額合計 2,118,974円) 	
平成28年度 (2016年度)～平成32年度 (2020年度) 事業実施の方向性		
市内商工業団体の調査研究、研修、イベントの開催、ホームページ開設などを支援することにより、団体の事業活動の活性化を促進するための制度であり、引き続き補助対象となる団体に対しては積極的な制度活用を促すことで、市内商工業の活性化を図っていく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
補助金交付件数		18件以上

②	事業名称	商店街等商業共同施設設置事業補助金
事業内容	市民にとって安心安全で快適な商業地づくりを促進することを目的として、アーケード等の商業共同施設の設置や補修等の事業を行った市内商業団体を対象に、事業の実施に要した費用の30%（法人団体）又は15%（任意団体）を補助する（補助上限額500万円）。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数 5件（5団体）（交付額合計 5,370,000円） 	
平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 事業実施の方向性		
平成26年度（2014年度）に、補助対象経費の下限額を一部撤廃するなど、制度内容の改正を行ったことで制度活用の増加につながっている。引き続き補助対象となる団体に対しては積極的な制度活用を促し、商業地における備品及び施設の設置や突発的な補修などにも迅速に対応していくことで、安心安全で快適な商業地づくりを支援していく。		
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など
補助金交付件数		2件以上

③	事業名称	商店街等魅力向上促進事業補助金
【施策Ⅰ】⑤において記載		

④	事業名称	商業相談
【施策Ⅰ】⑥において記載		

⑤	事業名称	商業活性化コンサルタント派遣事業補助金	
	事業内容	市内商業者の組織活動の活性化を目的として、市内商業団体が運営改善や施設整備の検討など専門知識を必要とする場合に、吹田商工会議所を対象に、当該団体へのコンサルタントの派遣に要した費用を補助する（派遣1回につき補助額5万円以内、派遣回数24回以内、補助上限額年額120万円）。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付件数（コンサルタント派遣件数） 3件（3団体） （交付額合計 1,865,000円） 	
平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 事業実施の方向性			
市内商業団体が運営改善や施設整備について検討する際に、専門家による指導や助言の活用を促進するための制度であり、コンサルタントの派遣対象となる団体に対しては、引き続き多様な問題に迅速に対応できるよう、吹田商工会議所との連携を図りながら支援を行っていく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
吹田商工会議所によるコンサルタント派遣件数		2件以上	

⑥	事業名称	駅周辺活性化事業	
	事業内容	市内各駅周辺地域における、商業者と地域住民等との協働による「活力あふれるにぎわいのあるまちづくり」の実現を目的として、地域の特性に応じた商業地づくりを行うための講演会の実施などによる啓発活動を行う。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> JR吹田駅周辺まちづくり講演会の開催 	
平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 事業実施の方向性			
JR吹田駅周辺においては、引き続きNPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会との協働により、地域課題を共有し、商業者を含めた地域住民等にとって安心安全で住み続けたいまちづくりに向けた取組を推進していく。他の地域については、協議会等の設置にこだわることなく、商業者等との意見交換や情報共有を図り、地域の特性に応じた商業地づくりを支援していく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
まちづくり講演会参加者数		40名以上	

今後実施を検討すべき新たな取組など

◆ 市内商業地における外部の力を活用した中長期的なまちづくりに対する支援

市内商業地の活性化に向けては、現状実施している、商店街等やその周辺地域におけるまちづくりのための先導的事業、商店街等における空き店舗の活用、安心安全で快適な商業地づくりのための商業共同施設の整備などに対する支援は引き続き継続していくが、その一方で、商業者自身が時代に即した商業地づくりを進めていくためには、外部からの提案やその実行に向けた協力を得ながら抜本的な対策に取り組んでいくことが求められている。そういったことから、今後、ハード及びソフト両面において商店街等の存続をかけた中長期的なまちづくりを進めていくために、商業者が外部の専門家等を活用し、現状の課題整理を行うとともに、それに基づく活性化プランを策定し、実行していくことのできる仕組みづくりに対して支援を行っていくことが必要である。

◆ 個店の魅力向上に向けた情報提供及び支援

個店の集積である商店街等の魅力の向上には、魅力ある個店を増やすことが重要であり、そのためには、空き店舗の活用や、既存店舗における魅力ある品揃え、売場の改善、消費者とのコミュニケーションを通じたサービス等の提供などにより、消費者に支持される店舗づくりを進めていくことが必要である。その実現に向けて商店街等が全体で取り組むことができるよう、必要な経営スキルを学ぶための研修の受講などについての情報提供や、国や大阪府等の制度活用についての働きかけを行うとともに、本市独自の支援の実施についても検討を行う。

◆ 不動産の所有と使用の分離による使用権の一元化とマネジメント組織づくりに対する支援

商店街等の市内商業地においては、不動産の所有と使用を分離することにより使用権を一元化するとともに、テナントミックスによる消費者ニーズに応えた業種や機能を誘導するためのマネジメント組織づくりに対して支援を行っていくことが必要である。

【施策Ⅴ】 行政による情報発信及び市民、事業者並びに経済団体等による交流の促進

施策に基づき実施している主要事業

No.	事業名称
①	起業家交流会（施策Ⅰ）
②	企業情報収集・支援事業（施策Ⅲ）
③	地元企業等共同研究開発事業補助金（施策Ⅱ）
④	中小企業セミナー（施策Ⅲ）
⑤	夏休み子ども体験学習講座
⑥	吹田産業フェア事業
⑦	情報発信事業

主要事業別アクションプラン

①	事業名称	起業家交流会
【施策Ⅰ】②において記載		

②	事業名称	企業情報収集・支援事業
【施策Ⅲ】①において記載		

③	事業名称	地元企業等共同研究開発事業補助金
【施策Ⅱ】⑤において記載		

④	事業名称	中小企業セミナー
【施策Ⅲ】⑤において記載		

⑤	事業名称	夏休み子ども体験学習講座	
	事業内容	将来の市内産業を担う人材育成を行うことを目的として、市内在住の小学5年生児童を対象に、夏休み期間中の1日を活用して、講座や工場見学等を通じて市内産業の実態と産業振興の重要性を伝える。事業の実施については、特定非営利活動法人すいた環境学習協会に業務委託を行っている。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み子ども体験学習講座参加人数 24名 (会場 オリエンタル酵母工業株式会社大阪工場) 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
講座の開催は年度につき1回で参加児童の定員は24名となっており、各年度、参加できる児童数が限られている中で、引き続き大学教授や市内工場の協力を得ながら、将来の市内産業を担う人材育成につながるよう、より効果的な講座の開催に努めていく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
参加児童数		24名	

⑥	事業名称	吹田産業フェア事業	
	事業内容	市内事業者による製品等の展示販売や各種イベントを通じ、地元産業を紹介することを目的として毎年5月に開催される吹田産業フェアについて、主催者である吹田産業フェア推進協議会を対象に、開催に要した費用の概ね2分の1を補助するとともに、大阪府による「大阪ものづくり優良企業賞」や「なにわの名工」などの表彰を受けた市内事業者を対象に、本市による表彰を行う。	
	平成26年度 (2014年度) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 第31回吹田産業フェア開催状況 参加事業所数 94事業所 来場者数 54,000人 	
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) 事業実施の方向性			
吹田産業フェアは、市内事業所が一堂に会し地元産業を多くの来場者に紹介する場として定着したイベントであることから、引き続き、主催者に対しては補助金による支援を行うとともに、優れた技能や高度な技術等を有する優良な市内事業者及び従業者に対しては本市からの表彰を行っていく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
吹田産業フェア出展事業所数		90事業所以上	
吹田産業フェア来場者数		5万人以上	

⑦	事業名称	情報発信事業	
事業内容		行政による産業振興施策等の情報発信を行うことを目的として、市内商工業者を対象に、補助金制度、融資制度又は催事等についての情報を定期的に広く紹介するための商工ニュースの発行（年4回）、本市及び吹田商工会議所等が実施する様々な商工振興施策を広く紹介するための商工施策ガイドブックの発行（隔年）、FAXによる商業情報の提供（月1回以上）を行う。	
平成26年度 (2014年度) 事業実績		<ul style="list-style-type: none"> • 商工ニュース発行回数 4回 • 商工施策ガイドブック発行部数 1,600部 • FAX商業情報提供回数 21回 • その他（「吹田の商業」発行） 	
平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度） 事業実施の方向性			
引き続き、市内商工業者に対して、本市の施策や市内商業者による独自の活性化方策などについての幅広い情報発信及び情報共有を図っていくとともに、施策の積極的な活用を呼びかけることで、補助金の活用などによる市内商工業の活性化を促進していく。			
事業の成果を表す指標		各年度における目標値など	
FAX商業情報提供回数		30回以上	

今後実施を検討すべき新たな取組など

◆ 市内の各種プラットフォームとの連携による情報発信機能の強化

行政による支援施策等の情報発信については、行政単独で行うだけでは不十分であるため、市内の経済団体等をはじめとする様々なプラットフォームとの積極的な交流及び連携を行い、より幅広い市内事業者に対して必要な情報を伝えるための情報発信機能の強化を図る。

◆ 特徴ある市内企業のPR

市民の市内産業への関心を高めるとともに、市内企業のビジネスチャンスの拡大につなげるために、市内で長く継続して事業活動を行っている老舗企業や、高度な独自技術などにより成長している市内企業などに対する本市独自の表彰や展示紹介などによるPR支援の実施について検討を行う。

◆ 市内企業に対するCSR活動の促進

企業のCSR活動は、企業が事業活動の中で社会的責任を果たし信頼性と競争力を向上させていくために重要であることから、今後、優れたCSR活動を外部に紹介するなど、市内企業のCSR活動を促進していくための支援の実施について検討を行う。

◆ 市立図書館を活用した産業関連情報の提供

市内事業者に対する行政の支援をはじめとした情報や、特に市民に対しては、個人の創業に係る支援や手続についての情報を広く提供していくために、市内の各市立図書館において、本市をはじめ、国、大阪府等の行政の産業振興施策に関するパンフレットやチラシ、またその他関連する書籍などを集めたビジネスコーナーの設置について検討を行う。

◆ 市内事業者を支援するためのセンター機能を持った施設の設置

市内創業者や、中小企業者、小規模企業者をはじめとする市内事業者に対して、行政等の支援施策についての情報提供、事業活動における各種相談、他の事業者や経済団体等との交流などの様々な支援をワンストップで活用することのできる環境を整備することは非常に重要である。また、行政においても、各種事業の実施や経済団体等との連携など、市内事業者に対する支援施策を推進するにあたっての拠点の整備が求められていることから、将来に向けて、それらを実現することのできる新たな施設の設置について検討を行う。

第2節 施策別成果指標、現状値及び目標値

前節で示した各事業の実施を踏まえて、五つの施策の推進状況についてもそれぞれ進捗管理を行うことが必要である。各施策については、一つの指標によって成果を測ることや、そもそも数値化された指標によって成果を測ることが困難な場合もあると考えられるが、本節では、数値面から各施策の進捗管理を行うための成果指標の設定を行うとともに、平成28年度（2016年度）の現状値に基づく平成32年度（2020年度）末における目標値を掲げる。

【施策Ⅰ】 創業の促進及び創業者の事業継続に対する支援

施策の成果を表す指標	開業率 - 廃業率
指標の考え方	市内においてより多くの創業者を生み出すとともに市内創業者の事業継続率を高め、市内事業所数を増加させることを目的として指標を設定
平成28年度（2016年度）における現状値	2.11ポイント（9.91% - 7.80%） （平成26年経済センサス - 基礎調査より）
平成32年度（2020年度）末における目標値	3ポイント以上

【施策Ⅱ】 地域経済の循環及び活性化に資する企業誘致の推進

施策の成果を表す指標	平成28年度（2016年度）以降における企業立地支援件数
指標の考え方	市内における事業所の新規立地又は拡張を支援することで産業集積の維持及び拡大を図り、市内事業所数を増加させることを目的として指標を設定
平成28年度（2016年度）における現状値	0件
平成32年度（2020年度）末における目標値	25件（各年度5件）

【施策Ⅲ】 中小企業者の経営の安定、販路開拓及び人材育成に対する支援

施策の成果を表す指標	事業所における労働生産性（従業者 1 人あたり付加価値額）
指標の考え方	市内事業者の 9 割以上を占める中小企業者、小規模企業者の事業活動支援を行い、一人ひとりの従業者が生み出す付加価値額、すなわち労働生産性を高めることを目的として指標を設定
平成28年度（2016年度）における現状値	480万円 （平成24年経済センサス－活動調査より）
平成32年度（2020年度）末における目標値	504万円（現状値＋5％）

【施策Ⅳ】 事業者等による組織活動及び商業地の活性化に対する支援

施策の成果を表す指標	商店街及び小売市場における空き店舗率
指標の考え方	市内においてコミュニティの核となる商店街及び小売市場の活性化を目指し、空き店舗率の低下を目的として指標を設定
平成28年度（2016年度）における現状値	9.0% （平成27年（2015年）10月1日現在）
平成32年度（2020年度）末における目標値	7.3%（平成19年（2007年）値）以下

【施策Ⅴ】 行政による情報発信及び市民、事業者並びに経済団体等による交流の促進

施策の成果を表す指標	行政との情報の受発信が可能な事業所数 （過去の訪問事業所数の累計）
指標の考え方	行政又は経済団体等が、より多くの市内事業者との間で必要な情報のやり取りを行うことのできる関係づくりを目的として指標を設定
平成28年度（2016年度）における現状値	569事業所 （平成28年（2016年）3月1日現在）
平成32年度（2020年度）末における目標値	800事業所（各年度約50事業所の新規開拓）

第6章

ビジョンの実現に向けて

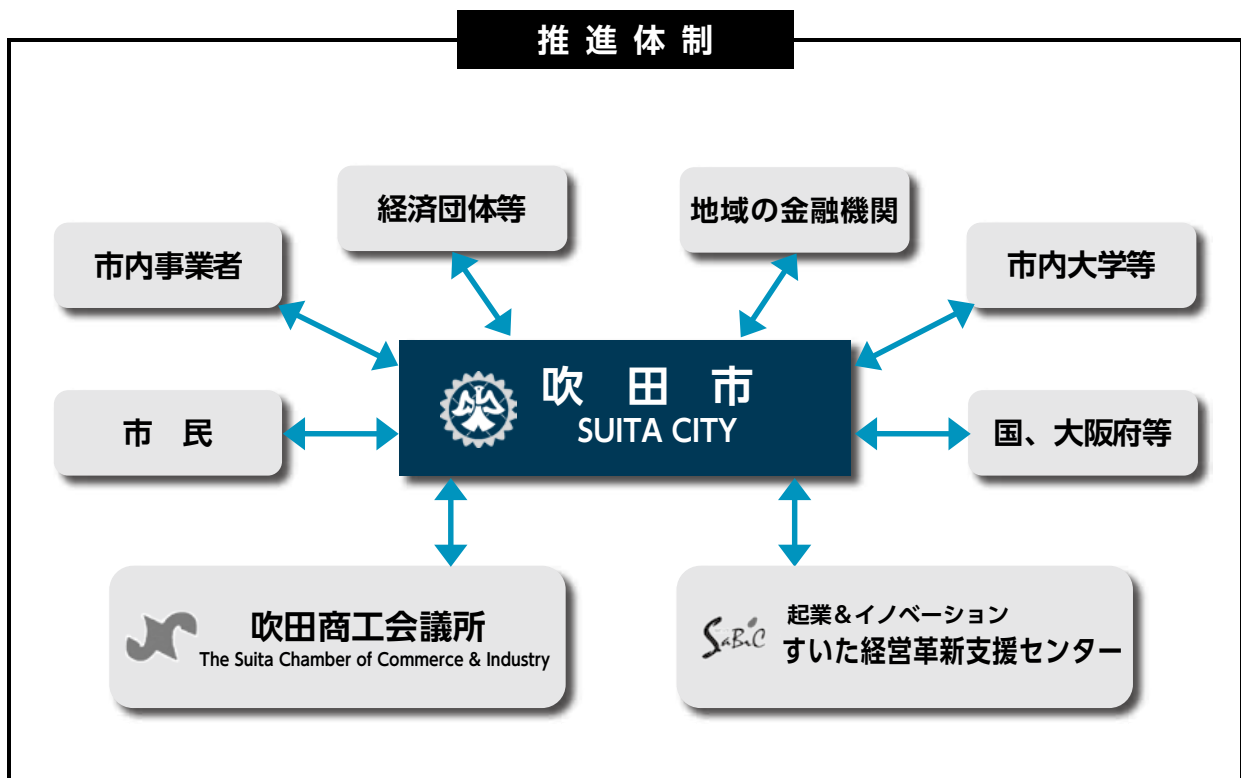
第6章 ビジョンの実現に向けて

本章では、本ビジョンの実現に向けて、行政が市民、事業者及び経済団体等と連携してビジョンを推進していくための体制を具体化するとともに、ビジョンの基本理念、基本方針及び施策に基づくアクションプランの進捗管理とビジョンの中間見直しを行うにあたっての考え方を示す。

第1節 ビジョンの推進体制の構築

本ビジョンの推進にあたっては、ビジョンの基本理念、基本方針だけでなく、その基盤となる産業振興条例の考え方について、行政内部での共有を進めることで全庁的な推進体制を整備していくとともに、市民、事業者及び経済団体等に対しても更なる周知を徹底することで、全市的にビジョンの目指す方向性を共有していくことが非常に重要である。そのうえで、行政、市民、事業者及び経済団体等がそれぞれ、産業振興条例に基づく役割を踏まえて連携することにより、ビジョンの実現に向けた推進体制を構築していく。

具体的には、行政が中心となって、吹田商工会議所、すいた経営革新支援センター（SaBiC）をはじめとする経済団体や創業支援機関のほか、地域の金融機関、本市に集積している各大学等との連携を強化していくとともに、必要に応じて国や大阪府等の行政機関との連携も図りながら、ビジョンの実現に向けた取組を推進していく。



第2節 アクションプランの進捗管理とビジョンの中間見直し

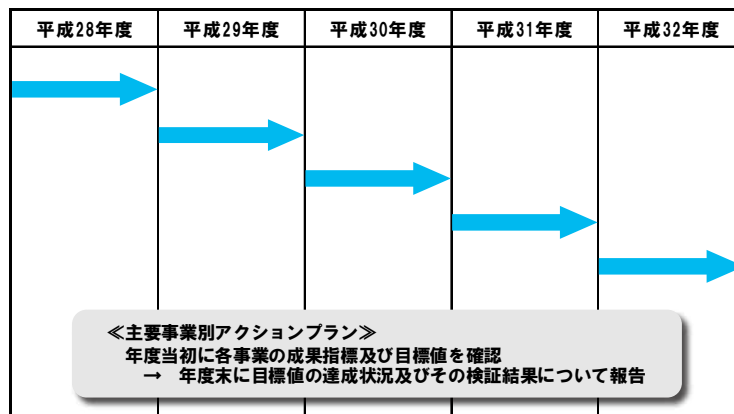
平成28年度（2016年度）から実施するアクションプランの進捗管理と、平成32年度（2020年度）に実施するビジョンの中間見直しについては、本市が設置し、外部委員により構成される吹田市商工業振興対策協議会において、ビジョンの推進状況の報告やそれに対する意見聴取等を行いながら以下の通り進めていく。

(1) アクションプランの進捗管理

◆ 事業別アクションプラン

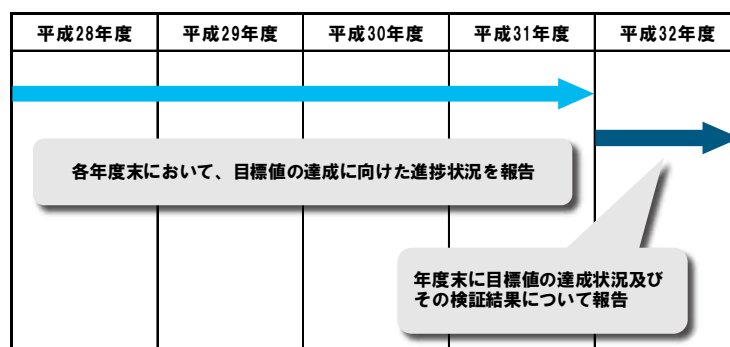
各施策に基づく主要事業別アクションプランについては、計画期間である平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの各年度において、年度当初に各事業の成果指標及び目標値を確認するとともに、年度末に目標値の達成状況及びその検証結果について報告を行う。

また、今後実施を検討すべき新たな取組については、平成28年度（2016年度）以降に、記載している各取組の実施に向けた今後の検討スケジュールを改めて示すとともに、計画期間内において適宜、そのスケジュールに基づく各取組の検討状況又は実施状況について報告を行う。



◆ 施策別成果指標、現状値及び目標値

事業別アクションプランを踏まえた施策別の成果指標については、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）までの各年度末において、目標値の達成に向けた進捗状況を報告するとともに、平成32年度（2020年度）末においては目標値の達成状況及びその検証結果について報告を行う。



(2) ビジョンの中間見直し及び後期アクションプランの策定

◆ ビジョンの中間見直し

本ビジョンは平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間を計画期間とするものであり、10年後の将来像である基本理念とその実現のための基本方針を掲げている。しかし、今後の社会経済動向や本市の産業の動向の変化等により、基本理念や基本方針についての修正が必要となる状況を考慮し、5年目の平成32年度（2020年度）においてビジョンの中間見直しを行うことを予定している。

具体的には、見直し時点における本市の事業所実態等について改めて調査及び分析を行うとともに、それまでのビジョンの推進状況を踏まえて、必要に応じて基本理念、基本方針を修正することでビジョンの改訂を行う。

◆ 後期アクションプランの策定

ビジョンの中間見直しを実施する平成32年度（2020年度）中に、前期アクションプランの進捗状況及びビジョンの見直し内容を踏まえて、平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）までの5年間を計画期間とする後期アクションプランの策定を行う。

策定後においては、前期アクションプランと同様に、吹田市商工業振興対策協議会において進捗管理を実施する。

參考資料

参考資料

資料1 ビジョンの策定経過

本ビジョンは、平成25年度（2013年度）から策定の方向性について検討を始め、吹田市商工業振興対策協議会及びその下部組織である吹田市商工振興ビジョン策定専門部会において必要な意見又は助言を聴取することなどにより、策定作業を進めてきた。

(1) ビジョン策定に係る会議開催状況等

年度	月日	会議	備考
平成25年度 (2013年度)	10月30日	商工業振興対策協議会	ビジョン策定方針の確認 ↓
	2月24日	商工業振興対策協議会	
平成26年度 (2014年度)	4月25日	商工業振興対策協議会	旧ビジョンの検証及び総括 ↓ 事業所実態調査の実施 ↓
	7月1日	商工振興ビジョン策定専門部会を設置 (平成26年7月1日～平成28年3月31日)	
	7月23日	商工振興ビジョン策定専門部会	
	9月25日	商工振興ビジョン策定専門部会	
	11月11日	商工業振興対策協議会	
	2月27日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	
平成27年度 (2015年度)	4月28日	商工業振興対策協議会	ビジョン素案の策定 ↓ パブリックコメントの実施 ↓ ビジョンの策定完了
	6月1日	商工振興ビジョン策定専門部会	
	8月11日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	
	9月28日	商工振興ビジョン策定専門部会	
	11月30日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	
	2月22日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	
	3月	—	

(2) 委員名簿

◆ 吹田市商工業振興対策協議会委員

氏 名	団体役職及び公職等
(会 長) 佐 竹 隆 幸	兵庫県立大学大学院 経営研究科教授
(副会長) 濱 崎 真 一	近畿税理士会 吹田支部
石 川 聖 子	中小企業診断士
井 川 文 夫	吹田商工会議所 専務理事
好 見 平治郎	吹田商工会議所 工業部会幹事
田 中 敏 之	吹田商工会議所 青年部
浦 部 文 彦	吹田市片山商店会協同組合 代表理事
市 川 盛 壽	市川電器 代表者
西 尾 栄 一	吹田商工協同組合 理事
金 谷 修 司	大阪府中小企業家同友会 吹田支部長
森 田 里 花	消費生活相談員
立 山 さち子	吹田市消費者団体協議会委員
鈴 木 真 世	公募委員
宗 智 哉	公募委員

◆ 吹田市商工振興ビジョン策定専門部会委員

◇ 吹田市商工業振興対策協議会委員

氏 名	団体役職及び公職等
(会 長) 佐 竹 隆 幸	兵庫県立大学大学院 経営研究科教授
井 川 文 夫	吹田商工会議所 専務理事
好 見 平治郎	吹田商工会議所 工業部会幹事
田 中 敏 之	吹田商工会議所 青年部
浦 部 文 彦	吹田市片山商店会協同組合 代表理事
西 尾 栄 一	吹田商工協同組合 理事
金 谷 修 司	大阪府中小企業家同友会 吹田支部長
鈴 木 真 世	公募委員

◇ 特別委員

氏 名	団体役職及び公職等
(副会長) 太 田 一 樹	大阪経済大学 経営学部教授
中 坊 久 継	株式会社NMR流通総研 代表取締役社長

資料2 吹田市産業振興条例

平成21年3月31日条例第6号

吹田市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条に規定する特定連鎖化事業(サービス業に属する事業を含む。)をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- (5) 経済団体等 商工会議所、農業協同組合その他の市内における産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。
- (6) 大型店 店舗面積の合計が500平方メートル以上である建物をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策(以下「産業施策」という。)を行うことにより推進されなければならない。

- 2 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。
- 3 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

(産業施策の方針)

第4条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。

- (1) 創業の支援及び事業者の定着の促進を図ること。
- (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
- (3) 日常生活を支える地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援することにより、地域の商業の魅力の向上を図ること。
- (4) 環境と調和のとれた都市型工業の推進を図ること。
- (5) 消費地に近い特性を生かすとともに、農地の持つ多面的な機能を活用した都市にふさわしい農業の振興を図ること。
- (6) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を市の内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。
- (7) 人の交流の促進並びに情報の発信、収集及び共有の機能の強化を図ること。
- (8) 産業を担う人材の育成を図ること。
- (9) 地域からの雇用の促進及び継続に対する支援を図ること。

- (10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (11) 小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図ること。

(市の役割)

第5条 市は、基本理念に基づき、必要な調査を行い、産業施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、産業施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、産業施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の上昇に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者（特定連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）を含む。）は、商店会（当該商店街又は小売市場において事業を営む者の組織する経済団体等という。以下同じ。）へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内において大型店を運営する者は、経済団体等へ加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。
- 4 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。
- 5 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者は、当該加盟者に対して第2項の規定を遵守するよう指導するとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(会議の開催等)

第9条 市長は、産業施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。

- 2 市長は、産業施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

吹田市商工振興ビジョン2025

発行 平成28年(2016年)3月

編集 吹田市 都市魅力部 地域経済振興室
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6384-1231(代表)
<http://www.city.suita.osaka.jp>

組織名については平成28年(2016年)4月1日に組織改正が予定されているため、新組織名で表示しています。

この冊子は500部作成し、一部あたりの単価は940円です。



吹田市